大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する調査開始の件(平成29年財務省告示第86号)で告示した関税定率法(明治43年法律第54号)第8条第5項の調査に関する調査結果報告書

目次

| 1 | 総論 | 1 - |
|---|---|-----|
| | 1-1 調査の対象とした貨物(以下「調査対象貨物」という。)の品名、銘柄、型式及 | び特 |
| | 徴並びに供給者及び供給国 | 1 - |
| | 1-1-1 品名 | 1 - |
| | 1-1-2 銘柄及び型式 | 1 - |
| | 1-1-3 特徴 | 1 - |
| | 1-1-4 供給者及び供給国 | 1 - |
| | 1-2 調査の対象とした期間(以下「調査対象期間」という。) | |
| | 1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 | 1 - |
| | 1-2-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害 | 等の |
| | 事実に関する事項 | |
| | 1-3 調査の対象とした事項の概要 | |
| | 1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 | 2 - |
| | 1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害 | - |
| | 事実に関する事項 | |
| | 1-4 調査開始の経緯 | |
| | 1-4-1 課税申請 | |
| | 1-4-2 調査開始の決定 | |
| | 1-5 調査開始後の経緯 | |
| | 1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況 | |
| | 1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等 | 5 - |
| | 1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透して | 0 |
| | いる事実に関する質問状等の送付等 | |
| | 1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等 | |
| | 1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等 | |
| | 1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等 | |
| | 1-5-2 質問状回答書の不備等に対する確認 1-5-3 追加質問状の送付等 | |
| | 1-5-3 垣加質問状の送付等 1-5-3-1 追加質問状の送付及び回答 | |
| | 1-5-3-1 垣加負間状の送付及の回各 1-5-3-2 追加質問状回答書等の不備に対する確認事項の送付 | |
| | 1-5-3-2 垣加貞同仏回谷書等の不偏に対する確認事項の送刊 | |
| | 1-5-4 代替国に係る選定通知の送刊等 | |
| | 1-5-4-1 代書国に係る選定通知(1回日) | |
| | 1 - 5 - 4 - 2 「付置に休る送足過ね(2 回日) | |
| | 1-5-5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等 | |
| | 1-5-5-1 証拠の提出及び証言 | |
| | 1-5-5-2 対質の申出 | |
| | 1-5-5-3 意見の表明 | |
| | 1-5-5-4 情報の提供 | |
| | 1-5-6 現地調査 | |
| | 1-5-6-1 供給者及び本邦生産者に対する現地調査の実施 | |
| | 1-5-6-2 供給者及び本邦生産者に対する現地調査後の手続 | |

| | 1-6 秘密の情報 | 26 - |
|---|---|--------|
| | 1-7 証拠等の閲覧 | |
| | 1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘 | |
| | 1-9 知ることができた事実 (ファクツ・アヴェイラブル) の適用 | 29 - |
| 2 | 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 | - 30 - |
| _ | 2-1 総論 | |
| | 2-1-1 調査対象貨物 | |
| | 2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物 | |
| | 2-1-2 調査パダ質粉と地鉄ケる料理の質粉 2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方 | |
| | 2-1-6-1-3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| | 2-1-5 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方 | |
| | 2-1-6 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実 | |
| | 的考え方 | |
| | 2-1-7 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討 | |
| | 2-1-8 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論 | |
| | 2-1-9 代替国手続に係る意見の表明 | |
| | 2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方 | |
| | 2-1-11 端数処理の基本的考え方 | |
| | 2-2 韓国の供給者 | 33 - |
| | 2-2-1 泰光ベンド | 34 - |
| | 2-2-1-1 正常価格 | 34 - |
| | 2-2-1-2 本邦向け輸出価格 | 35 - |
| | 2-2-1-3 通貨の換算 | 35 - |
| | 2-2-1-4 不当廉売差額率 | 36 - |
| | 2-2-2 和珍 PF | 36 - |
| | 2-2-2-1 供給者 | 36 - |
| | 2-2-2-2 正常価格 | 36 - |
| | 2-2-2-3 本邦向け輸出価格 | 38 - |
| | 2-2-2-4 通貨の換算 | 38 - |
| | 2-2-2-5 不当廉売差額率 | 38 - |
| | 2-2-3 供給者質問状への回答を提出したが、知ることができた事実(ファク | ツ・ア |
| | ヴェイラブル)に基づいて不当廉売差額率を算出した供給者 | 38 - |
| | 2-2-3-1 不当廉売差額率 | 38 - |
| | 2-2-4 その他の韓国の供給者 | 39 - |
| | 2-2-4-1 不当廉売差額率 | |
| | 2-2-5 韓国の供給者の不当廉売差額率 | |
| | 2-3 中国の供給者 | |
| | 2-3-1 中国の供給者 | |
| | 2-3-2 代替国候補の選定 | |
| | 2-3-3 代替国の正常価格 | |
| | 2-3-4 本邦向け輸出価格 | |
| | 2-3-5 通貨の換算 | |
| | 2-3-6 中国の供給者の不当廉売差額率 | 44 - |

| | 2-4 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論 | - 44 - |
|---|---|--------|
| 3 | 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関 | する事 |
| | 項 | 45 - |
| | 3-1 同種の貨物の検討 | |
| | 3-1-1 物理的及び化学的特性 | - 45 - |
| | 3-1-2 製造工程 | |
| | 3-1-3 流通経路 | - 46 - |
| | 3-1-4 価格の決定方法 | - 46 - |
| | 3-1-5 用途 | - 46 - |
| | 3-1-6 代替性 | - 47 - |
| | 3-1-7 貿易統計上の分類 | |
| | 3-1-8 同種の貨物の検討についての結論 | - 47 - |
| | 3-2 本邦の産業 | - 47 - |
| | 3-3 累積的な評価 | |
| | 3-3-1 累積的な評価 | |
| | 3-3-2 当該輸入貨物の供給国、不当廉売差額、輸入量及び競争状態 | |
| | 3-3-2-1 当該輸入貨物の供給国 | |
| | 3-3-2-2 当該輸入貨物の不当廉売差額 | |
| | 3-3-2-3 当該輸入貨物の輸入量 | |
| | 3-3-2-4 原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間の競争状態 | |
| | 3-3-3 結論 | |
| | 3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価 | |
| | 及ぼす影響 | |
| | 3-4-1 当該輸入貨物の輸入量 | |
| | 3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす景 | ∕響 |
| | 53 - | 114 |
| | 3-4-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同 | |
| | 貨物の価格に及ぼす影響についての結論 | _ |
| | 3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響 | |
| | 3-5-1 マクロ指標 3-5-1-1 生産高(生産量) | |
| | 3-5-1-1 生産尚(生産単) | |
| | 3-5-1-2 生産能力・操業及(稼働率) | |
| | 3-5-1-3 任庫 | |
| | 3-5-2 ミクロ指標 | |
| | 3-5-2-1 利潤 | |
| | 3-5-2-2 投資及び投資収益 | |
| | 3-5-2-3 資金流出入 (キャッシュフロー) | |
| | 3-5-2-4 資金調達能力 | |
| | 3-5-2-5 雇用 | |
| | 3-5-2-6 賃金 | |
| | 3-5-2-7 生産性 | |
| | 3-5-2-8 成長 | |

| | 3-5-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因 | 62 - |
|---|---|--------|
| | 3-5-2-10 不当廉売価格差の大きさ | 64 - |
| | 3-5-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論 | 65 - |
| | 3-6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 | 頁につ |
| | いての結論 | 66 - |
| 4 | 因果関係 | - 68 - |
| • | 4-1 当該輸入貨物の輸入による影響 | |
| | 4-2 当該輸入貨物以外による影響 | |
| | 4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格 | |
| | 4-2-2 第三国からの輸入の量及び価格についての検討 | |
| | 4-2-2-1 第三国からの輸入の量及び価格に係る結論 | |
| | 4-2-3 需要の減少又は消費態様の変化 | |
| | 4-2-3-1 需要の変化 | |
| | 4-2-3-1 冊 4 - 2 - 3 - 2 消費態様の変化 | |
| | 4-2-3-2 需要の減少又は消費態様の変化の結論 | |
| | 4-2-4 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、並びに外国の生産者 | |
| | の生産者との間の競争 | |
| | 4-2-5 技術の進歩 | |
| | 4-2-6 本邦の産業の輸出実績 | |
| | 4-2-6 年700 産業の生産性 | |
| | 4-3 因果関係に関する結論 | |
| _ | | |
| Б | 仮の決定に対する反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解 | |
| | 5-1 調査の経緯に関する事項 | |
| | 5-1-1 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示 | |
| | 5-1-2 仮の決定に対する利害関係者からの意見等 | |
| | 5-1-3 秘密の情報 | |
| | 5-1-4 証拠等の閲覧 | |
| | 5-1-5 開示範囲及び秘密情報の要約に係る意見等 | |
| | 5-1-6 暫定措置 | |
| | 5-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等 | - |
| | | |
| | 5-2-1 泰光ベンドからの反論等に係る検討 | |
| | 5-2-1-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討 | |
| | 5-2-1-1-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等 | |
| | 5-2-1-1-2 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等に対する再反論等 | |
| | 5-2-1-1-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討 | |
| | 5-2-1-2 正常価格算定方法の開示等に関する反論等の検討 | |
| | 5-2-1-2-1 正常価格算定方法の開示等に関する反論等 | |
| | 5-2-1-2-2 正常価格算定方法の開示等に関する反論等に対する再反論等 | |
| | 5-2-1-2-3 正常価格算定方法の開示等に関する反論等の検討 | |
| | 5-2-1-3 泰光ベンドからの反論等に係る検討の結論 | |
| | 5-2-2 和珍 PF からの反論等に係る検討 | |
| | 5-2-2-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等 | - 88 - |

| | 5-2-2-2 不当廉売関税率の算定方法に関する再反論等 | - 90 - |
|---|---|--------|
| | 5-2-2-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討 | 92 - |
| | 5-2-3 三光ベンドからの反論等の検討 | 94 - |
| | 5-2-3-1 三光ベンドからの反論等 | 94 - |
| | 5-2-3-2 三光ベンドからの反論等に対する再反論等 | 94 - |
| | 5-2-3-3 三光ベンドからの反論等の検討 | 95 - |
| | 5-2-4 PILS 及び YOUNGSHIN BEND からの反論等の検討 | |
| | 5-2-4-1 PILSからの反論等の検討 | 95 - |
| | 5-2-4-1-1 PILSからの反論等 | 95 - |
| | 5-2-4-1-2 PILS からの反論等に対する再反論 | 96 - |
| | 5-2-4-1-3 PILSからの反論等の検討 | |
| | 5 - 2 - 5 YOUNGSHIN BEND からの反論等の検討 | |
| | 5 - 2 - 5 - 1 - 1 YOUNGSHIN BEND からの反論等 | |
| | 5-2-5-1-2 YOUNGSHIN BEND からの反論等に対する再反論等 | |
| | 5-2-5-1-3 YOUNGSHIN BEND からの反論等の検討 | |
| | 5-3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損 | |
| | 事実に関する事項」に係る反論等の検討 | |
| | 5-3-1 同種の貨物に関する反論等の検討 | |
| | 5-3-1-1 同種の貨物に関する反論等 | |
| | 5-3-1-2 同種の貨物に関する再反論等 | |
| | 5-3-1-3 同種の貨物に関する反論等に係る検討 | |
| | 5-4 「4 因果関係」に係る反論等の検討 | |
| | 5-4-1 因果関係に関する反論等の検討 | |
| | 5-4-1-1 因果関係に関する反論等 | |
| | 5-4-1-2 因果関係に関する再反論等 | |
| | 5-4-1-3 因果関係に関する反論等に係る検討 | |
| | 5-5 その他の検討 | |
| | 5-5-1 仮の決定を支持する意見 | |
| | 5-5-2 その他の反論等 | |
| | 5-6 仮の決定に係る反論·再反論等についての結論 | |
| 6 | 最終決定の基礎となる重要な事実に対する反論及び再反論、並びにこれらに係る調 | |
| O | 見解 | |
| | 6-1 調査の経緯に関する事項 | |
| | 6-1-1 重要事実の通知 | |
| | 6-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見 | |
| | 6-1-3 秘密の情報 | |
| | 6-1-4 証拠等の閲覧 | |
| | 6-1-5 仮の決定に係る反論等の閲覧及びこれに対する再反論 | |
| | 6-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論 | |
| | 計 | |
| | 6-2-1 泰光ベンドからの反論等に係る検討 | |
| | 6-2-1-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討 | |
| | 6-2-1-1 不当廉元差額率の算定方法に関する反論 | |
| | | 101 |

| | 6 − 2 − 1 − 1 − 2 不当廉売差額率の算定方法に関する反論に対する再反論 110 · |
|---|---|
| | 6-2-1-1-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討 |
| | 6-2-1-2 正常価格算定方法の開示等に関する反論等の検討 114· |
| | 6-2-1-2-1 正常価格算定方法の開示等に関する反論 |
| | 6-2-1-2-2 正常価格算定方法の開示等に関する反論に対する再反論 114· |
| | 6-2-1-2-3 正常価格算定方法の開示等に関する反論等の検討 115· |
| | 6-2-1-3 泰光ベンドからの反論等に係る検討の結論 |
| | 6-2-2 和珍 PF からの反論等の検討 |
| | 6-2-2-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論 115· |
| | 6-2-2-2 不当廉売差額率の算定方法に関する再反論 117· |
| | 6-2-2-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討 117· |
| | 6-2-3 三光ベンドからの反論等の検討117· |
| | 6-2-3-1 三光ベンドからの反論117· |
| | 6-2-3-2 三光ベンドからの反論等に対する再反論 118 · |
| | 6-2-3-3 三光ベンドからの反論等の検討 118· |
| | 6-2-4 韓国政府からの反論等の検討 |
| | 6-2-4-1 韓国政府からの反論 |
| | 6-2-4-2 韓国政府からの反論等に対する再反論等119· |
| | 6-2-4-3 韓国政府からの反論等の検討 |
| | 6-3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の |
| | 事実に関する事項」に係る反論等の検討121・ |
| | 6-3-1 同種の貨物に関する再反論等 |
| | 6-3-2 同種の貨物に関する再反論等の検討 |
| | 6-4 「4 因果関係」に係る反論等の検討 |
| | 6-5 重要事実を支持する意見122 |
| | 6-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論122 |
| 7 | 結論 123 |
| - | |

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物(以下「調査対象貨物」という。)の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国

1-1-1 品名

(1) 炭素鋼製突合せ溶接式継手

1-1-2 銘柄及び型式

(2) 商品の名称及び分類についての統一システム (HS) の品目表第 7307.93 号に分類される突合せ溶接式継手のうち炭素鋼製のもの。

1-1-3 特徴

(3) 流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす炭素鋼製の管状のもので、配管と突合せ溶接で接続する配管部材であり、建物、化学プラント、ガスプラント、発電所及び船舶などに設置された配管と配管を接続する等のために用いられる。

1-1-4 供給者及び供給国

(4) 大韓民国(以下「韓国」という。)及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。 以下「中国」という。)の生産者及び輸出者。

1-2 調査の対象とした期間(以下「調査対象期間」という。)

1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(5) 平成27年10月1日から平成28年9月30日まで。

ただし、不当廉売関税に関する政令(平成6年政令第416号。以下「政令」という。)第2条第3項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実(調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実)1については、生産者の会社設立の時から平成28年9月30日まで。

なお、「調査対象貨物と同種の貨物」(以下「同種の貨物」という。)とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう²。

1-2-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に

¹ 政令第2条第3項

以下第五末第3項

^{・ 1994}年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定(平成6年条約第15号)(以下「協定」という。)2.6

関する事項

(6) 平成25年1月1日から平成28年9月30日まで。

1-3 調査の対象とした事項の概要

1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (7) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関して、
 - (ア) 同種の貨物の正常価格(輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる 価格)
 - (イ) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
 - (ウ) これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額(ダンピング・マージン)
 - (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (8) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、
 - (ア) 不当廉売された調査対象貨物の輸入量
 - (イ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業の同種の貨物の価格に及ぼす影響
 - (ウ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす 影響
 - (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事 実の有無の認定に関し参考となるべき事項

について調査した。

1-4 調査開始の経緯

1-4-1 課税申請

(9) 平成29年3月6日、関税定率法(明治43年法律第54号。以下「法」という。)第8条第4項の規定による求めとして、「大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税を課することを求める書面」(以下「申請書」という。)が、株式会社ベンカン機工(以下「ベンカン機工」という。)、日本ベンド株式会社(以下「日本ベンド」という。)及び古林工業株式会社(以下「古林工業」という。)の3者の連名で提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

| 名称 | 住所 |
|--------|----------------|
| ベンカン機工 | 群馬県太田市六千石町5番地1 |

| 日本ベンド | 東京都大田区本羽田三丁目 14番 21号 |
|-------|----------------------|
| 古林工業 | 大阪府大阪市西成区津守三丁目3番17号 |

(10) 申請者は、下記「3-2 本邦の産業」に記載のとおり、本邦において同種の貨物を生産 及び販売している者で、平成27年10月から平成28年9月における当該同種の貨物の本邦 における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格(本邦における総生産高の25% 以上)3を満たしていた。

なお、調査当局は、平成 29 年 3 月 24 日、韓国政府及び中国政府に対し、かかる申請があり受領した旨を通知4した。

1-4-2 調査開始の決定

- (11) 申請書を検討した結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の50%を超えていたこと5から、調査を開始する必要があると認められたので、平成29年3月31日、申請書に基づく調査の開始を決定6し、その旨を直接の利害関係人(調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。)と認められた者に対し、書面により通知7(申請書の写し(開示版)を添付)するとともに、官報で告示8した(平成29年3月31日財務省告示第86号)(以下「調査開始告示」という。)。
- (12) 調査開始告示において、政令第10条第1項前段及び第10条の2第1項前段の規定による 証拠の提出及び証言、第11条第1項の規定による証拠等の閲覧、第12条第1項の規定によ る対質の申出、第12条の2第1項の規定による意見の表明並びに第13条第1項の規定によ る情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。
 - (ア) 証拠の提出及び証言についての期限 平成29年8月10日
 - (イ) 証拠等の閲覧についての期限 調査終了の日
 - (ウ) 対質の申出についての期限 平成29年9月11日
 - (エ) 意見の表明についての期限 平成 29年 10月 10日
 - (オ) 情報の提供についての期限 平成29年9月11日

また、同告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」旨を告示した。

(13) 平成29年3月31日、韓国政府及び中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により

³ 政令第5条第1項

⁴ 協定 5.5

⁵ 協定 5.4、政令第7条第1項第7号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン (平成 23年) (以下「ガイドライン」という。) 5.(3)

⁶ 法第8条第5項

⁷ 政令第8条第1項

⁸ 政令第8条第1項

通知9(申請書の写し(開示版)を添付)した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、平成 29 年 4 月 11 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明10した。

なお、本件調査の開始決定に際し、同年3月29日に財務大臣から経済産業大臣に対して、 及び同年3月30日に経済産業大臣から財務大臣に対して、財務大臣及び経済産業大臣は、本 件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知11した。

1-5 調査開始後の経緯

1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況

- (14) 平成 29 年 4 月 10 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者 (以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。)並びに産業上の使用者に対して、「確 認票」及び「質問状」(以下、平成 29 年 4 月 10 日に送付した各質問状 (調査当局のホームペ ージに掲載し公表した当該質問状を含む)を総称して「当初質問状」という。)等を送付した。
- (15) 確認票及び当初質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、「表2 確認票及び当初質問状の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

なお、具体的には、下記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」、「1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」、「1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等」、「1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。また、確認票及び当初質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、自発的な証拠の提出としてこれを受理した。

表 2 確認票及び当初質問状の送付及び回答等の状況

| | 送付等 | 確認票 | | | | | | 当初質問状 | |
|-----------|-----|-----|------|--------|----------|------|----------|-------|------|
| 利害関係者等の区分 | の対象 | 回答数 | | うち実績あり | | | 回答数 | | |
| 利舌関係有寺の区方 | A | В | B/A | C | | C/B | | D | D/A |
| | 件 | 件 | % | 件 % | | | 件 | % | |
| | | | | 生産 | 輸出 | 生産 | 輸出 | | |
| 供給者 (韓国) | 19 | 7 | 36.8 | 5 | 5 | 71.4 | 71.4 | 3 | 15.8 |
| 供給者 (中国) | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (市場経済の条件が | | | | | | | | | |
| 浸透している事実に | 7 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | 0 | 0 |
| 関するもの) | | | | | | | | | |
| 輸入者 | 4 | 3 | 75.0 | 2 | <u>'</u> | 66.7 | <u>'</u> | 3 | 75.0 |

⁹ 協定 6.1.3

¹⁰ ガイドライン 6.(3)

¹¹ 政令第 18条

| 本邦生産者 | 4 | 4 | 100 | 4 | 100 | 4 | 100 |
|---------|---|---|-----|---|------|---|------|
| 産業上の使用者 | 6 | 6 | 100 | 4 | 66.7 | 2 | 33.3 |

- (注 1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」及び「産業上の使用者」は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。
- (注2) 質問状の回答数には、部分的な回答のみ提出した者は計上していない。
- (注3) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下2桁目の数字を四捨五入している。

1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等

(16) 平成 29 年 4 月 10 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(ア)の韓国の生産者及び輸出者 5 者並びに中国の生産者及び輸出者 5 者の計 10 者12に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か等並びに本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」、及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「供給者質問状」という。)を送付13するとともに、財務省14及び経済産業省15のホームページに掲載し公表した。

この際、「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく指定した回答期限内に回答しない場合は、AD協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、平成 29 年 4 月 27 日、下記(イ)の韓国の供給者 4 者及び中国の供給者 1 者の計 5 者に対して、並びに平成 29 年 5 月 24 日、下記(ウ)の韓国の供給者 10 者及び中国の供給者 1 者の計 11 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、供給者質問状への回答を求めた。

(ア) 平成29年4月10日に供給者質問状等を送付した供給者

<韓国の供給者>

- (a) TK Corporation (以下「泰光ベンド」という。)
- (b) Sungkwang Bend Co., Ltd. (以下「聖光ベンド」という。)
- (c) SBC Bend Co., Ltd. (以下「三光ベンド」という。)
- (d) HWAJIN PF Co., Ltd. (以下「和珍 PF」という。)
- (e) YOUNG IND. Co., Ltd. (以下「YOUNG IND」という。)

<中国の供給者>

(f) 営口遼河機械管件有限公司 (Yingkou Liaohe Machinery & Pipe fittings Co., Ltd.)

¹² 申請書 (3.及び図表 1)

¹³ 政令第10条第2項

http://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu_index.htm(以下、確認票及び質問状を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。)

¹⁵ http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/tsugite.html (以下、確認票及び質問状を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。)

(以下「営口遼河機械管件」という。)

- (g) 営口市北方管件有限公司 (Yingkou North Pipe Fittings Co., Ltd.) (以下「営口市北方管件」という。)
- (h) 営口宝唯管件有限公司 (BNV Piping Products Co., Ltd.) (以下「営口宝唯管件」という。)
- (i) 河北圣天管件集团有限公司 (Hebei Shengtian Pipe-Fitting Group Co., Ltd.) (以下「河 北聖天管件集団」という。)
- (j) 河北渤海管道设备集团有限公司 (Hebei Bohai Pipe Fitting Group Co., Ltd.) (以下「河 北渤海管道設備集団」という。)
- (イ) 平成29年4月27日に調査開始決定の通知を送付した供給者

<韓国の供給者>

- (a) Pipe Bank Co., Ltd. (以下「Pipe Bank」という。)
- (b) HASUNG Co., Ltd. (以下「河星」という。)
- (c) KYEONG NAM BEND Co., Ltd. (以下「慶南」という。)
- (d) PILS Co., Ltd. (以下「PILS」という。)

<中国の供給者>

- (e) APCO PIPE FITTINGS Co., Ltd. (以下「APCO PIPE FITTINGS」という。)
- (ウ) 平成29年5月24日に調査開始決定の通知を送付した供給者

<韓国の供給者>

- (a) DG BEND
- (b) SUNGJIN BEND
- (c) NAMSUNG SANUP
- (d) WONNAM BEND
- (e) GUKYONG SANUP
- (f) YOUNGSHIN BEND
- (g) ILSUNG BEND
- (h) JONGHWA BEND
- (i) KUM KANG INDUSTRIAL CO., LTD. (以下「KUM KANG INDUSTRIAL」という。)
- (j) SHK Co., Ltd. (以下「SHK」という。)

<中国の供給者>

- (k) 江阴中南重工股份有限公司(Jiangyin ZhongNan Heavy Industry Holdings Co., Ltd.) (以下「江陰中南重工」という。)
- (17) 確認票に関して、「表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である平成29年4月24日までに、上記(16)(ア)の供給者10者のうち4者¹⁶から、また、当該提出期限後に、同(イ)の調査開始後に調査当局が知り得た供給者5者のうち2者¹⁷から、確認票回答の提出があった。

また、同(ウ)の調査開始後に調査当局が知り得た供給者 11 者のうち 1 者¹⁸から、確認票回答の提出期限である平成 29 年 6 月 7 日までに、確認票回答の提出があった。

¹⁶ 泰光ベンド、聖光ベンド、三光ベンド、和珍 PF

¹⁷ 河星、慶南

¹⁸ SHK

これら確認票回答の提出があった 7 者に関して、7 者全てから調査対象期間中に調査対象 貨物の生産又は輸出の実績がある旨、及び7者のうち5者¹⁹から本邦への輸出実績がある旨、 並びに7者全てから本調査へ協力する旨の回答があった。

(18) 供給者質問状の調査項目 B から G に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 29 年 5 月 10 日までに、上記(16)(ア)の供給者で本調査に協力を表明した 4 者のうち 3 者20から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、他の供給者からは、供給者質問状回答書の提出期限の延長の申出は無かった。

- (19) 供給者質問状に関して、「表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問 状回答書の提出期限である平成 29 年 5 月 17 日までに、上記(16)(ア)の供給者で本調査に協 力を表明した 4 者のうち 3 者²¹から調査項目 A に係る回答書の提出があった。
- (20) 供給者質問状の調査項目 B から G に係る回答書について、回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 29 年 5 月 31 日までに、上記(18)に記載の回答書の提出期限の延長の申出があった供給者のうち泰光ベンドから調査項目 B、C及び E に係る回答書の提出が、聖光ベンドから調査項目 B から F に係る回答書の提出が、並びに和珍 PF から調査項目 B、C、E 及び F に係る回答書の提出があった。
- (21) なお、当初質問状回答書の提出期限後である同年 6 月 19 日、上記(16)(ア)の供給者で本調査に協力を表明した他の 1 者²²から当初質問状回答書の様式のみの提出があったが、調査当局は、同年 6 月 29 日、当該回答については提出期限を大幅に超過し、質問項目のほとんどに回答されていないことから、質問状の回答を提出したとは認められない旨を通知した。

また、同年 8 月 9 日に、上記(16)(1)の供給者のうち、河星から調査項目 1 に係る回答書の提出が、慶南から調査項目 1 及び 1 に係る回答書の提出があったが、調査当局は、同年 1 月 1 日、当該回答については提出期限を大幅に超過し、また、提出延長の申出も一切なかったことから質問状の回答を提出したとは認められない旨を通知した。

(22) 供給者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、 「表3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況

| 供給者名 | 確認票・ 質問状等 の送付等 | 確認票回答日 | 生産・輸出の実績及び | 質問状 回答日 (調査項目 | 質問状回答 延長要望 (調査項目 | 質問状 回答日 (調査項目 | | | |
|------------------|-----------------------------|--------|----------------------|---------------|------------------------|---------------------|--|--|--|
| | の日 | | 協力可否 | A) | B∼G) | B∼G) | | | |
| (ア) 平成29年4月10日に質 | (ア) 平成29年4月10日に質問状等を送付した供給者 | | | | | | | | |
| (a) 泰光ベンド | 4/10 | 4/24 | 生産 有 輸出 有 協力する | 5/17 | 4/28 | 5/31 | | | |

¹⁹ 泰光ベンド、三光ベンド、河星、慶南、SHK

²⁰ 泰光ベンド、聖光ベンド、和珍 PF

²¹ 泰光ベンド、聖光ベンド、和珍 PF

²² 三光ベンド

| (b) 聖光ベンド | | | 生産 有 | | | |
|------------------------|--------|--------|-------|-------|------|-------|
| | 4/10 | 4/24 | 輸出 無 | 5/17 | 5/10 | 5/31 |
| | | | 協力する | | | |
| (c) 三光ベンド | | | 生産 有 | 6/19 | | |
| | 4/10 | 4/24 | 輸出 有 | (期限外) | _ | 回答無し |
| | | | 協力する | (一部以) | | |
| (d) 和珍 PF | | | 生産 有 | | | |
| | 4/10 | 4/24 | 輸出無 | 5/17 | 5/10 | 5/31 |
| | | | 協力する | | | |
| (e) YOUNG IND | 4/10 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (f) 営口遼河機械管件 | 4/10 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (g) 営口市北方管件 | 4/10 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (h) 営口宝唯管件 | 4/10 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (i) 河北聖天管件集団 | 4/10 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (j) 河北渤海管道設備集団 | 4/10 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (イ) 平成29年4月27日に記 | 調査開始決定 | の通知を送付 | した供給者 | | | |
| (a) Pipe Bank | 4/27 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (b) 河星 | | 0/0 | 生産 無 | 8/9 | | 8/9 |
| | 4/27 | 8/9 | 輸出 有 | (期限外) | _ | (期限外) |
| | | (期限外) | 協力する | (一普以) | | (一部() |
| (c) 慶南 | | 0/0 | 生産 有 | 8/9 | | 8/9 |
| | 4/27 | 8/9 | 輸出 有 | (期限外) | _ | (期限外) |
| | | (期限外) | 協力する | (一部) | | (一部() |
| (d) PILS | 4/27 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (e) APCO PIPE FITTINGS | 4/27 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (ウ) 平成29年5月24日に | 調査開始決定 | の通知を送付 | した供給者 | 1 | • | • |
| (a) DG BEND | 5/24 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (b) SUNGJIN BEND | 5/24 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (c) NAMSUNG SANUP | 5/24 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (d) WONNAM BEND | 5/24 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (e) GUKYONG SANUP | 5/24 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (f) YOUNGSHIN BEND | 5/24 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (g) ILSUNG BEND | 5/24 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (h) JONGHWA BEND | 5/24 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (i) KUM KANG | | | | | | |
| INDUSTRIAL | 5/24 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (j) SHK | | | 生産 無 | | | |
| | 5/24 | 6/7 | 輸出 有 | 回答無し | _ | 回答無し |
| | | | 協力する | | | |
| (k) 江陰中南重工 | 5/24 | 回答無し | | 回答無し | _ | 回答無し |

1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等

(23) 平成 29 年 4 月 10 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(16)(ア)(f)~(j)の中国の生産者及び輸出者 5 者²³に対し、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票」、及び「中国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状」(以下「市場経済質問状」という。)を送付²⁴するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、指定した回答期限内に回答しない場合は、日本国政府は、当該生産者が行う同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが明確に示されなかったものと判断し、当該生産者の正常価格は、

- (ア) 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国(以下「代替国」という。) における 消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、
- (イ) 代替国から輸出される調査対象貨物と同種の貨物の販売価格、又は
- (ウ) 代替国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に、当該同種の貨物に係る通常の 利潤並びに管理費、販売経費及び一般経費の額を加えた価格

のいずれかが使用されることがある旨25を明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、平成 29 年 4 月 27 日、上記 (16)(イ)(e)の 1 者に対して、及び平成 29 年 5 月 24 日、上記(16)(ウ)(k)の 1 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、市場経済質問状への回答を求めた。

- (24) 確認票に関して、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限までに、上記(16)(ア)、(イ)及び(ウ)の中国の供給者 7 者全てから、確認票回答の提出はなかった。
- (25) 市場経済質問状に関して、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、 質問状回答書の提出期限までに、上記(16)(ア)(イ)及び(ウ)の中国の供給者 7 者全てから、質 問状回答の提出はなかった。
- (26) 市場経済質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況

| 供給者名 | 確認票・ 質問状等 の送付等 の日 | 確認票 回答日 | 生産の 実績 | 質問状 回答日 (調査項目 A) | 質問状回答 延長要望 (調査項目 B~E) | 質問状 回答日 (調査項目 B~E) |
|------------------|-----------------------------|------------|-----------|---------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| (ア) 平成29年4月10日に質 | (ア) 平成29年4月10日に質問状等を送付した供給者 | | | | | |
| (a) 営口遼河機械管件 | 4/10 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (b) 営口市北方管件 | 4/10 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (c) 営口宝唯管件 | 4/10 | 回答無し | | 回答無し | | 回答無し |
| (d) 河北聖天管件集団 | 4/10 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (e) 河北渤海管道設備集団 | 4/10 | 回答無し | | 回答無し | | 回答無し |

²³ 申請書 (3.及び図表 1)

²⁴ 政令第10条の2第2項

²⁵ 政令第2条第3項

| (イ) 平成29年4月27日に調査開始決定の通知を送付した供給者 | | | | | | |
|----------------------------------|------|------|---|------|---|------|
| (a) APCO PIPE FITTINGS | 4/27 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |
| (ウ) 平成29年5月24日に調査開始決定の通知を送付した供給者 | | | | | | |
| (a) 江陰中南重工 | 5/24 | 回答無し | _ | 回答無し | _ | 回答無し |

1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等

(27) 平成 29 年 4 月 10 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た下記(ア)の 3 者²⁶ に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」、及び「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」(以下「輸入者質問状」という。)を送付²⁷するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

なお、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能 ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」 場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、平成29年4月27日、下記(イ)の輸入者1者に対して、調査開始決定の通知を送付し、輸入者質問状への回答を求めた。

- (ア) 平成29年4月10日に輸入者質問状等を送付した輸入者
 - (a) 株式会社メタルワン鋼管(以下「メタルワン鋼管」という。)
 - (b) 株式会社浅井(以下「浅井」という。)
 - (c) 山陽工業株式会社(以下「山陽工業」という。)
- (イ) 平成29年4月27日に調査開始決定の通知を送付した輸入者
- (a) 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社(以下「住友重機械マリンエンジニアリング」という。)
- (28) 確認票に関して、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である平成 29 年 4 月 24 日までに、上記(27)(ア)の輸入者 3 者全てから確認票回答の提出があった。

なお、上記(27)(イ)の調査開始後に調査当局が知り得た輸入者1者からは、確認票回答の提出はなかった。

これら確認票回答の提出があった 3 者のうち 2 者²⁸から調査対象期間中に調査対象貨物の 輸入の実績がある旨、及び 3 者全てから本調査へ協力する旨の回答があった。

また、上記(27)(ア)の輸入者のうち1者29については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸

²⁶ 申請書 (8.及び図表 2)

²⁷ 政令第10条第2項

²⁸ メタルワン鋼管、山陽工業

²⁹ 浅井

入の実績がない旨の回答³⁰があったことから、本件調査の対象外になるものとして、利害関係者として取り扱わないこととした。

(29) 輸入者質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 29 年 5 月 10 日までに、上記(27)(ア)の輸入者で本調査に協力を表明した 3 者のうち 2 者31から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、他の輸入者からは輸入者質問状回答書の提出期限の延長の申出は無かった。

(30) 輸入者質問状に関して、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問 状回答書の提出期限である平成 29 年 5 月 17 日までに、上記(27)(ア)の輸入者で本調査に協 力を表明した 3 者のうち 2 者³²から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

また、当該提出期限後に上記(27)(イ)の 1 者から、調査項目 A から E に係る回答書の提出があった。

(31) 輸入者質問状の調査項目 B から E に係る回答書について、回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 29 年 5 月 31 日までに、上記(29)に記載の回答書の提出期限の延長の申出があった輸入者のうち 1 者33から調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。

さらに、当該提出期限後に、上記(27)(ア)の輸入者のうち 1 者 34 から調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。

(32) 輸入者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、 「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況

| 輸入者名 | 確認票・ 質問状等 の送付等 の日 | 確認票 回答日 | 輸入実績 及び 協力可否 | 質問状 回答日 (調査項目 A) | 質問状回答 延長要望 (調査項目 B~E) | 質問状 回答日 (調査項目 B~E) |
|----------------------------------|----------------------------|------------|--------------------|---------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| (ア) 平成29年4月10日に質問状等を送付した輸入者 | | | | | | |
| (a) メタルワン鋼管 | 4/10 | 4/24 | 輸入 有協力する | 5/17 | 4/27 | 5/31 |
| (b) 浅井 | 4/10 | 4/24 | 輸入 無協力する | 回答無し | _ | 回答無し |
| (c) 山陽工業 | 4/10 | 4/21 | 輸入 有協力する | 5/17 | 5/2 | 6/5 (期限外) |
| (イ) 平成29年4月27日に調査開始決定の通知を送付した輸入者 | | | | | | |
| (a) 住友重機械マリンエン ジニアリング | 4/27 | 回答無し | _ | 6/2 (期限外) | _ | 6/2 (期限外) |

³⁰ 輸入者確認票(浅井)

³¹ メタルワン鋼管、山陽工業

³² メタルワン鋼管、山陽工業

³³ メタルワン鋼管

³⁴ 山陽工業

1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等

(33) 平成 29 年 4 月 10 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た下記(ア)の 3 者35に対し、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「本邦の生産者に対する質問状」(以下「本邦生産者質問状」という。)を送付36するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書II、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者について、平成29年4月19日、下記(イ)の本邦生産者1 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、財務省及び経済産業省のホームページに掲載の確認票及び本邦生産者質問状を入手の上、回答するよう求めた。

- (ア) 平成29年4月10日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者
 - (a) ベンカン機工
 - (b) 日本ベンド
 - (c) 古林工業
- (イ) 平成29年4月19日に調査開始決定の通知を送付した本邦生産者
 - (a) 東北パイプターン工業株式会社(以下「東北パイプターン工業」という。)
- (34) 確認票に関して、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票 回答の提出期限である平成 29 年 4 月 24 日までに、上記(33)(ア)の本邦生産者 3 者のうち 2 者37から、また、同(イ)の調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者 1 者から、確認票回答 の提出があった。

また、確認票回答の提出期限後に、同(ア)の本邦生産者1者から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった4者全てから調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨及び本調査へ協力する旨の回答があった。

なお、この際、上記(33)(ア)の本邦生産者3者のうち1者38については、確認票の回答に不備多数のため、調査当局から当該書面の再提出を指示し、確認票回答が再提出された。

(35) 本邦生産者質問状の調査項目 B から G に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 29 年 5 月 10 日までに、上記(33)(ア)及び(イ)の本邦生産者で本調査に協力を表明した 4 者39全てから提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

³⁵ 申請書(1.)

³⁶ 政令第10条第2項

³⁷ ベンカン機工、日本ベンド

³⁸ 古林工業

³⁹ ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

なお、この際、上記(33)(ア)の本邦生産者 3 者のうち 1 者40については、延長要望の書面に 不備多数のため、調査当局から当該書面の再提出を指示し、上記提出期限後に延長要望が再 提出された。

- (36) 本邦生産者質問状に関して、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である平成 29 年 5 月 17 日までに、本調査に協力を表明した本邦生産者 4 者全てから調査項目 A に係る回答書の提出があった。
- (37) 本邦生産者質問状の調査項目 B から G に係る回答書について、回答書提出期限の延長後の 提出期限である平成 29 年 5 月 31 日までに、本邦生産者 4 者全てから調査項目 B から G に 係る回答書の提出があった。
- (38) 本邦生産者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況

| 本邦生産者名 | 確認票・ 質問状等 の送付等 の日 | 確認票 回答日 | 生産実績 及び 協力可否 | 質問状 回答日 (調査項目 A) | 質問状回答 延長要望 (調査項目 B~G) | 質問状 回答日 (調査項目 B~G) |
|------------------------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------|---------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| (ア) 平成29年4月10日に質問状等を送付した本邦生産者 | | | | | | |
| (a) ベンカン機工 | 4/10 | 4/20 | 生産 有 協力する | 5/17 | 5/10 | 5/31 |
| (b) 日本ベンド | 4/10 | 4/21 | 生産 有 協力する | 5/12 | 5/8 | 5/31 |
| (c) 古林工業 | 4/10 | 4/25 (期限外) 5/16 | 生産 有協力する | 5/17 | 5/9 5/12 | 5/31 |
| (イ) 平成29年4月19日に調査開始決定の通知を送付した本邦生産者 | | | | | | |
| (a) 東北パイプターン工業 | 4/19 | 4/24 | 生産 有 協力する | 5/17 | 5/10 | 5/30 |

1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等

- (39) 平成 29 年 4 月 10 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 6 者41に対し、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「産業上の使用者に対する質問状」(以下「産業上の使用者質問状」という。)を送付42するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。
- (40) 確認票に関して、「表7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確

⁴⁰ 古林工業

⁴¹ 申請書(8.及び図表3)。ただし、山陽工業は、輸入者として取り扱った。

⁴² 政令第13条第2項

認票回答の提出期限である平成 29 年 4 月 24 日までに、上記(39)の産業上の使用者 6 者のうち 5 者⁴³から、また、当該提出期限後に、他の産業上の使用者 1 者⁴⁴から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 6 者のうち 4 者45から調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨、及び 4 者46から本調査へ協力する旨の回答があった。

- (41) 産業上の使用者質問状に関して、「表7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である平成29年5月17日までに、本調査に協力を表明した産業上の使用者4者のうち2者47から回答書の提出があった。
- (42) 産業上の使用者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況

| 産業上の使用者名 | 確認票・ 質問状等 送付日 | 確認票 回答日 | 購入実績 及び 協力可否 | 質問状 回答日 |
|------------------------------|---------------------|------------|--------------------|------------|
| (ア) 平成 29 年 4 月 10 日に質問状等を送付 | した産業上の値 | 巨用者 | | |
| (a) 今治造船株式会社 | 4/10 | 4/24 | 購入 有協力する | 5/16 |
| (b) 三井造船株式会社 | 4/10 | 4/24 | 購入 有協力する | 5/17 |
| (c) 川崎重工業株式会社 | 4/10 | 4/26 (期限外) | 購入無 | _ |
| (d) 三井化学株式会社 | 4/10 | 4/24 | 購入無 | _ |
| (e) 住友重機械工業株式会社 | 4/10 | 4/24 | 購入 有協力する | _ |
| (f) JX エネルギー株式会社 | 4/10 | 4/21 | 購入 有協力する | _ |

1-5-2 質問状回答書の不備等に対する確認

(43) 供給者質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思、及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書(以下「不備改め版回答書」という。)を再提出す

⁴³ 今治造船株式会社、三井造船株式会社、三井化学株式会社、住友重機械工業株式会社、JX エネルギー株式会 社

⁴⁴ 川崎重工業株式会社

⁴⁵ 今治造船株式会社、三井造船株式会社、住友重機械工業株式会社、JX エネルギー株式会社

⁴⁶ 今治造船株式会社、三井造船株式会社、住友重機械工業株式会社、JX エネルギー株式会社

⁴⁷ 今治造船株式会社、三井造船株式会社

る意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知(以下「不備指摘」という。)した。

この際、指定した回答期限までに不備改め版回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II 並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (ア) 供給者 3 者48に対して、平成 29 年 5 月 19 日 (1 回目)、6 月 8 日 (2 回目)、及び 6 月 23 日 (3 回目) に、それぞれ不備指摘を通知した。さらに、当該供給者 3 者のうち 1 者 49に対して、6 月 30 日 (4 回目) に不備指摘を通知した。
- (イ) 輸入者 3 者50及び本邦生産者 4 者51に対して、平成 29 年 6 月 26 日に不備指摘を通知した。
- (44) 不備指摘に対して、次のとおり、不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。
 - (ア) 供給者に対する1回目の不備指摘については、回答書の提出期限である平成29年5月31日までに、供給者3者52から不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。2回目の不備指摘については、回答書の提出期限までに供給者1者53から、また、当該提出期限後に供給者2者54から、それぞれ不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。
 - 3回目の不備指摘のうち、著しい不備に対する不備指摘については、回答書の提出期限までに供給者1者55から、また、当該提出期限後に供給者2者56から、それぞれ不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。なお、その他の不備に対する不備指摘については、提出期限までに供給者3者57から、それぞれ不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。

4回目の不備指摘については、当該提出期限後に、供給者⁵⁸から不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。

なお、供給者 1 者⁵⁹から、不備改め版回答書(3 回目)の提出期限の延長についての申 出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(イ) 輸入者及び本邦生産者に対する不備指摘については、回答書の提出期限である平成 29 年 7 月 3 日までに、輸入者 1 者⁶⁰及び本邦生産者 3 者⁶¹から不備改め版回答書(添付資

⁴⁸ 泰光ベンド、聖光ベンド、和珍 PF

⁴⁹ 和珍 PF

⁵⁰ メタルワン鋼管、山陽工業、住友重機械マリンエンジニアリング

⁵¹ ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

⁵² 泰光ベンド、聖光ベンド、和珍 PF

⁵³ 泰光ベンド

⁵⁴ 聖光ベンド、和珍 PF

⁵⁵ 泰光ベンド

⁵⁶ 聖光ベンド、和珍 PF

⁵⁷ 泰光ベンド、聖光ベンド、和珍 PF

⁵⁸ 和珍 PF

⁵⁹ 泰光ベンド

⁶⁰ メタルワン鋼管

⁶¹ ベンカン機工、日本ベンド、東北パイプターン工業

料を含む。)の提出があった。また、当該提出期限後に、輸入者1者⁶²及び本邦生産者1 者⁶³から不備改め版回答書(添付資料を含む。)の提出があった。

なお、輸入者1者64からは、不備改め版回答書の提出はなかった。

(45) 供給者質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答の不備等に対する確認状況については、「表 8 供給者、輸入者及び本邦生産者への不備指摘の通知並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。また、期限を超過して提出された不備改め版回答書(添付資料を含む。)の回答については、自発的な証拠の提出としてこれを受理した。

表 8 供給者、輸入者及び本邦生産者への不備指摘の通知並びに不備改め版回答書の提出状況

| 供給者、輸入者及び本邦生産者 | 不備指摘 送付日 | 不備改め版回答書 (添付資料を含む。) 提出日 |
|------------------|---|---|
| <供給者> | | |
| 泰光ベンド | 5/19 (1 回目) 6/8 (2 回目) 6/23 (3 回目) | 5/31 (1 回目) 6/13 (2 回目) 6/28 (3 回目) ⁶⁵ |
| 聖光ベンド | 5/19 (1 回目) 6/8 (2 回目) 6/23 (3 回目) | 5/31 (1 回目) 6/15 (2 回目) (期限外) 6/30 (3 回目) (一部期限外) 66 |
| 和珍PF <輸入者> | 5/19 (1 回目) 6/8 (2 回目) 6/23 (3 回目) 6/30 (4 回目) | 5/31 (1回目) 6/15 (2回目) (期限外) 6/30 (3回目) (一部期限外) ⁶⁷ 7/10 (4回目) (期限外) |
| < | 6/26 | 7/3 |
| 山陽工業 | 6/26 | 7/5 (期限外) |
| 住友重機械マリンエンジニアリング | 6/26 | _ |
| <本邦生産者> | | |
| ベンカン機工 | 6/26 | 7/3 |
| 日本ベンド | 6/26 | 7/3 |
| 古林工業 | 6/26 | 7/4 (期限外) |

⁶² 山陽工業

⁶³ 古林工業

⁶⁴ 住友重機械マリンエンジニアリング

⁶⁵ 著しい不備:提出期限 6 月 28 日、その他の不備:提出期限 6 月 30 日、提出期限の延長後:7月7日

⁶⁶ 著しい不備:提出期限 6月 28日、その他の不備:提出期限 6月 30日 7 著しい不備:提出期限 6月 28日、その他の不備:提出期限 6月 30日

| 東北パイプターン工業 | 6/26 | 7/3 |
|------------|------|-----|
|------------|------|-----|

1-5-3 追加質問状の送付等

1-5-3-1 追加質問状の送付及び回答

(46) 平成 29 年 7 月 24 日、供給者 3 者⁶⁸、輸入者 1 者⁶⁹及び本邦生産者 4 者⁷⁰に対して追加質 問状を送付した。

この際、指定した回答期限までに追加質問状の回答書(以下「追加質問状回答書」という。) の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(47) これに対して、供給者 2 者⁷¹、輸入者 1 者⁷²及び本邦生産者 4 者⁷³から、追加質問状回答書の提出期限である平成 29 年 8 月 7 日までに、追加質問状回答書の提出があった。

また、供給者 1 者74から、追加質問状回答書の提出期限の延長についての申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。同供給者からは、当該提出期限である平成 29 年 8 月 14 日までに、追加質問状回答書の提出があった。

1-5-3-2 追加質問状回答書等の不備に対する確認事項の送付

(48) 供給者 2 者75、輸入者 1 者76及び本邦生産者 4 者77に対して、追加質問状回答書等の添付資料等の不備について、次のとおり、「「不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等に対する回答書及び添付資料等に対する調査当局からの指摘事項について」(以下「添付資料等に関する指摘事項」という。)を送付した。

この際、指定した回答期限までに添付資料等に関する指摘事項に対する確認事項の回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(ア) 供給者1者78に対して、平成29年8月9日に、添付資料等に関する指摘事項を通知した。

⁶⁸ 泰光ベンド、聖光ベンド、和珍 PF

⁶⁹ メタルワン鋼管

⁷⁰ ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

⁷¹ 聖光ベンド、和珍 **PF**

⁷² メタルワン鋼管

⁷³ ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

⁷⁴ 泰光ベンド

⁷⁵ 泰光ベンド、和珍 **PF**

⁷⁶ メタルワン鋼管

⁷⁷ ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

⁷⁸ 泰光ベンド

- (イ) 供給者 2 者⁷⁹、輸入者 1 者⁸⁰及び本邦生産者 4 者⁸¹に対して、平成 29 年 8 月 28 日に、 それぞれ添付資料等に関する指摘事項を通知した。
- (ウ) 供給者 1 者⁸²に対して、平成 29 年 9 月 15 日に、添付資料等に関する指摘事項を通知した。
- (49) 添付資料等に関する指摘事項に対して、次のとおり、追加質問状等回答書の添付資料等の 提出があった。
 - (ア) 平成 29 年 8 月 9 日付けの指摘事項については、提出期限である平成 29 年 8 月 14 日までに、当該供給者 1 者83から添付資料等が提出された。
 - (イ) 平成 29 年 8 月 28 日付けの指摘事項については、提出期限である平成 29 年 9 月 4 日までに、供給者 1 者⁸⁴、輸入者 1 者⁸⁵及び本邦生産者 4 者⁸⁶から添付資料等が提出された。

なお、供給者 1 者87から、添付資料等に関する指摘事項の回答書の提出期限の延長についての申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認め、延長後の提出期限である平成 29 年 9 月 5 日までに、当該供給者から添付資料等が提出された。

- (ウ) 平成 29 年 9 月 15 日付けの指摘事項については、提出期限である平成 29 年 9 月 22 日までに、当該供給者 1 者88から添付資料等が提出された。
- (50) 追加質問状の送付状況及び追加質問状回答書の回答状況、並びに添付資料等に関する指摘 事項の送付及び回答書の提出状況については、「表 9 追加質問状の送付及び回答状況、並 びに当該回答に対する確認事項の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 9 追加質問状の送付及び回答状況、並びに当該回答に対する確認事項の送付及び回答状況

| 送付先 | 追加質問状 送付日 | 追加質問状 回答書 提出日 | 追加質問状 回答書等に対する 不備指摘の送付日 | 不備確認事項 への回答書の 提出日 |
|-------|--------------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|
| <供給者> | | | | |
| 泰光ベンド | 7/24 | 8/7 | 8/9(1回目) | 8/14 (1回目) |
| | | 8/14 | 8/28 (2 回目) | 9/5 (2 回目) |
| | | (延長申請) | 9/15 (3回目) | 9/22 (3 回目) |
| 聖光ベンド | 7/24 | 8/7 | _ | _ |
| 和珍 PF | 7/24 | 8/7 | 8/28 | 9/4 |

⁷⁹ 泰光ベンド、和珍 PF

⁸⁰ メタルワン鋼管

⁸¹ ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

⁸² 泰光ベンド

⁸³ 泰光ベンド

⁸⁴ 和珍 PF

⁸⁵ メタルワン鋼管

⁸⁶ ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

⁸⁷ 泰光ベンド

⁸⁸ 泰光ベンド

| <輸入者> | | | | |
|------------|------|-----|------|-----|
| メタルワン鋼管 | 7/24 | 8/7 | 8/28 | 9/4 |
| <本邦生産者> | | | | |
| ベンカン機工 | 7/24 | 8/7 | 8/28 | 9/1 |
| 日本ベンド | 7/24 | 8/7 | 8/28 | 9/4 |
| 古林工業 | 7/24 | 8/7 | 8/28 | 9/4 |
| 東北パイプターン工業 | 7/24 | 8/7 | 8/28 | 9/4 |

1-5-4 代替国に係る選定通知の送付等

(51) 同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等(以下「代替国販売価格」という。)を用いることができる89とされている。

1-5-4-1 代替国に係る選定通知(1回目)

(52) 平成 29 年 4 月 10 日、調査当局が知り得た全ての中国供給者 (5 者%)、輸入者 (3 者%) 及び本邦生産者 (3 者%)、並びに輸出国政府に対して、「「大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」(以下「代替国選定1回目通知」という。)を通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表 10 代替国の候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

また、調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者 1 者 93 について、平成 29 年 4 月 19 日、代替国選定 1 回目通知を送付し、意見を求めた。

表 10 代替国の候補及びその選定理由

| 代替国の候補 | 代替国候補の選定理由 |
|----------------------------------|-------------------|
| | |
| タイ王国、メキシコ合衆国、トルコ共和国、ブラジル連邦共和国、ベト | 日本国政府が調査したところ、左記 |
| ナム社会主義共和国、インド、台湾、大韓民国、スペイン王国、イタリ | 17 か国において炭素鋼製突合せ溶 |
| ア共和国、フランス共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合 | 接式継手の生産及び販売が行われ |
| 王国、アラブ首長国連邦、ドイツ連邦共和国、オーストリア共和国、ア | ていると考えられることから、代替 |
| メリカ合衆国、日本国 | 国候補として選定した。 |
| | |

⁸⁹ 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書(以下「中国 WTO 加盟議定書」という。)及び政令 第2条第3項

⁹⁰ 営口遼河機械管件、営口市北方管件、営口宝唯管件、河北聖天管件集団、河北渤海管道設備集団

⁹¹ メタルワン鋼管、浅井、山陽工業

⁹² ベンカン機工、日本ベンド、古林工業

⁹³ 東北パイプターン工業

- (53) 代替国選定1回目通知に対して、意見の提出期限である平成29年4月24日までに、輸入者1者94から、代替国候補を不適切とする意見はない旨の意見の提出があった。
- (54) 平成29年4月21日、中国政府から駐日本国中華人民共和国大使館(以下「駐日中国大使館」という。)経由で、代替国選定1回目通知に関する意見として、中国語による書面が同書面を英語に翻訳したと考えられる書面とともに提出された。

このため、調査当局から駐日中国大使館に対し、調査開始告示九(三)で「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする」と記載のとおり、「日本語訳の添付を求める」旨を連絡したが、同大使館からは、「英語訳を添付しているので、日本語訳の添付は断りたい。」との連絡があり、当該意見書面が日本語に翻訳された書面の提出はなかった。

1-5-4-2 代替国に係る選定通知(2回目)

(55) 代替国選定1回目通知に係る上記の意見を踏まえ、平成29年5月29日、確認票回答から 判明した利害関係者を含む調査当局が知り得た全ての中国供給者(7者%)、輸入者(4者%) 及び本邦生産者(4者%)、並びに輸出国政府に対して、「大韓民国産及び中華人民共和国産の 炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨 物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」(以下「代替国選定2回目通知」と いう。)を通知し、各代替国の候補における1人当たりのGNI%が中国に近い順に基づき優先 順位%を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者(以下「代替国供給者」とい う。)43者を記載した「表11 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「すべての代 替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する。」旨等を明示し、 代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」こととし、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用する」こととする旨を明示した。

表 11 代替国候補の優先順位リスト

| 優先 順位 | 代替国の候補 | 生産者の名称 |
|----------|--------------|----------------------------------|
| 1 | メキシコ合衆国 | Tecno Corporativo Industrial Sa. |
| | | Tenaris Fittings S.A. de C.V. |
| | ブラッシュン声却 共和国 | Conforja S.A. |
| 2 | ブラジル連邦共和国 | Uniforja |

⁹⁴ メタルワン鋼管

95 営口遼河機械管件、営口市北方管件、営口宝唯管件、河北聖天管件集団、河北渤海管道設備集団、APCO PIPE FITTINGS、江陰中南重工

⁹⁶ メタルワン鋼管、浅井、山陽工業、住友重機械マリンエンジニアリング

⁹⁷ ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

⁹⁸ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「国民一人当たりの GNI による代替国候補の優先順位リスト (Doing Business 2017)」

⁹⁹ 日本については、調査対象貨物の輸入国であることを考慮し、優先順位を最も低くした。

| | • | |
|----|--------------|--|
| | | RSA Tesisat Malzemeleri |
| 3 | トルコ共和国 | Sardoğan Endüstri ve Ticaret |
| | | Unifit Boru Bağlantı Elemanları |
| | | Thai Benkan Co., Ltd. |
| 4 | タイ王国 | TTU Industrial Corp., Ltd. |
| 4 | | Awaji Materia(Thailand) Co., Ltd. |
| | | Thana Lohakit Company, Co., Ltd. |
| 5 | ベトナム社会主義共和国 | Benkan Viet Nam One Member Limited Liability Company |
| 0 | 17年五五天八相日 | FKK Vietnam Co.,Ltd. |
| | | Mukesh Steel India Kalpesh Shah |
| 6 | インド | Simplex Metal & Alloys |
| | | Metline Industries |
| | | Ashtapad Overseas |
| | | Chup Hsin Enterprises Co., Ltd |
| _ | / Safe | Rigid Industries Co., Ltd |
| 7 | 台湾 | Wellgrow Industries Corp. |
| | | Valtec Ind. Co., Ltd. |
| | | 泰光ベンド |
| | | 聖光ベンド |
| | | 三光ベンド |
| 8 | 大韓民国 | 和珍 PF |
| | | YOUNG IND |
| | | 慶南 |
| 9 | スペイン王国 | ZAFFERTEC S.L. |
| 10 | イタリア共和国 | Virgilio Cena & Figli SpA |
| 11 | フランス共和国 | Vallourec Fittings SA |
| 12 | アラブ首長国連邦 | Rubaiya Zueaid Bldg Matl Co. (L.L.C.) |
| 10 | グレートブリテン及び北ア | Pipes and Fittings UK Ltd |
| 13 | イルランド連合王国 | MDS PETROCHEMICAL SUPPLIES LTD |
| 14 | ドイツ連邦共和国 | Siekmann Fittings GmbH |
| 15 | オーストリア共和国 | Erne Fittings GmbH |
| | | Tube Forgings of America, Inc. |
| 16 | アメリカ合衆国 | Mills Iron Works |
| 10 | ノグリルロ水田 | Hackney Ladish, Inc. |
| | | Weldbend Corporation |
| | | ベンカン機工 |
| | | 日本ベンド |
| 17 | 日本国 | 古林工業 |
| | | 東北パイプターン工業 |
| | 1 | |

(56) 代替国選定2回目通知に対して、意見の提出はなかった。

(57) 代替国選定1回目通知及び代替国選定2回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「表12 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況」のとおりであった。

表 12 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況

| 利害関係者名 | 1回目通知 | | 2回目通知 | 2 回目通知 | |
|--------------------|-------|------------|-------|------------|--|
| | 送付日 | 意見の 提出日 | 送付日 | 意見の 提出日 | |
| 営口遼河機械管件 | 4/10 | _ | 5/29 | _ | |
| 営口市北方管件 | 4/10 | _ | 5/29 | _ | |
| 営口宝唯管件 | 4/10 | _ | 5/29 | _ | |
| 河北聖天管件集団 | 4/10 | _ | 5/29 | _ | |
| 河北渤海管道設備集団 | 4/10 | _ | 5/29 | _ | |
| APCO PIPE FITTINGS | _ | _ | 5/29 | _ | |
| 江陰中南重工 | _ | _ | 5/29 | _ | |
| ベンカン機工 | 4/10 | _ | 5/29 | _ | |
| 日本ベンド | 4/10 | _ | 5/29 | _ | |
| 古林工業 | 4/10 | _ | 5/29 | _ | |
| 東北パイプターン工業 | 4/19 | _ | 5/29 | _ | |
| メタルワン鋼管 | 4/10 | 4/24 | 5/29 | _ | |
| 浅井 | 4/10 | _ | 5/29 | _ | |
| 山陽工業 | 4/10 | _ | 5/29 | _ | |
| 住友重機械マリンエンジニアリング | _ | _ | 5/29 | _ | |

1-5-4-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等

(58) 平成 29 年 5 月 29 日、「表 11 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た全ての代替国供給者(ただし、韓国の供給者を除く)37 者に対し、調査対象期間中に炭素鋼製突合せ溶接式継手を生産したか否か及び輸出したか否か等、並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「確認票」、及び「中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「代替国質問状」という。)を送付し、協力を求めた。

また、平成 29 年 6 月 9 日、上記 37 者以外に調査当局が新たに知り得た代替国供給者 14 者100に対し代替国質問状を送付し、協力を求めた。

ACOTUBO INDUSTRIA E COMERCIO LTDA, AIRMARINE ENGENHARIA LTDA, PEDRO SANZ CLIMA LTDA, JOHNSON CONTROLS BE DO BRASIL LTDA., Engeman Engenharia S/A, HANSA-FLEX DO BRASIL LTDA, UNIVAL COMERCIO DE VALVULAS E ACESSORIOS INDUST. LTDA, KROMINOX ACOS E METAIS LTDA, ARTEFATOS TECNICOS DE BORRACHA LTDA, DISTRIFORTE DISTRIBUIDORA DE MATERIAIS PARA CONSTRUCAO, ITUBOMBAS LOCACAO, COMERCIO, IMPORTACAO E EXPORTACAO LT, METALLIC MATERIAIS E ACESSORIOS INDUSTRIAIS LTDA – EPP, Metal Companies Associated, S.L., TECPESA, S.A.

(59) これに対して、平成 29 年 5 月 29 日に送付した確認票の提出期限である平成 29 年 6 月 12 日までに、本邦に所在する代替国供給者 4 者101から確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった4者のうち3者¹⁰²から炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産の実績がある旨、2者¹⁰³から同貨物の輸出の実績がある旨、及び1者¹⁰⁴から本調査へ協力する旨の回答があった。

また、平成 29 年 6 月 9 日に送付した全ての代替国供給者からは、確認票の提出期限である平成 29 年 6 月 23 日までに、確認票回答の提出はなかった。

- (60) なお、確認票回答の提出期限後に、【代替国の候補名】に所在する代替国供給者及び【代替 国の候補名】に所在する代替国供給者の計2者¹⁰⁵から確認票回答が提出されたが、2者とも に英語による回答書であり日本語の書面の提出が無く、調査に協力する旨の回答は無かった。
- (61) 代替国質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 29 年 7 月 5 日までに、代替 国供給者 1 者106から調査項目 A に係る回答書が提出された。

なお、調査項目 B から D に係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である平成 29 年 6 月 28 日までに 1 者 107 から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

- (62) 代替国質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 29 年 7 月 19 日までに、代替 国供給者 1 者¹⁰⁸から調査項目 B から D に係る回答書の提出があった。
- (63) 代替国質問状等に対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 13 代替国質問状等の回答等の状況」のとおりであった。

表 13 代替国質問状等の回答等の状況

| 優先 順位 | 国名 | 企業名 | 確認票回答 提出日 | 確認 回答 | 票 内容 | | 質問状 回答 | 質問状 回答 | 質問状 回答 |
|----------|------|--------|----------------------|-------|---------|--------|--------------|---------------|--------------|
| | | | | 輸出 | 生産 | 現調 | 提出日 (調査項目 | 延長要望 (調査項目 | 提出日 (調査項目 |
| | | | | 実績 | 実績 | 受 入 | A) | B∼D) | B∼D) |
| 【順位】 | 【国名】 | 【企業名】 | 6/16 (日文回答 無し) | 無 | 有 | 不可 | _ | ı | _ |
| 【順位】 | 【国名】 | 【企業名】 | 6/9 (日文回答 無し) | 無 | 有 | 不可 | _ | _ | _ |
| 17 位 | 日本 | ベンカン機工 | 6/12 | 有 | 有 | 不可 | _ | _ | _ |

¹⁰¹ ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

¹⁰² ベンカン機工、日本ベンド、東北パイプターン工業

¹⁰³ ベンカン機工、東北パイプターン工業

¹⁰⁴ 東北パイプターン工業

^{105 【}企業名】、【企業名】

¹⁰⁶ 東北パイプターン工業

¹⁰⁷ 東北パイプターン工業

¹⁰⁸ 東北パイプターン工業

| | | 日本ベンド | 6/12 | 無 | 有 | 不可 | | | _ |
|--|--|----------------|------|---|-----|----|-----|------|------|
| | | 古林工業 | 6/8 | 無 | 109 | 不可 | 1 | | _ |
| | | 東北パイプタ ーン工業 | 6/9 | 有 | 有 | 可 | 7/5 | 6/26 | 7/19 |

⁽注)日本語による回答の提出がなかった場合について、上記表中では「日文回答無し」と記載。

1-5-5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1-5-5-1 証拠の提出及び証言110

- (64) 証拠の提出に関して、その期限である平成 29 年 8 月 10 日までに、調査当局に証拠として 資料を提出した利害関係者はいなかった(上記「1-5-1 質問状等の送付及び回答の状 況」等に記載のとおり、期限を超過して回答を提出した者に対しては、調査当局は自発的な 証拠の提出としてこれを受理した。)。
- (65) 証言に関して、その期限である平成29年8月10日までに、証言の申出はなかった。

1-5-5-2 対質の申出111

(66) 対質の申出に関して、その期限である平成 29 年 9 月 11 日までに、対質の申出をした利害 関係者はいなかった。

1-5-5-3 意見の表明112

(67) 意見の表明に関して、その期限である平成 29 年 10 月 10 日までに、中国政府、海外供給者 2 者、本邦生産者 1 者から、「表 14 意見の表明」のとおり意見の表明があった。

表 14 意見の表明

| | 提出日 | 提出者 |
|---|------------------|---------------------|
| 1 | 平成 29 年 4 月 21 日 | 中国政府 ¹¹³ |
| 2 | 平成 29 年 4 月 27 日 | 聖光ベンド |
| 3 | 平成 29 年 5 月 12 日 | PILS |
| | 平成 29 年 5 月 29 日 | |
| 4 | 平成 29 年 9 月 13 日 | 東北パイプターン工業 |

(68) 平成 29 年 4 月 27 日、海外供給者である聖光ベンドから、関連会社(和珍 PF) について

110 政令第10条第1項及び第10条の2第1項

¹⁰⁹ 確認票の回答無し

¹¹¹ 政令第 12 条第 1 項

¹¹² 政令第12条の2第1項

¹¹³ 上記「1-5-4-1 **代替国に係る選定通知 (1回目)**」の(54)に記載した中国政府から意見

の説明及び聖光ベンドは「調査対象製品の製造者」ではあるが「日本向けの輸出実績」が無いことから、同社は質問状への回答は不要でよいか等について確認をする内容の書面の提出があった。

これに対して調査当局は、聖光ベンドは自社製品が本邦に輸出されていることを認識していると理解されることから、全ての質問項目に対しての回答を求めた。

- (69) 平成 29 年 5 月 12 日、輸出者である PILS から、PILS は非関連会社である【企業名】と情報を共有しており、PILS は【企業名】の製品を日本へ輸出する AGENT であることから、本件に関しては【企業名】から公式的に対応する予定であり、【企業名】と AGENT の PILS が別々に対応するよりは、窓口を【企業名】に絞って【企業名】に全面的に協力する形で対応したいとの申出があった。これに対して調査当局は、平成 29 年 5 月 15 日、【企業名】とPILS それぞれ対応するように求めたところ、平成 29 年 5 月 29 日、PILS は、日本向け輸出関連情報は全て【企業名】に渡し、調査当局に提出しており、本件を【企業名】に一任している旨のメールの提出があった。同年 6 月 29 日、PILS から質問状の回答が提出されなかったため、同者に対し不備指摘を通知した。この際、特段の理由なく指定した回答期限内に回答しない場合は、AD協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。
- (70) 平成29年9月13日、本邦生産者1者から、質問状回答提出期限は過ぎているが供給者1者に回答の提出機会を再度与えてほしい旨の意見の表明があった。この意見については、調査当局は、同年8月10日の証拠の提出期限も過ぎており、回答の提出機会を再度与えることは適当でないと判断した。

1-5-5-4 情報の提供114

(71) 情報の提供に関して、その期限である平成 29 年 9 月 11 日までに、情報の提供の申出をした利害関係者はいなかった。

1-5-6 現地調査

1-5-6-1 供給者及び本邦生産者に対する現地調査の実施

(72) 供給者質問状回答書を提出した韓国供給者のうち1者¹¹⁵及び本邦生産者質問状回答書を提出した本邦生産者のうち1者¹¹⁶に対して、「表15 現地調査の実施状況」のとおり、それぞれ現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税に関する調査に係る現地調査の受入れの可否について(回答依頼)」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

¹¹⁴ 政令第 13 条第 1 項

¹¹⁵ 泰光ベンド

¹¹⁶ ベンカン機工

- (73) これに対して、供給者1者及び本邦生産者1者から、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。
- (74) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査の実施について」を送付¹¹⁷し、「表 15 現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表 15 現地調査の実施状況

| 対象者 | 現地調査受入 可否等確認通知日 | 現地調査受入 可否等回答日 | 現地調査項目等の 通知日 | 実施日 |
|--------|--------------------|------------------|------------------|--------------------------------------|
| 泰光ベンド | 平成 29 年 9 月 15 日 | 平成 29 年 9 月 22 日 | 平成 29 年 9 月 25 日 | 平成 29 年 10 月 16 日 ~20 日 |
| ベンカン機工 | 平成 29 年 9 月 8 日 | 平成 29 年 9 月 14 日 | 平成 29 年 9 月 21 日 | 平成 29 年 10 月 5 日、 6 日、12 日及び 13 日 |

1-5-6-2 供給者及び本邦生産者に対する現地調査後の手続

- (75) 調査当局は、現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である供給者1者及び本邦生産者1者へ同報告書を送付の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。
- (76) 現地調査結果報告書に係る事実誤認等による修正の有無等の確認に対して、現地調査対象者である供給者1者及び本邦生産者1者から、現地調査結果報告書の内容に事実誤認があるとして修正の要望が提出された。

調査当局が各現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討したところ、当該修正 要望の内容のうち適切なものについてはこれを認め、現地調査結果報告書を修正した。

1-6 秘密の情報

(77) 利害関係者等が自発的に提出した書面(申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等)、調査 当局の求めに応じて提出された書面(質問状回答書等)及び調査当局が作成した書面(現地 調査結果報告書等)に係る秘密として取り扱う情報(以下「秘密情報」という。)について、調査当局は、その範囲及び理由を記載した書面(以下「秘密の理由書」という。)の提出を求め、これを受領118した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

1-7 証拠等の閲覧

¹¹⁷ ガイドライン 9.(1) - ②

¹¹⁸ 協定 6.5、政令第7条第6項及び第7項、政令第10条第1項及び第2項

(78) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査 当局が作成した書面(ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。) について、利害関係者に対し閲覧に供した¹¹⁹。

1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (79) 閲覧に供した供給者質問状、市場経済質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答書に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。
- (80) 閲覧に供した質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、以下のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書(以下「開示版修正回答書」という。)及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。
 - (ア) 供給者 2 者¹²⁰に対して、平成 29 年 6 月 8 日に、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指 摘事項を通知した。
 - (イ) 供給者2者121に対して、平成29年6月23日に、それぞれ指摘事項を通知した。
 - (ウ) 輸入者 3 者¹²²及び本邦生産者 4 者¹²³に対して、平成 29 年 6 月 26 日に、添付資料等に 関する指摘事項を通知した。
- (81) これに対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。
 - (ア) 供給者 2 者¹²⁴から、当該提出期限後に開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。
 - (イ) 供給者 1 者¹²⁵から、提出期限である平成 29 年 6 月 28 日までに、当該提出期限後に供給者 1 者¹²⁶から開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。
 - (ウ) 輸入者 1 者¹²⁷及び本邦生産者 3 者¹²⁸から、提出期限である平成 29 年 7 月 3 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。また、輸入者 1 者¹²⁹及び本邦生産者 1 者¹³⁰からは、当該提出期限後に開示版修正回答書

¹¹⁹ 政令第 11 条

¹²⁰ 聖光ベンド、和珍 PF

¹²¹ 泰光ベンド、聖光ベンド

¹²² メタルワン鋼管、山陽工業、住友重機械マリンエンジニアリング

¹²³ ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

¹²⁴ 聖光ベンド、和珍 PF

¹²⁵ 泰光ベンド

¹²⁶ 聖光ベンド

¹²⁷ メタルワン鋼管

¹²⁸ ベンカン機工、日本ベンド、東北パイプターン工業

¹²⁹ 山陽工業

¹³⁰ 古林工業

及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。また、輸入者 1 者¹³¹ からは回答がなかった。

(82) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況に対する確認状況については、「表 16 供給者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」、「表 17 輸入者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」、及び「表 18 本邦生産者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」のとおりであった。

表 16 供給者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

| 「供給者質問状」の 回答書を提出した供給者3者 | 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘 送付日 | 開示版修正回答書 秘密の理由書等の 提出日 |
|----------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 和珍 PF | 6/8 | 6/15 (期限外) |
| | | (791144711) |
| 泰光ベンド | 6/23 | 6/28 |
| 聖光ベンド | 6/8 | 6/15 |
| | 6/23 | (期限外) |
| | | 6/30 (期限外) |

表 17 輸入者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

| 「輸入者質問状」の回答を 提出した輸入者3者 | 開示範囲及び秘密情 報の要約に係る指摘 送付日 | 開示版修正回答書 秘密の理由書等の 提出日 |
|---------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| メタルワン鋼管 | 6/26 | 7/3 |
| 山陽工業 | 6/26 | 7/5 |
| | | (期限外) |
| 住友重機械マリンエンジニアリング | 6/26 | _ |

表 18 本邦生産者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

| 「本邦生産者質問状」の回答を 提出した本邦生産者 4 者 | 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘 送付日 | 開示版修正回答書 秘密の理由書等の 提出日 |
|---------------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| ベンカン機工 | 6/26 | 7/3 |
| 日本ベンド | 6/26 | 7/3 |
| 古林工業 | 6/26 | 7/4 |
| | | (期限外) |
| 東北パイプターン工業 | 6/26 | 7/3 |

(83) 上記(75)の現地調査結果報告書に関して、本邦生産者 1 者から、平成 29 年 11 月 10 日及 び同年 11 月 14 日に、当該本邦生産者に係る現地調査結果報告書に対する「秘密として取り 扱うことを求める旨及びその理由を記載した書面」の提出があり、調査当局は、申出の内容 を検討し、適切と認められる内容について、当該報告書の記載内容を秘密として取り扱うこ

¹³¹ 住友重機械マリンエンジニアリング

ととした。

また、供給者 1 者から、同年 11 月 22 日に、当該供給者に係る現地調査結果報告書に対する「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由を記載した書面」の提出があり、調査当局は、申出の内容を検討し、適切と認められる内容について、当該報告書の記載内容を秘密として取り扱うこととした。

1-9 知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)の適用

(84) 調査当局が知り得た供給者 26 者、輸入者 4 者、及び本邦生産者 4 者に対して、当初質問 状及び追加質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない 場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 Π 並びにガイドライン 10.に基づき、知ることが できた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

2-1 総論

2-1-1 調査対象貨物

(85) 調査対象貨物は、韓国及び中国で生産され本邦に輸出された炭素鋼製突合せ溶接式継手であり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴、並びに供給者及び供給国」に記載のとおりである。

2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

(86) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである炭素鋼製突合せ溶接式継手、又はそのような炭素鋼製突合せ溶接式継手がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する炭素鋼製突合せ溶接式継手とした。

2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方

- (87) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均(以下「輸出価格」という。)と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均(以下「正常価格」という。)との差額とする132こととした。
- (88) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する133こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて134、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する135こととした。
- (89) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する136こととした。調整は、実際の取引価額を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価額から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、

¹³² 協定第2条、法第8条第1項及び政令第2条

¹³³ 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

¹³⁴ 協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.

¹³⁵ 協定 9.2

¹³⁶ 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討した。

- (90) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する137こととした。
- (91) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売 差額は僅少である¹³⁸とした。

2-1-4 正常価格の算出の基本的考え方

- (92) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格(以下「国内販売価格」という。) ¹³⁹とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹⁴⁰には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国(以下「第三国」という。) に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格(以下「第三国向け輸出価格」という。) ¹⁴¹、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格(以下「構成価格」という。) ¹⁴²とする¹⁴³こととした。
- (93) 単位当たりの生産費(固定費及び変動費)に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格(以下「コスト割れ価格」という。)による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量(単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合)で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす144こととした。

2-1-5 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

(94) 上記「**2-1-4 正常価格の算出の基本的考え方**」にかかわらず、中国を原産地とする 調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業に おいて、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確

¹³⁷ 協定 2.4.1

¹³⁸ 協定 5.8

¹³⁹ 政令第2条第1項第1号

¹⁴⁰ 政令第2条第2項

¹⁴¹ 政令第2条第1項第2号

¹⁴² 政令第2条第1項第3号

¹⁴³ 協定 2.2、法第8条第1項及び政令第2条第2項

¹⁴⁴ 協定 2.2.1

認できない場合には、政令第2条第3項に基づき、代替国販売価格として以下のいずれか¹⁴⁵を使用することとした。

- (ア) 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における 価格
- (イ) 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格
- (ウ) 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並び に管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

2-1-6 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

- (95) 上記(94)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるもの146, 147,148 とした。
 - (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
 - (イ) 主要な投入財(原材料等)の費用が市場価格を反映している事実
 - (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
 - (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
 - (オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市 場経済的な要因により歪められていない事実

2-1-7 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

(96) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、上記「2-1-6 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に記載のとおり、市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、中国のいずれの生産者及び輸出者からも、確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかった。

2-1-8 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

(97) 上記(94)から(96)の事実を総合的に評価すると、上記「2-1-6 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第2条第3項の規定に基づき、代替国販売価格を用いることとした。

2-1-9 代替国手続に係る意見の表明

(98) 平成29年4月21日、中国政府から駐日中国大使館経由で、代替国手続の中止を求める旨の意見書が提出された。これに対し、提出された書類には日本語訳が添付されていなかったことから、調査当局から駐日中国大使館に対し、調査開始告示九(三)に記載のとおり、「調

¹⁴⁵ 政令第2条第1項第4号

¹⁴⁶ 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)柱書き及び同(i)

¹⁴⁷ 政令第2条第3項

¹⁴⁸ ガイドライン 7.(6)

査は日本語で実施しており、日本語訳がないと調査の手続きに則っていないこととなってしまう。日本語訳を添付するよう再考願いたい。」旨依頼したが、駐日中国大使館からは「英語訳を添付しているので、日本語訳の添付は断りたい。」との連絡があった。

2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方

- (99) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する149こととした。
- (100) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合¹⁵⁰しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする¹⁵¹こととした。

2-1-11 端数処理の基本的考え方

(101) 通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出 した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

2-2 韓国の供給者

- (102) 上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、韓国供給者 5 者 ¹⁵²に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者質問状への回答を求めた。 これに対して、確認票については、回答提出期限までに 4 者 ¹⁵³から回答の提出があり、それら回答のあった 4 者に関して、4 者全てから調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績又は輸出の実績がある旨、並びに本調査へ協力する旨の回答があった。
- (103) 調査当局は、確認票及び質問状の送付と同時に、駐日本大韓民国大使館に対し、調査対象貨物の輸出者として調査当局が知り得た5者以外の者で、調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、供給者に対し、上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票において、また、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た4者に対し、上記「1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、また、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た6者に対し、上記「1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査対象貨物の産業上の使用者に対する確認票において、それぞれ海外生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにお

¹⁴⁹ 協定 2.1 及び法第 8 条第 1 項

¹⁵⁰ ガイドライン 7.(2)

¹⁵¹ 協定 2.3、協定 2.4 及び政令第3条

¹⁵² 泰光ベンド、聖光ベンド、三光ベンド、和珍 PF、YOUNG IND

¹⁵³ 泰光ベンド、聖光ベンド、三光ベンド、和珍 PF

いて本件調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載された「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」の注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定付属書 II 及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。確認票及び質問状の回答から、韓国の供給者 14 者が新たに判明した。

(104) また、調査当局は、調査当局が知り得た供給者以外の者が、「不当廉売関税の課税に関する 調査への協力のお願い」、「確認票(利害関係者等共通)」及び「調査対象貨物の生産者及び輸 出者に対する質問状」をダウンロードすることができるように財務省及び経済産業省のホー ムページに質問状等を掲載した。

この際、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」の注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨、また、注意事項(9)において、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合がある旨を明示した。

しかしながら、調査当局に対し、上記(102)及び(103)で判明した 19 者以外の供給者が名乗り出ることはなかった。

2-2-1 泰光ベンド

2-2-1-1 正常価格

- (105) 泰光ベンドの回答によると、調査対象期間中に同者は、形状・メッキの有無・原材料・材料記号・径の呼び・呼び厚さ・マークの組み合わせで区別される多種の炭素鋼製突合せ溶接式継手を韓国国内で販売及び製造していた。
- (106) 調査対象期間中に行われた【数値】件¹⁵⁴の国内販売取引については、すべて非関連企業取引であり、受渡し条件は【受渡し条件】であった。なお、現地調査において、国内販売と回答されていたが、実際には輸出取引であることが検証された¹⁵⁵1 取引(No.【数値】)を正常価格算定の基礎から除いた。

また、公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【項目名】を控除し、【項目名】に対して必要な調整を行った。さらに、上記(93)に従い、正常価格の算定に含めない取引を算定の基礎から除いた。

(107) 上記(106)で正常価格算定の基礎とした取引につき、物理的特性を考慮し、形状・メッキの有無・原材料・材料記号・径の呼び・呼び厚さ・マークの組み合わせごとにグルーピングを行い、【数値】種の品種についてそれぞれ国内販売価格を算出した。

¹⁵⁴ 供給者当初質問状回答書 (泰光ベンド) (様式 C-L1_V3)

¹⁵⁵ 供給者現地調査結果報告書 (泰光ベンド)

(108) また、泰光ベンドの回答¹⁵⁶から、調査対象期間中に製造された炭素鋼製突合せ溶接式継手について、上記(107)と同様にグルーピングを行い、【数値】種の品種についてそれぞれ構成価格を算出した。構成価格の算出にあたっては、原則として泰光ベンドが回答した数値を用いたが、直接労務費及び間接経費については、現地調査において確認した、同者が配賦基準の基礎とした【配賦基準】は同一品種であっても調査対象期間において著しく変動していたところから原価の配賦基準としては不適切であると判断された。他方、泰光ベンドは配賦基準となり得る【配賦基準】に基づくことは困難であるとした。したがって、品種間の主要な製造原価の相対差の指標として、重量を基準に直接労務費及び間接経費を配賦し直した値を用いた。

なお、一部当該回答において製造重量がゼロであった品種については、現地調査において 提出のあった資料¹⁵⁷に記載の数値を用いた。利潤の額については、品種ごとに国内販売価格 の合計から生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費の額の合計を控除した金額の合計を、 製造費用の合計で除して製造費用に対する率を算定し、グルーピングした品種ごとの生産費 に乗じて算出した。

(109) 正常価格には上記(106)に記載したとおり、上記(107)で算出した同種の貨物の国内販売価格を用い、それがない場合は上記(108)で算出した構成価格を用いた。

2-2-1-2 本邦向け輸出価格

- (110) 泰光ベンドの回答によると、調査対象期間中に同者は、形状・メッキの有無・原材料・材料記号・径の呼び・呼び厚さ・マークの組み合わせで区別される多種の炭素鋼製突合せ溶接式継手を本邦に対し輸出していた。
- (111) 調査対象期間中に行われた【数値】件¹⁵⁸の本邦向け輸出取引について、契約条件は【取引 条件】であった。

公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、全ての取引条件において割引を控除し、その他同者の回答に記載されている控除項目に関し、【取引条件】による輸出取引の場合は、【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は、【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は、【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は、【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は、【項目名】をそれぞれ控除した159。

また、物理的特性を考慮し、形状・メッキの有無・原材料・材料記号・径の呼び・呼び厚さ・マークの組み合わせごとにグルーピングを行い、【数値】種の品種についてそれぞれ輸出価格を算出した。

2-2-1-3 通貨の換算

(112) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、国内取引及び輸出取引の価格については、供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である韓国ウォン建ての価

¹⁵⁶ 供給者当初質問状回答書 (泰光ベンド) (様式 E-3-1-2-N3)

¹⁵⁷ 現地調査項目 16 に対する回答 (『指定された 6 個アイテムの着出庫重量、出荷金額』)

¹⁵⁸ 供給者当初質問状回答書(泰光ベンド)(様式 B·S2)

¹⁵⁹ 不当廉売差額率の算定について(以下「DM計算書」という。)(泰光ベンド)

格で比較した。

2-2-1-4 不当廉売差額率

(113) 不当廉売差額は、上記「2-2-1-1 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-2-1-2 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(111)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 19不当廉売差額率(泰光ベンド)」のとおり 43.51%となり、僅少ではなかった。

表 19 不当廉売差額率 (泰光ベンド)

| | 不当廉売差額率(%) |
|-------|------------|
| 泰光ベンド | 43.51 |

2-2-2 和珍PF

2-2-2-1 供給者

- (114) 和珍 PF は、上記「1-5-5-3 意見の表明」に記載したとおり、聖光ベンドの関連会社であり、両者の関係は聖光ベンドが和珍 PF の株式を 100%保有する親会社というものであった。和珍 PF は、調査対象期間に調査対象貨物を生産していたが、自ら日本へは輸出しておらず、同者の製品及び商品は、韓国国内の輸出商社である【企業名】を通じて日本へ輸出されていると回答した。また、聖光ベンドは、調査対象期間に調査対象貨物の同種の産品を生産して国内及び第三国へ販売していたが、日本への調査対象貨物の輸出は行っていないと回答した。
- (115) 調査当局は、聖光ベンドが、100%子会社である和珍 PF に対して法的な支配力を有しているとともに、聖光ベンドの専務理事が和珍 PF の専務理事を兼務しているなど¹⁶⁰2 者の経営について共通性が認められ、また、聖光ベンドは、和珍 PF に材料を販売し、相互に製品の購入転売もしていることから、炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断した。よって、不当廉売差額の算出にあたっては、聖光ベンド及び和珍 PF を 1 事業体として取り扱うこととした。また、不当廉売差額率については、調査対象貨物を日本に輸出している和珍 PF の不当廉売差額率を適用した。

2-2-2-2 正常価格

(116) 上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査当局は和珍 PF に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者質問状への回答を求めた。また、 供給者質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、 必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、調査

¹⁶⁰ 供給者追加質問状回答書(聖光ベンド)(調査項目 J-2)

当局は上記「1-5-2 質問状回答書の不備等に対する確認」に記載のとおり和珍 PF に対し不備指摘を送付し、供給者質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

しかしながら、提出された当初質問状に対する回答及び不備指摘に対する回答をもってもなお、回答が不十分であったため、調査当局は和珍 PF に対し、上記「1-5-3-1 追加質問状の送付及び回答」及び「1-5-3-2 追加質問状回答書の不備に対する確認事項の送付」に記載のとおり、追加質問状並びに添付資料等に関する指摘事項を送付し、未提出の資料や不整合な点についての説明を求めた。また、上記各々の質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書II 並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (117) 和珍 PF から提出された様式 B (調査対象期間に行われた全ての日本向け輸出取引について記載する様式)及び様式 C (調査対象期間に行われた全ての国内向け取引について記載する様式)の回答に共通する根拠資料に、ダンピング・マージンの計算に重要なデータ項目 (材料記号)に関する多くの違いが存在し、いずれが真正なものか不明であるため、様式 B 及び様式 C の回答の正確性を確認することができなかった 161 。
- (118) 和珍 PF は、当初質問状に対する回答書作成時点で、B-2-5-1「輸入者」、B-2-5-2「輸入者 関連状況」等の欄を埋めた様式 B を作成・提出することができるだけの輸出に関する情報を 所持しており、また発注書や見積依頼書等同者が発行・保管していた外部証憑を根拠資料と して提出することもできたが、それを怠り、調査当局から度重なる指摘を受けてもなお完全 な回答をせず、調査当局が要請した全ての資料を提出しなかった¹⁶²。
- (119) 和珍 PF の回答及び説明には数多くの不整合が認められ、調査当局は同者の回答及び説明 を理解すべく真摯に最大限の努力を行ったが、その正確性を確認するにあたり多くの困難に 直面した¹⁶³。
- (120) このように、和珍 PF の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められることから、調査当局は、和珍 PF の不当廉売差額率について、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて算定を行った。
- (121) 和珍 PF の正常価格について、上記(117) に記載したとおり、和珍 PF が提出した様式 C は 正確性を確認することができないため、知ることができた事実 (ファクツ・アヴェイラブル) に基づくこととした。構成価格の算定にあたっては、生産費 (材料費及び加工費)、販売管理 費及び利潤について申請者が提出した申請書に基づき正常価格を算定した。なお、申請書の 正常価格は、調査当局が入手可能であった他の情報¹⁶⁴と概ね同等であることを確認した¹⁶⁵。 他方、他の情報を用いて個別の品種ごとに不当廉売差額率を算出すると【数値】%となる品種 も確認されたところ、他の情報でなく申請書に記載されたデータに基づくダンピング・マー

¹⁶¹ ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について(以下「FA 経緯書」という。)(和珍 PF)

¹⁶² FA 経緯書 (和珍 PF)

¹⁶³ FA 経緯書 (和珍 PF)

^{164 【}供給者】

¹⁶⁵ FA 経緯書 (和珍 PF)

ジンを算出することは、適切なものであると認められた。

2-2-2-3 本邦向け輸出価格

(122) 上記(118)に記載したとおり、和珍 PF は様式 B の日本向け輸出取引について、十分かつ信頼性のある根拠資料を提出しなかったことから、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づくこととした。知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)として、調査当局は和珍 PF の本邦向け輸出価格について、申請書の輸出価格を適用することとした。なお、申請書の輸出価格は、調査当局が入手可能であった他の情報¹⁶⁶と概ね同等であることを確認した¹⁶⁷。他方、他の情報を用いて個別の品種ごとに不当廉売差額率を算出すると【数値】%となる品種も確認されたところ、他の情報でなく申請書に記載されたデータに基づくダンピング・マージンを算出することは、適切なものであると認められた。

2-2-2-4 通貨の換算

(123) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、申請書の正常価格及び輸出価格は円建てであったことから、税関長公示レートの調査対象期間における平均値を用いて供給者の現地 通貨である韓国ウォンに換算した価格で比較した。

2-2-2-5 不当廉売差額率

(124) 不当廉売差額は、上記「2-2-2-2 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-2-2-3 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、【数値】KRWとなった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出すると、「表 20 不当廉売差額率(和珍 PF)」のとおり 73.51%となり、僅少ではなかった。

表 20 不当廉売差額率 (和珍 PF)

| | 不当廉売差額率(%) |
|-------|------------|
| 聖光ベンド | 79.51 |
| 和珍 PF | 73.51 |

2-2-3 供給者質問状への回答を提出したが、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて不当廉売差額率を算出した供給者

2-2-3-1 不当廉売差額率

(125) 知り得た供給者のうち、供給者 3 者¹⁶⁸については、供給者質問状の回答にあたって提出期限を大幅に超過し又は質問項目のほとんどに回答がされていなかった。このため、調査当局は、上記(21)に記載したとおり、質問状の回答を提出したとは認められない旨を通知した。ま

^{166 【}供給者】

¹⁶⁷ FA 経緯書 (和珍 PF)

¹⁶⁸ 三光ベンド、河星、慶南

た、供給者1者169については、確認票の回答期限までに確認票の提出があったものの、質問 状については回答期限の延長申請がないまま、質問状の回答期限を経過し、結果として、質 問状に対する回答は提出されなかった。これらの者は、不当廉売差額率を算定するために十 分かつ信頼性のある回答を提出しなかったことから、妥当な期間内に必要な情報の入手を許 さず若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げる場合に該当するものと認められた。こ のため、調査当局は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて同者 の不当廉売差額率を算定することとし、和珍 PF の不当廉売差額率の算定に基づき、これと 同率を適用した。

表 21 不当廉売差額率(知ることができた事実に基づいて不当廉売差額率を算出した供給者)

| | 不当廉売差額率(%) |
|-------|------------|
| 三光ベンド | |
| 河星 | 70 F1 |
| 慶南 | 73.51 |
| SHK | |

2-2-4 その他の韓国の供給者

2-2-4-1 不当廉売差額率

- (126) 泰光ベンド、聖光ベンド、和珍 PF、三光ベンド、河星、慶南、SHK 以外の供給者につい ては、上記(103)及び(104)に記載したとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要す る情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知 ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を 行うことができる旨を明示したが、必要な情報を提供しなかった。
- (127) したがって、調査当局は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づき 170不当廉売差額率を算出することとした。
- (128) このことから、その他の韓国の供給者の不当廉売差額率は、和珍 PF の不当廉売差額率に基 づきこれと同率を適用した。
- (129) 以上により、その他の韓国の供給者の不当廉売差額率は、上記「2-2-2-5 不当廉 **売差額率」**における炭素鋼製突合せ溶接式継手の不当廉売差額率と同率を適用した。

2-2-5 韓国の供給者の不当廉売差額率

(130) 韓国の供給者の不当廉売差額率は、「表 22 韓国の供給者の不当廉売差額率」のとおりと なった。

¹⁶⁹ SHK

¹⁷⁰ 協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.

表 22 韓国の供給者の不当廉売差額率

| | 不当廉売差額率(%) |
|---------------------|------------|
| 泰光ベンド | 43.51 |
| 聖光ベンド | 79 51 |
| 和珍 PF | 73.51 |
| 三光ベンド | |
| 河星 | 73.51 |
| 慶南 | 75.91 |
| SHK | |
| YOUNG IND | |
| Pipe Bank | |
| PILS | |
| DG BEND | |
| SUNGJIN BEND | |
| NAMSUNG SANUP | 73.51 |
| WONNAM BEND | |
| GUKYONG SANUP | |
| YOUNGSHIN BEND | |
| ILSUNG BEND | |
| JONGHWA BEND | |
| KUM KANG INDUSTRIAL | |
| その他の韓国の供給者 | 73.51 |

2-3 中国の供給者

2-3-1 中国の供給者

- (131) 上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、中国供給者 5 者に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者質問状への回答を求めた。 これに対して、中国供給者 5 者全てから、確認票の提出期限である平成 29 年 4 月 24 日及び供給者質問状の提出期限である平成 29 年 5 月 17 日までに回答の提出はなかった。
- (132) 調査当局は、確認票及び供給者質問状の送付と同時に、駐日中国大使館に対し、調査対象貨物の輸出者として調査当局が知り得た5者以外の者で調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、供給者に対し、上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票並びに調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、また、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た4者に対し、上記「1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等」に記載のとおり調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、また、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た6者に対し、上記「1-5-1-

5 産業上の使用者への質問状等の送付等」に記載のとおり調査対象貨物の産業上の使用者に対する確認票において、それぞれ海外生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本件調査にかかる確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載された「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」の注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定付属書 II 及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。その結果、確認票及び質問状の回答から、中国の供給者 2 者が新たに判明した。確認票の回答から判明した者については、平成 29 年 6 月 30 日までに質問状に対し回答するよう求めたが、いずれも回答の提出はなかった。

(133) また、調査当局は、調査当局が知り得た供給者以外の者が、「不当廉売関税の課税に関する 調査への協力のお願い」、「確認票(利害関係者共通)」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出 者に対する質問状」をダウンロードすることができるように財務省及び経済産業省のホーム ページに質問状等を掲載した。

この際、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」の注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定附属書II 及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨、また、注意事項(9)において、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合がある旨を明示した。

しかしながら、調査当局に対し、上記(131)及び(132)で判明した7者以外の供給者が名乗り出ることはなかった。

- (134) 中国における調査当局が知り得た供給者について、上記(94)で記載したとおり、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、政令第2条第3項に基づき、代替国販売価格を使用することとした。
- (135) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査当局は市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、中国の生産者及び輸出者 7 者から、確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかった。上記「2-1-6 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第 2 条第3 項の規定に基づき、代替国販売価格を用いることとした。

2-3-2 代替国候補の選定

(136) 調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国販売価格を用いる可能性を考慮し、上記 「1-5-4 代替国に係る選定通知の送付等」のとおり、調査当局が知り得た全ての利害 関係者及び輸出国政府に対して、「代替国選定1回目通知」を送付したところ、輸入者1者か

ら、代替国候補を不適切とする意見はない旨意見が提出された。

また、上記(54)及び(98)に記載したとおり、中国政府から代替国選定手続に係る中国語による書面が同書面を英語に翻訳したと考えられる書面とともに提出されたが、提出された書面には日本語訳が添付されていなかったことから、調査当局から駐日中国大使館に対して日本語訳を添付するよう再考願う旨を依頼したが、同大使館から日本語訳の提出はなかった。

これらの意見を踏まえ、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び輸出国政府に対して、各代替国候補における 1 人当たりの GNI^{171} が中国に近い順に基づき優先順位をつけた「代替国選定 2 回目通知」を送付したところ、これに対する意見は提出されなかった。

(137) 上記(136)を踏まえ、上記「1-5-4-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査当局が知り得た全ての代替国供給者に対し確認票及び代替国質問状を送付したところ、確認票の提出期限である平成 29 年 6 月 12 日までに、本邦に所在する代替国供給者 4 者172から確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった4者のうち3者¹⁷³から炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産の実績がある旨、2者¹⁷⁴から同貨物の輸出の実績がある旨、及び1者¹⁷⁵から本調査へ協力する旨の回答があった。

また、平成 29 年 6 月 9 日に送付した全ての代替国供給者からは、確認票の提出期限である平成 29 年 6 月 23 日までに、確認票回答の提出はなかったが、提出期限後に、【代替国の候補名】に所在する代替国供給者及び【代替国の候補名】に所在する代替国供給者の計 2 者から確認票回答が提出されたが、2 者¹⁷⁶ともに英語による回答書であり日本語の書面の提出が無く、調査に協力する旨の回答はなかった。

(138) 代替国質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 29 年 7 月 5 日までに、いずれの者からも回答書は提出されなかったが、当該提出期限後に 1 者¹⁷⁷から調査項目 A に係る回答書が提出された。

なお、調査項目 B から D に係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である平成 29 年 6 月 28 日までに 1 者 178 から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

- (139) 代替国質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 29 年 7 月 19 日までに、代替 国供給者 1 者¹⁷⁹から調査項目 B から D に係る回答書の提出があった。
- (140) 代替国質問状に対して回答のあった者の所在する国及び供給者質問状又は本邦生産者質問状に対する回答として、当該国内向け販売価格に係る証拠が提出された国のうち、上記「1-5-4-2 代替国に係る選定通知(2回目)」の「表 11 代替国候補の優先順位リスト」

¹⁷¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「国民一人当たりの GNI による代替国候補の優先順位リスト (Doing Business 2017)」

¹⁷² ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

¹⁷³ ベンカン機工、日本ベンド、東北パイプターン工業、

¹⁷⁴ ベンカン機工、東北パイプターン工業

¹⁷⁵ 東北パイプターン工業

^{176 【}企業名】、【企業名】

¹⁷⁷ 東北パイプターン工業

¹⁷⁸ 東北パイプターン工業

¹⁷⁹ 東北パイプターン工業

に基づき検討した結果、優先順位の高い国を代替国とすることにした。

2-3-3 代替国の正常価格

- (141) 代替国の正常価格は、「表 11 代替国候補の優先順位リスト」に基づき検討した結果、【企業名】から得た国内販売価格に係る回答様式を採用した。
- (142) 正常価格の算出にあたっては、【算出方法】を使用し、【企業名】の回答を用いることとした。
- (143) 上記(142)の国内販売価格及び構成価格については、物理的特性を考慮し、形状・原材料・ 径の呼びの組み合わせごとにグルーピングを行い、国内販売価格については上記(93)に従い コスト割れ価格による販売を除いた【数値】種の品種、構成価格については【数値】種の品 種についてそれぞれ価格を算出した。

2-3-4 本邦向け輸出価格

- (144) 上記(131)及び(132)のとおり、供給者から必要な情報の回答が得られなかったことから、本邦向け輸出価格については、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づくこととした。調査記録上、【企業名】から中国産の調査対象貨物の実輸入価格が回答されており180(以下、回答とあるのは全て【企業名】。)、物理的特性に基づく唯一の中国産調査対象貨物のデータであったことから、当該輸入価格に基づくこととした。その際、物理的特性を考慮し、形状・原材料・径の呼びの組み合わせごとにグルーピングを行い【数値】種の品種についてそれぞれ算出した。
- (145) 回答された単価は【取引条件】のため、【項目名】(申請書に記載の数値(日本円)を採用) を控除し、工場渡しの段階の価格¹⁸¹とした。
- (146) 回答された輸入価格は半製品のものであることから、比較可能な価格(完成品価格)とするため、みなし加工賃を加算した。
- (147) みなし加工賃の加算については、追加質問状回答¹⁸² (輸入品に対する加工度合い(完成品に対する付加価値率等)が【割合】と回答)より、追加質問状回答¹⁸³の輸入額【金額】円を輸入量【数量】kg で除して得た単価(約【単価】円)を【割合】で除し、【割合】を乗じて得た単価に日中賃金比(申請書に記載の数値【賃金比】)を乗じた値とした。
- (148) 上記 (145)で得た工場渡しの段階の価格に、上記(146)で算出したみなし加工賃を加え、輸出価格とした。

^{180 【}企業名】当初質問状回答書(【企業名】)(【調査項目】)

¹⁸¹ 協定 2.4

^{182 【}企業名】追加質問状回答書(【企業名】)(【調査項目】)

^{183 【}企業名】追加質問状回答書(【企業名】)(【調査項目】)

2-3-5 通貨の換算

(149) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、通貨の換算は基本的に販売月ベースの税 関長公示レートを用いた。販売月ベースで換算できないものは、対象期間中の平均税関長公 示レートを使用した。正常価格算出にあたっては、基礎となった【企業名】回答様式の「工 場出荷段階の価格」について、【通貨単位】建てとなっていたことから、上記方法により販 売月ベースで中国元に換算した。また、輸出価格算出の基礎となった輸入取引の価格につい ては【通貨単位】建てで契約されていたことから、調査当局が認定した販売日の属する月別 に算出した税関長公示レートを用いて供給者の現地通貨である中国人民元に換算し、海上 運賃及びみなし加工賃については、申請書及び輸入者が回答に記載した日本円を調査対象 期間中の平均税関長公示レートで人民元に換算した。

2-3-6 中国の供給者の不当廉売差額率

(150) 不当廉売差額は、上記「2-3-3 代替国の正常価格」において算出した正常価格と上記「2-3-4 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(144) にてグルーピングを行った【数値】品種それぞれについて算出した結果、「表 23 品種毎の不当廉売差額」のとおりとなった。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 24 中国の供給者の不当廉売差額率」のとおり 60.84%となり、僅少ではなかった。

表 23 品種毎の不当廉売差額

| No | 品種: | 輸出価格 | 正常価格 | 不当廉売差額 |
|------|-------------|----------|----------|----------|
| | 形状-原材料-径の呼び | (CNY/kg) | (CNY/kg) | (CNY/kg) |
| 【数值】 | 【品種】 | 【数值】 | 【数值】 | 【数值】 |

表 24 中国の供給者の不当度売差額率

| 仪 24 中国以庆和省以个马床儿左银平 | |
|---------------------|------------|
| | 不当廉売差額率(%) |
| 営口遼河機械管件 | |
| 営口市北方管件 | |
| 営口宝唯管件 | |
| 河北聖天管件集団 | 60.84 |
| 河北渤海管道設備集団 | |
| APCO PIPE FITTINGS | |
| 江陰中南重工 | |
| その他の中国の供給者 | 60.84 |

2-4 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(151) 以上のとおり、韓国及び中国を原産地とする不当廉売された炭素鋼製突合せ溶接式継手の 本邦への輸入の事実が認められた。

3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する 事項

(152) 調査対象貨物について、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」の とおり、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められたことを踏まえ、当該不当廉売された 輸入貨物(以下「当該輸入貨物」という。)が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実につ いて検討を行った。

3-1 同種の貨物の検討

- (153) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、
 - (ア) ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響、並びに
 - (イ) ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方について の客観的な検討、

に基づいて行う184こととされている。

そこで、まず、本邦産同種の貨物の範囲について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類から検討を行った。

3-1-1 物理的及び化学的特性

- (154) 当該輸入貨物である炭素鋼製突合せ溶接式継手は、流体が通るために中空となった炭素鋼製の管状のもので、配管と突合せ溶接で接続する継手であり、形状、外径、曲げ角度及び曲げ半径等の組み合わせにより、多くの種類が存在する¹⁸⁵。また、最終的に配管との接合部が突合せ溶接用に加工されるため、外観上の特徴から差込み溶接式継手やねじ込み式継手など他の種類の継手と区別される。一方、本邦産同種の貨物も、流体が通るために中空となった炭素鋼製の管状のもので、配管と突合せ溶接で接続する継手であり、形状、外径、曲げ角度及び曲げ半径等の組み合わせにより、多くの種類が存在する¹⁸⁶。また、最終的に配管との接合部が突合せ溶接用に加工されるため、外観上の特徴から差込み溶接式継手やねじ込み式継手など他の種類の継手と区別される。
- (155) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していた。

3-1-2 製造工程

- (156) 炭素鋼製突合せ溶接式継手の一般的な製造方法187は、次のとおりである。
 - (ア) 原材料となる炭素鋼製の鋼管(電縫鋼管又は継目無鋼管)又は鋼板等の受入検査を行う。
 - (イ) 原材料を製品の切断条件に合わせて切断し、鋼管を原材料とする場合は、曲げ加工又

¹⁸⁴ 協定 3.1

¹⁸⁵ 供給者当初質問状回答書(調查項目 A-5-1)

¹⁸⁶ 本邦生産者当初質問状回答書(調查項目 A-6-1)

¹⁸⁷ 申請書(4-1(4))、供給者当初質問状回答書(添付資料 A-5-3)及び本邦生産者当初質問状回答書(添付資料 A-7)

は成型を、鋼板を原材料とする場合は、プレス加工及び溶接を、それぞれ行った後に、 熱処理を行う。

- (ウ) 用途に応じてショットブラストやめっき処理を行った後に、溶接用開先加工を施し、 炭素鋼製突合せ溶接式継手が製造される。なお、ショットブラストやめっき処理は、溶 接用開先加工の後に行う場合もある。
- (157) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも同様の方法で生産されており、当該輸入 貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

3-1-3 流通経路

- (158) 当該輸入貨物の本邦における流通経路については、大部分は、当該貨物の供給者から直接 又は供給国の商社を経由して本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から本邦におけ る産業上の使用者に販売されていたが、一部は、当該貨物の供給者から本邦における産業上 の使用者に直接販売されていた¹⁸⁸。本邦産同種の貨物についても、同様に、大部分は、本邦 の生産者から本邦の商社を介して、本邦における産業上の使用者に販売されていたが、一部 は、本邦の生産者から産業上の使用者に直接販売されていた¹⁸⁹。
- (159) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路は共通していた。

3-1-4 価格の決定方法

- (160) 当該輸入貨物の本邦における購入価格の決定方法については、取引先との個別の交渉によって行われており、一方、本邦産同種の貨物についても、同様に、取引先との個別の交渉によって行われていることを確認¹⁹⁰した。
- (161) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

3-1-5 用途

- (162) 当該輸入貨物は、建物、化学プラント、ガスプラント、発電所及び船舶などに設置された 配管と配管を接続する等のために用いられていた。一方、本邦産同種の貨物についても、建 物、化学プラント、ガスプラント、発電所及び船舶などに設置された配管と配管を接続する 等のために用いられていた¹⁹¹。
- (163) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していた。

¹⁸⁸ 産業上の使用者確認票 (Ⅱ. (3)) 及び産業上の使用者質問状回答書 (様式 A-3)

¹⁸⁹ 本邦生産者当初質問状回答書(様式 A-10)

¹⁹⁰ 産業上の使用者質問状回答書(調査項目 D-1)

¹⁹¹ 申請書(2-3.(2))、本邦生産者当初質問状回答書(添付資料 A-1)、供給者当初質問状回答書(添付資料 A-5-3)及び産業上の使用者質問状回答書(様式 B-1)

3-1-6 代替性

(164) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、「表 25 当該輸入貨物と本邦産 同種の貨物との代替性」のとおり、「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」 との回答が全体の7割弱を占め、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されて いることが認められた。

表 25 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

| 代替可能性の状況 | | | |
|----------------|-------|--|--|
| 代替可能性あり | 37.5% | | |
| 一定の条件を満たせば代替可能 | 31.3% | | |
| 代替不可能 | 6.3% | | |
| わからない | 25.0% | | |

(出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 E-2-2)、本邦生産者追加質問状回答書(日本ベンド)(様式 J-4(様式 E-2-2 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-7(様式 E-2-2 関係))、輸入者当初質問状回答書(様式 E-2-2)及び産業上の使用者質問状回答書(様式 C-2-2)

3-1-7 貿易統計上の分類

(165) 当該輸入貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム (HS) の品目表第 7307.93 号に分類される突合せ溶接式継手のうち炭素鋼製のもの192であり、本邦産同種の貨物も全て同じ HS 番号 (突合せ溶接式継手) に分類されることを確認した。

3-1-8 同種の貨物の検討についての結論

(166) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、 流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性 を有していることが認められた。したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種 の貨物であることを確認した。

3-2 本邦の産業

- (167) 利害関係者から提出された証拠等¹⁹³から、本邦において炭素鋼製突合せ溶接式継手を生産しているのは、ベンカン機工、日本ベンド、古林工業及び東北パイプターン工業の4者であることを確認した。
- (168) 本邦で炭素鋼製突合せ溶接式継手を生産する者のうち、ベンカン機工、日本ベンド及び古

¹⁹² 調査開始告示

¹⁹³ 申請書 (8-2) 及び本邦生産者確認票 (東北パイプターン工業) (IV. (4))

林工業の3者については、当該輸入貨物の供給者との関係¹⁹⁴を確認したところ、特段の関係はなかった¹⁹⁵。また、本件課税申請の日の6月前の日以後当該申請の日の前日まで(平成27年9月6日から平成28年3月5日まで)の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、3者には輸入の事実はなかった¹⁹⁶。このため、これら3者は本邦の生産者に該当すると判断¹⁹⁷した。

- (169) 他方、東北パイプターン工業については、当該輸入貨物の供給者との関係198を確認したところ、特段の関係はなかった199が、確認票及び当初質問状の回答200から、同者が本件課税申請の日の6月前の日以後当該申請の日の前日までに当該輸入貨物を輸入したことを確認したことから、政令第4条第2項本文に基づき、同者は当該輸入貨物を輸入した生産者に該当することが認められた。このため、政令第4条第2項ただし書に基づき、本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当するかどうか確認する目的で、同者に対し、平成29年7月24日に送付した追加質問状において、ガイドライン4.(4)二に掲げる事項についての証拠の提出を求めた。
- (170) 調査当局は、ガイドライン 4. (4)二に掲げる事項について、同者が平成 29 年 8 月 5 日に 提出した当該追加質問状の回答から、確認を行った。

まず、輸入の実態について、同者は、【輸入先】から、同者の本邦産同種の貨物の生産量に対して約【割合】割にあたる量を、【輸入の目的】していた²⁰¹。また、同者が輸入した当該輸入貨物は、金額ベース及び重量ベースともに、同者の国内販売全体の約【割合】割であり、同者の国内販売の大部分は本邦産同種の貨物が占めていた²⁰²。次に、調査に対する支持状況については、確認票における同者の「意思表明しない」との回答²⁰³について確認を行ったところ、【支持状況】²⁰⁴旨の回答があった。さらに、同者は平成 23 年 3 月に東日本大震災で被災した後、平成 26 年 10 月に雇用の維持等に重要な役割を果たすことが見込まれることを理由に、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする補助金²⁰⁵の交付を受けていた²⁰⁶。以上の状況から、同者の主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であると認め、本件調査の本邦生産者に該当するものと判断²⁰⁷した。

(171) 以上のとおり、本邦の産業は、ベンカン機工、日本ベンド、古林工業及び東北パイプターン工業の4者とした²⁰⁸。

(http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/320461.pdf)

¹⁹⁴ 政令第4条第2項第1号から4号

¹⁹⁵ 本邦生産者確認票 (V.及びⅧ.3.)

¹⁹⁶ 本邦生産者確認票 (IV.(3)、VII.及びVII.2.(1))

¹⁹⁷ 政令第4条第2項

¹⁹⁸ 政令第4条第2項第1号から4号

¹⁹⁹ 本邦生産者確認票 (東北パイプターン工業) (V.及びⅧ.3))

²⁰⁰ 本邦生産者確認票(東北パイプターン工業)(Ⅳ.(3)、WI. 及びWI.2.(1)) 及び本邦生産者当初質問状回答書 (東北パイプターン工業) (調査項目 D)

²⁰¹ 本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(調査項目 J-1 及び J-4 (A-11 関係))

²⁰² 本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(調査項目 J-5-1 (様式 B-1 関係))

²⁰³ 本邦生産者確認票(東北パイプターン工業)(W.1.(1))

 $^{^{204}}$ 本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(調査項目 J-1-②)

²⁰⁵ 中小企業等グループ施設復旧整備補助金交付要綱

²⁰⁶ 宮城県 Web サイト(http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/280047.pdf)

²⁰⁷ 政令第4条第2項

²⁰⁸ 協定 4.1、政令第 4 条第 2 項及びガイドライン 4.(1)

また、「表 26 本邦の産業の状況(平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月)」のとおり、これら 4 者の平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月における生産量は【数値】トンであり、これら 4 者 が本邦で生産する炭素鋼製突合せ溶接式継手が、本邦における炭素鋼製突合せ溶接式継手の総生産高に占める割合は 100%であった。

表 26 本邦の産業の状況 (平成 27年 10月~平成 28年 9月)

| 生産者名 | 生産高及び本邦の総 | 産高及び本邦の総生産高に占める割合 | | 申請に対する 支持の状況 | 調査へ |
|------------|-----------|-------------------|--------|-----------------|------|
| 生生有名 | 生産高 (MT) | 占拠率(%) | の輸入の有無 | (申請者を除く) | の協力 |
| ベンカン機工 | 【数値】 | 【数値】 | 無し | - | 協力する |
| 日本ベンド | 【数値】 | 【数値】 | 無し | - | 協力する |
| 古林工業 | 【数値】 | 【数値】 | 無し | - | 協力する |
| 東北パイプターン工業 | 【数値】 | 【数値】 | 有り | 意思表明しない | 協力する |
| 合計 | 【数值】 | 100% | | | |

(出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 B·1)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J·2·1 (様式 B·1 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J·5·1 (様式 B·1 関係))及び本邦生産者確認票(Ⅳ.(3)、Ⅲ.(1)及びⅧ.1(1))

3-3 累積的な評価

3-3-1 累積的な評価

- (172) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの適否について、
 - (ア) 同時に複数の供給国が調査対象となっていること、
 - (イ) 各国からの輸入に係る不当廉売価格差が僅少ではないこと、
 - (ウ) 各国からの輸入数量が無視できないこと、
 - (エ) 輸入産品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であること、

について、検討209した。

3-3-2 当該輸入貨物の供給国、不当廉売差額、輸入量及び競争状態

3-3-2-1 当該輸入貨物の供給国

(173) 当該輸入貨物の供給国は韓国及び中国であり、複数の供給国が調査対象である。

3-3-2-2 当該輸入貨物の不当廉売差額

(174) 当該輸入貨物の不当廉売による正常価格との価格差は、上記「2-2-5 韓国の供給者 の不当廉売差額率」及び「2-3-6 中国の供給者の不当廉売差額率」のとおり、輸出取

²⁰⁹ 協定 3.3

引価格に対する百分率によって表示した場合、いずれも2%を超えており、僅少ではない。

3-3-2-3 当該輸入貨物の輸入量

(175) 当該輸入貨物の輸入量について、不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する調査の対象期間²¹⁰である平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月では、**「表 27 当該輸入貨物の輸入量」**のとおり、総輸入量 12,544MT のうち、韓国からの輸入量が 1,996MT (総輸入量比 15.9%)、中国からの輸入量が 821MT (同 6.5%) となっており、いずれも無視できない数量であった。

表 27 当該輸入貨物の輸入量

| | | ———— | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|-----------|----------|----------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 当 | 該輸入貨物の | 輸入量 (MT) | 2,516 | 3,731 | 2,764 | 2,817 |
| 輸 | 入量 (合計) | 対総輸入量 | 21.8% | 29.6% | 22.4% | 22.5% |
| | 楼团 | 輸入量 (MT) | 1,790 | 2,659 | 1,890 | 1,996 |
| | 韓国 | 対総輸入量 | 15.5% | 21.1% | 15.4% | 15.9% |
| | 中国 | 輸入量 (MT) | 726 | 1,072 | 873 | 821 |
| | 中国 | 対総輸入量 | 6.3% | 8.5% | 7.1% | 6.5% |
| ** | 二日からの齢1号 | 輸入量 (MT) | 9,045 | 8,854 | 9,549 | 9,726 |
| 第三国からの輸入量 | | 対総輸入量 | 78.2% | 70.4% | 77.6% | 77.5% |
| 総 | 輸入量 (MT) | | 11,562 | 12,585 | 12,313 | 12,544 |

(出所) 財務省貿易統計

(注1) 第三国からの輸入量 (MT) =総輸入量 (MT) -当該輸入貨物の輸入量 (韓国+中国) (MT)

3-3-2-4 原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間の競争状態

(176) 原産国が異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間の競争状態に関して、原産国間の代替性に関する本邦生産者質問状、輸入者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を集計したところ、「表 28 原産国間の代替性(本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者合計)」のとおり、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物のうち韓国を供給国とする輸入貨物(以下「韓国産輸入貨物」という。)の間では、「わからない」との回答を除けば、全ての者が「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」と回答していた。また、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物のうち中国を供給国とする輸入貨物(以下「中国産輸入貨物」という。)の間でも、「わからない」との回答を除けば、「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答が8割を占めていたことから、本邦産同種の貨物は、韓国産輸入貨物及び中国産輸入貨物それぞれと競争状態にあることが認められた。

同様に、韓国産輸入貨物と中国産輸入貨物の間の代替性についても、「わからない」との回答を除けば、全ての回答が「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」と回答しており、これらの輸入貨物の間でも競争状態にあることが認められた。

(177) また、「一定の条件を満たせば代替可能」と回答した者は、その条件の内容として、客先が 要求する仕様を満足していることや客先の承認を得られること等の条件を満たしていれば原

²¹⁰ ガイドライン 6.(6)

産国に関係なく代替可能である旨 211 回答していたことから、原産国間の代替性を否定するものではないことが認められた。なお、「わからない」と回答した者の多くは、調査対象国のいずれか1 $_{7}$ 国のみからの当該輸入貨物を輸入等していた者であった。

(178) よって、原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間には代替性があり、また、下記「3 -5-1-4 販売及び市場占拠率」で述べるとおり、実際に本邦の市場において競争状態にあることから、当該輸入貨物相互の競争状態及び当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との間の競争状態に照らし、当該輸入貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価²¹²することが適当であると認められた。

表 28 原産国間の代替性(本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者合計)

| 原産国 回答 - | [m] /r/r | | | |
|------------|----------------|-------|-------|-------|
| | 韓国 | 中国 | 第三国 | |
| | 代替可能性あり | 62.5% | 12.5% | 25.0% |
| 日本 | 一定の条件を満たせば代替可能 | 25.0% | 37.5% | 50.0% |
| 口本 | 代替不可能 | 0.0% | 12.5% | 0.0% |
| | わからない | 12.5% | 37.5% | 25.0% |
| | 代替可能性あり | | 14.3% | 25.0% |
| 辞 団 | 一定の条件を満たせば代替可能 | | 28.6% | 50.0% |
| 韓国 | 代替不可能 | | 0.0% | 0.0% |
| | わからない | | 57.1% | 25.0% |
| | 代替可能性あり | | | 0.0% |
| | 一定の条件を満たせば代替可能 | | | 50.0% |
| 中国 | 代替不可能 | | | 0.0% |
| | わからない | | | 50.0% |

(出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 E-2-2)、本邦生産者追加質問状回答書(日本ベンド)(様式 J-4 (様式 E-2-2 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-7 (様式 E-2-2 関係))、輸入者当初質問状回答書(様式 E-2-2)及び産業上の使用者質問状回答書(様式 C-2-2)

3-3-3 結論

(179) 以上により、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、韓国産輸入貨物及 び中国産輸入貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価²¹³することが適当と判断した。

²¹¹ 本邦生産者当初質問状回答書(様式 E-2-3)及び産業上の使用者質問状回答書(様式 C-2-3)

²¹² 協定 3.3

²¹³ 協定 3.3

3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼ す影響

3-4-1 当該輸入貨物の輸入量

- (180) 当該輸入貨物の輸入量の推移は、前述の「表 27 当該輸入貨物の輸入量」のとおりであった。当該輸入貨物の輸入は、平成 25 年には 2,516MT であり、同年の総輸入量の 21.8%を占めていた。その後、平成 26 年には 3,731MT (平成 25 年比 48 ポイント増) と急激に増加し、平成 27 年には 2,764MT (平成 25 年比 10 ポイント増) に一旦増加幅が減少したものの、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月には、2,817MT (平成 25 年比 12 ポイント増) と増加に転じており、調査対象期間全体で見ると増加傾向を示していた。
- (181) 一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、「表 29 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の 貨物の販売量の変化」のとおり、調査対象期間を通じて減少傾向を示しており、平成 25 年と 比較して平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月には 16 ポイントの減少となった。

表 29 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化

| 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016. |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|
| 当該輸入貨物の輸入量 (MT) | [100] 2,516 | 【148】 3,731 | 【110】 2,764 | [112] 2,817 |
| 本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量) | 【100】 | [93] | [95] | [84] |

- (出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業) (様式 J-2-1 (様式 B-1 関係)) 及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1 (様式 B-1 関係))
- (注1) 各欄の【 】は、平成25年を100とする指数である。
- (182) また、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の本邦市場における消費の相対的な変化を見ると、「表 30 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移」のとおり、調査対象期間を通じて本邦の市場に大きな変動がない中で、当該輸入貨物の市場占拠率は増加傾向にあり、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月には平成 25 年に比べて 14 ポイント増加した。これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は年々減少し、平成27 年 10 月~平成 28 年 9 月には平成 25 年に比べて 15 ポイント減少した。

なお、第三国産同種の貨物の占拠率は、平成 26 年に減少し、平成 27 年以降は緩やかに増加していたが、第三国産同種の貨物による本邦の産業への影響の検討結果については、下記「4 **因果関係」**で述べる。

表 30 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移

| 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 当該輸入貨物の占拠率 (%) | [100] | 【145】 | 【108】 | 【114】 |
| 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) | 【100】 | [91] | [93] | [85] |
| 第三国産同種の貨物の占拠率 (%) | [100] | [96] | [104] | [109] |
| 需要量(MT) | [100] | 【102】 | [102] | [98] |

- (出所)財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業) (様式 J-2-1 (様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1 (様式 B-1 関係))
- (注 1) 需要量 (MT) =本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) +総輸入量 (MT)
- (注 2)当該輸入貨物の占拠率(%)=当該輸入貨物の輸入量(MT)/需要量(MT)×100
- (注3) 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) =本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) /需要量 (MT) ×100
- (注 4) 第三国産同種の貨物の占拠率 (%) =当該輸入貨物の供給国以外からの輸入量 (MT) /需要量 (MT) × 100
- (注5) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。

3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(183) 当該輸入貨物の本邦における販売価格²¹⁴と、本邦産同種の貨物の本邦における販売価格²¹⁵ について、年別加重平均価格を比較した。「表 31-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、工場渡し²¹⁶)」のとおり、本邦産同種の貨物の販売価格は、前年と比べて、平成 26 年は 23 ポイント上昇したが、平成 27 年は 4 ポイント下落し、平成 27年 10月~平成 28年9月は13ポイント下落した。一方で、当該輸入貨物の販売価格は、前年と比べて、平成 26年は11ポイント上昇し、平成 27年は4ポイント上昇したが、平成 27年 10月~平成 28年9月は18ポイント下落した。

本邦産同種の貨物の販売価格が平成 26 年に上昇したのは、【価格が変動した理由】を理由に、平成 25 年 5 月に続き、平成 26 年 11 月にも価格表を改定し値上げを行ったことによるもの²¹⁷であった。しかしながら、上記「3-4-1 当該輸入貨物の輸入量」及び「表 31-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、工場渡し)」のとおり、平成 26 年に安価な当該輸入貨物の輸入量が急激に増加した結果、平成 27 年以降は、【価格が変動した理由】²¹⁸ため、価格が下落したものであった。

このような状況において、当該輸入貨物の販売価格は全ての期間で本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、調査対象期間を通じて著しいプライスアンダーカッティングが認

²¹⁴ 中国産輸入貨物の販売価格に関する情報が得られなかったことから、当該輸入貨物については輸入価格を使用した。

²¹⁵ 同業者を除く非関連企業間の取引のみを対象とし、また、販売価格から運賃、保険料及び配送に応じた梱包 費を差し引いた価格を使用した。

²¹⁶ 「工場渡し」とは、販売者の工場(又は倉庫等)で貨物を受け渡し、受渡し後の運賃等は購入者が負担する場合をいう。

²¹⁷ 本邦生産者当初質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 F-1-2 及び添付資料 G-2-5-2)及び本邦生産者追加 質問状回答書(古林工業)(調査項目 J-6 及び添付資料 J-6-1-①)

²¹⁸ 本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 J-6(F-2-2 関係) 及び添付資料 J-7 (F-2-3 関係))

められた。

表 31-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、工場渡し)

| 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 本邦産同種の貨物(円/kg) | 【100】 | 【123】 | 【119】 | 【106】 |
| \U =+ +\Lambda = 4P.4L | 【100】 | [111] | 【115】 | [97] |
| 当該輸入貨物(円/kg) | 337 | 374 | 388 | 325 |
| 価格比(%) | [60-75] | [50-70] | [55-75] | [50-70] |

- (出所) 財務省貿易統計、本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(様式 J-1-2 (様式 B-1 関係)及び様式 K-1)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 J-2-2 (様式 B-1 関係)及び様式 K-1)、本邦生産者当初質問状回答書(古林工業)(添付資料 G-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-2-2 (様式 B-1 関係))、本邦生産者当初質問状回答書(東北パイプターン工業)(添付資料 G-1)及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-2 (様式 B-1 関係))
- (注 1)価格比(%) = 当該輸入貨物(円/kg)/本邦産同種の貨物 (円/kg) \times 100
- (注2) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。
- (184) また、同一品種について比較可能であった【数値】品種に関する平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月の当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の販売価格の加重平均価格を比較したところ、「表 31-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(品種別、工場渡し)」のとおり、当該輸入貨物の販売価格は、比較した【数値】品種全てにおいて、本邦産同種の貨物の販売価格を下回り、かつ、本邦産同種の貨物の販売価格に対する当該輸入貨物の販売価格の比率は【数値】%であり、上記(183)にある全ての品種にかかる販売価格を比較した場合と同様に、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

表 31-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(品種別、工場渡し)

| 形状 | メッキの有無 | 用途 | 径の呼び | 本邦産同種の貨物 (円/kg) | 当該輸入貨物 (円/kg) |
|-------------|--------|-------|----------|--------------------|------------------|
| 90度エルボ・ショート | 無 | 一般配管用 | 350A(14) | 【100】 | 【72】 |
| 90度エルボ・ショート | 無 | 一般配管用 | 400A(16) | [100] | [65] |
| 45度エルボ・ショート | 無 | 一般配管用 | 350A(14) | [100] | [61] |
| 45度エルボ・ショート | 無 | 高温配管用 | 350A(14) | [100] | [57] |

- (出所) 本邦生産者追加質問状回答書 (様式 K-1)、供給者当初質問状回答書 (様式 B) 及び本邦生産者追加質問 状回答書 (東北パイプターン工業) (様式 J-6 (様式 D-2・D-3 関係))
- (注1) 各欄の【 】は、本邦産同種の貨物の販売価格を100とする指数である。
- (185) 以上のとおり、調査対象期間中、当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

3-4-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の 価格に及ぼす影響についての結論

(186) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、平成25年以降、調査対象期間を通じて増加傾向を示していた。その一方で本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間を通じて減少傾向にあった。

また、本邦産同種の貨物の価格が平成 26 年以降下落傾向にあった一方で、当該輸入貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回り、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(187) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有する全ての経済的な要因及び指標(販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。) について評価^{219,220}した。

3-5-1 マクロ指標

3-5-1-1 生産高(生産量)

(188) 本邦の産業の生産高(生産量)は、「表 32 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成 26 年は平成 25 年に比べて 13 ポイントと大きく減少した後、平成 27 年は平成 26 年に比べて 4 ポイント増加したものの、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月には平成 27 年に比べて 10 ポイント減少し、調査対象期間を通じて減少傾向にあった。

表 32 本邦の産業の生産量の推移

| 年 | 25 | 26 | 27 | 27.10~28.09 |
|---------|--------|--------|--------|-------------------|
| | (2013) | (2014) | (2015) | (2015.10~2016.09) |
| 生産量(MT) | 【100】 | [87] | [91] | [81] |

(出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))

(注1) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。

3-5-1-2 生産能力・操業度(稼働率)

(189) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した操業度(稼働率)は、「表 33 本邦の産業の稼働率の推移」のとおり、平成 26 年は平成 25 年に比べて 13 ポイントと大きく減少した後、平成 27 年は平成 26 年と比べて 4 ポイント増加したものの、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月は平成 27 年と比べて 10 ポイント減少した。これは、調査対象期間を通じ

_

²¹⁹ 協定 3.4

²²⁰ 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産 同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。

て本邦生産者の生産能力に変動はなかったが、上記**「3-5-1-1 生産高(生産量)」**で述べたとおり、調査対象期間を通じて生産量が減少傾向にあったことから、稼働率も同様に低下したことによるものであった。

表 33 本邦の産業の稼働率の推移

| 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|----------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 生産量(MT) | 【100】 | [87] | [91] | [81] |
| 生産能力(MT) | [100] | 【100】 | [100] | 【100】 |
| 稼働率(%) | [100] | [87] | [91] | [81] |

- (出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 B·1)、本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(様式 J·1·1 (様式 B·1 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J·2·1 (様式 B·1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J·5·1 (様式 B·1 関係))
- (注 1) 稼働率(%) = 生産量(MT) / 生産能力(MT/年)
- (注2) 生産能力については、本邦産同種の貨物以外の製品を含む数字を使用した221。
- (注3) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。

3-5-1-3 在庫

(190) 本邦の産業の期末在庫について、「表 34 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、調査対象期間を通じて、在庫量はほぼ横ばいであったが、在庫率は上昇傾向にあった。これは、上記「3-5-1-1 生産高(生産量)」及び下記「3-5-1-4 販売及び市場占拠率」に記載のとおり、生産量及び国内販売量がともに減少傾向にあったため、在庫量が横ばいとなった一方、在庫率が上昇したものであった。

表 34 本邦の産業の在庫の推移

| Story of the American Policy (P. 18) | | | | | |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|-------------------|--|
| 年 | 25 | 26 | 27 | 27.10~28.09 | |
| 4 | (2013) | (2014) | (2015) | (2015.10~2016.09) | |
| 在庫量(MT) | 【100】 | [98] | [99] | 【101】 | |
| 在庫率(%) | [100] | [112] | [109] | 【124】 | |

- (出所)本邦生産者当初質問状回答書 (様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書 (ベンカン機工) (様式 J-1-1 (様式 B-1 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書 (古林工業) (様式 J-2-1 (様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書 (東北パイプターン工業) (様式 J-5-1 (様式 B-1 関係))
- (注1) 在庫率 (%) =本邦生産者の期末在庫量 (MT) /本邦産同種の貨物の生産量 (MT)
- (注2) 各欄の【】は平成25年を100とする指数である。

²²¹ 協定 3.6

3-5-1-4 販売及び市場占拠率

- (191) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、上記「3-4-1 当該輸入貨物の輸入量」で分析したとおり、調査対象期間中、当該輸入貨物の輸入が増加傾向にある一方で減少傾向を示しており、「表 35 本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率の推移」のとおり、平成27年10月~平成28年9月は平成25年と比べ16ポイントの減少となった。これは、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格は全ての期間で本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、【成約件数が減少した理由】222等によって、成約数量が減少したこと等によるものであった。なお、国内販売量に対する自家消費量の割合は、調査対象期間を通じて0.5~0.7%程度と小さく、ほぼ横ばいであったことから、国内販売量に影響を与えるものではなかった。
- (192) また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、「表 35 本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率の推移」のとおり、調査対象期間を通じて減少傾向にあり、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月は平成 25 年と比べ 15 ポイントの減少となった。さらに、上記「3 4 1 当該輸入貨物の輸入量」における分析の結果と併せて検討すると、調査対象期間を通じて国内市場に大きな変動がないものの、当該輸入貨物の市場占拠率が拡大した一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は縮小したことを確認した。

| + ~- | | | T |
|------|---------|--------------|------------|
| 表 35 | 本乳库同種() |)首物(()国内販売量. | 及び市場占拠率の推移 |

| 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 国内販売量(MT) | [100] | [93] | [95] | [84] |
| 本邦産同種の貨物の 市場占拠率(%) | [100] | [91] | [93] | [85] |
| 自家消費量(MT) | 【100】 | [138] | 【113】 | 【113】 |

- (出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書(様式 B·1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業) (様式 J·2·1 (様式 B·1 関係)) 及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J·5·1 (様式 B·1 関係))
- (注1) 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) =本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) /需要量 (MT) ×100
- (注2) 需要量 (MT) =本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) +総輸入量 (MT)
- (注3) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。

3-5-2 ミクロ指標

3-5-2-1 利潤

(193) 本邦の産業の売上高は、「表 36 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、平成 26 年は平成 25 年と比べて 8 ポイント増加し、平成 27 年は横ばいであったが、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月は平成 27 年と比べて 21 ポイント減少した。これは、日本ベンドが【売上高が変動した

²²² 本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 J-6(F-2-2 関係)及び添付資料 J-7(F-2-3 関係))、本邦生産者現地調査結果報告書(ベンカン機工)2.(5)及び本邦生産者現地調査資料(ベンカン機工)(19)

理由】²²³という一時的な理由により売上高が増加したものの、上記**「3-5-1-4 販売及び市場占拠率」**に述べたとおり、調査対象期間中、国内販売量が減少傾向にあったために、 平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月に大きく減少したものであった。

売上総利益は、平成 26 年に平成 25 年と比べて 17 ポイント増加したものの、平成 27 年は平成 26 年と比べて 22 ポイント減少し、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月には平成 27 年と比べて 45 ポイントと大幅に減少した。これは、平成 26 年に日本ベンドが【売上総利益が変動した理由】224ことにより一時的に増加したものの、平成 27 年は、本邦産同種の貨物の販売価格の低下により、国内販売量が増加してもなお売上総利益が減少し、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月は、更なる本邦産同種の貨物の販売価格の低下によって売上総利益が更に減少したことによるものであった。また、売上高総利益率についても、平成 26 年は平成 25 年に比べて微増したが、その後は大きく減少した。

営業利益についても、売上総利益と同様の傾向を示しており、平成 26 年は平成 25 年と比べて 65 ポイント増加したが、平成 27 年は平成 26 年と比べて 122 ポイント減少し、さらに、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月は平成 27 年と比べて 212 ポイントと大幅に減少し、マイナスに転じた。また、売上高営業利益率をみると、平成 26 年に一旦増加したものの、その後は減少し、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月は平成 25 年と比べて大幅に減少した。

| - | ~~ | 47.47.4 | | A T.1 198 | ~ 14 TA |
|---|----|---------|---------|-----------|---------|
| 沗 | 36 | 本邦の |) 厍 栗 (| の利润 | 切排杨 |

| 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 売上高(百万円) | [100] | 【108】 | 【109】 | [88] |
| 売上総利益(百万円) | [100] | [117] | [95] | [50] |
| 営業利益(百万円) | [100] | 【165】 | [43] | [-169] |
| 売上高総利益率(%) | 【100】 | [108] | [88] | [56] |
| 売上高営業利益率(%) | [100] | 【152】 | [40] | [-191] |

(出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-2-2)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 G-2-2)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-7-1(様式 G-2-2 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-10(様式 G-2-2 関係))

- (注1) 売上高総利益率(%) = 売上総利益(百万円)/売上高(百万円)
- (注2) 売上高営業利益率(%) =営業利益(百万円)/売上高(百万円)
- (注3) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。

3-5-2-2 投資及び投資収益

(194) 本邦の産業の投資は、「表 37 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 26 年は平成 25 年と比べて 102 ポイント増加し、平成 27 年以降は減少した。また、設備投資の具体的な内容としては、【投資目的】等、最低限必要な投資に限られていた²²⁵。

²²³ 本邦生産者当初質問状回答書(日本ベンド)(調査項目 G-2-6)

²²⁴ 本邦生産者当初質問状回答書(日本ベンド)(調査項目 G-2-6)

²²⁵ 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-4)

表 37 本邦の産業の設備投資額の推移

| 年 | 25 | 26 | 27 | 27.10~28.09 |
|------------|--------|--------|--------|-------------------|
| | (2013) | (2014) | (2015) | (2015.10~2016.09) |
| 設備投資額(百万円) | [100] | [202] | 【144】 | [29] |

- (出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-4) 及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業) (様式 J-14(様式 G-4 関係))
- (注1) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。
- (195) 本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額(取得原価及び帳簿価格)で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 38 本邦の産業の投資収益率の推移」のとおりとなった。上記「3-5-2-1 利潤」で述べたとおり、営業利益が増加したために、平成 26 年の投資収益率は帳簿価額及び取得原価のいずれも、平成 25 年に比べて増加した一方で、平成 27 年以降は営業利益が大幅に減少したために、投資収益率も大幅に減少し、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月には平成 25 年と比べて帳簿価額がマイナス 155 ポイント、取得価額がマイナス 160 ポイントと悪化していたことが認められた。

表 38 本邦の産業の投資収益率の推移

| 自 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 投資収益率(%) | | | | |
| 営業利益/設備投資評価額 (帳簿価額) | [100] | 【142】 | [35] | 【-155】 |
| 営業利益/設備投資評価額 (取得原価) | [100] | 【159】 | [41] | [-160] |

- (出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-2-2 及び様式 G-4)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 G-2-2)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-7-1(様式 G-2-2 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-10(様式 G-2-2 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-14(様式 G-4 関係))
- (注1) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。

3-5-2-3 資金流出入(キャッシュフロー)

(196) 本邦の産業のキャッシュフロー(営業キャッシュフロー)は、「表 39 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、平成 25 年は赤字であったが、平成 26 年から平成 27 年にかけて増加し、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月は、平成 25 年と比べてマイナス 368 ポイントと、大幅な赤字となった。平成 26 年及び平成 27 年にキャッシュフローが増加したのは、日本ベンドが【キャッシュフローの変動理由】 226という一時的な理由によるものであり、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月には、上記「3-5-2-1 利潤」で述べたとおり、営業利益が減少したことにより、本邦産業のキャッシュフローは悪化していた。

²²⁶本邦生産者追加質問状回答書(日本ベンド)(調査項目 J-7 (G-3-4 関係))

表 39 本邦の産業のキャッシュフローの推移

| 年 | 25 | 26 | 27 | 27.10~28.09 |
|-------------------|--------|--------|--------|-------------------|
| | (2013) | (2014) | (2015) | (2015.10~2016.09) |
| キャッシュフロー (百万円) | [100] | [784] | [995] | [-368] |

- (出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-3-2)、本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(様式 J-10(様式 G-3-2 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 G-3-2)(修正版)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-10-1(様式 G-3-2 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-12(様式 G-3-2 関係))及び本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(東北パイプターン工業)(添付資料 J-12)
- (注1) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。

3-5-2-4 資金調達能力

(197) 本邦の産業の炭素鋼製突合せ溶接式継手事業に関する資金調達能力について、本邦の生産者の回答から、総じて影響がなかったことが確認された。ただし、1 者から【資金調達能力に影響を及ぼした要因】との回答227があった。

3-5-2-5 雇用

(198) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 40 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、平成 26 年に増加し、平成 27 年以降は横ばいで推移した。これには、古林工業が【雇用人数の変動理由】²²⁸という一時的な理由が影響した。

表 40 本邦の産業の平均雇用人数の推移

| 年 | 25 | 26 | 27 | 27.10~28.09 |
|-----------|--------|--------|--------|-------------------|
| | (2013) | (2014) | (2015) | (2015.10~2016.09) |
| 平均雇用人数(人) | [100] | 【104】 | 【104】 | 【105】 |

- (出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者現地調査提出資料(ベンカン機工)(11)及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))
- (注 1) 【本邦生産者名】の平均雇用人数については、本邦産同種の貨物以外の製品の製造等に従事する人員を含んだ数字を使用した²²⁹。
- (注2) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。

3-5-2-6 賃金

(199) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)は、「表 41 本邦の産業の雇用者一人 当たりの賃金(月額換算)の推移」のとおり、調査対象期間を通じて減少傾向にあった。

²²⁷ 本邦生産者当初質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 G-6-3 及び G-6-4)

²²⁸ 本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(調査項目 J-2-6 (様式 B-1 関係))

²²⁹ 協定 3.6

表 41 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)の推移

| 年 | 25 | 26 | 27 | 27.10~28.09 |
|--------------------|--------|--------|--------|-------------------|
| | (2013) | (2014) | (2015) | (2015.10~2016.09) |
| 一人当たり月平均賃金 (千円) | [100] | [95] | [96] | [93] |

- (出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者現地調査提出資料(ベンカン機工)(11)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))
- (注1) 一人当たりの月平均賃金(千円) =賃金の合計(千円/月)/平均雇用人数(人)
- (注2) 平均雇用人数は、「表40 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。
- (注3) 【本邦生産者名】の平均雇用人数については、本邦産同種の貨物以外の製品の製造等に従事する人員を含んだ数字を使用した²³⁰。
- (注4) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。

3-5-2-7 生産性

- (200) 本邦の産業の生産性は、「表 42 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。雇用者 一人当たりの生産高(生産量)を示す物的生産性については、調査対象期間を通じて減少し ていた。上記「3-5-2-5 雇用」で述べたとおり、平均雇用人数は調査対象期間を通 じてやや増加していたものの、上記「3-5-1-1 生産高(生産量)」に述べたとおり、 生産量が減少傾向にあったことから、調査対象期間を通じて、物的生産性は低下していた。
- (201) また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、平成 26 年は平成 25 年と比べて 4 ポイント上昇したが、平成 27 年は横ばいで推移し、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月には平成 27 年と比べて 21 ポイント下落した。これは、上記「3-5-2-5 雇用」に述べたとおり、平均雇用人数は調査対象期間を通じてやや増加していたものの、上記「3-5-2-1 利潤」で分析したとおり、日本ベンドが【売上高が変動した理由】 231という一時的な理由により、売上高が、平成 26 年に平成 25 年と比べて増加し、平成 27 年は横ばいとなり、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月は平成 27 年と比べて下落したことから、価値生産性は全体として低下傾向にあった。

²³⁰ 協定 3.6

²³¹ 本邦生産者当初質問状回答書 (日本ベンド) (調査項目 G-2-6)

表 42 本邦の産業の生産性の推移

| 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 物的生産性(MT/人) | [100] | [84] | [88] | [77] |
| 価値生産性(千円/人) | [100] | [104] | [105] | [84] |

- (出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者現地調査提出資料(ベンカン機工)(11)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))
- (注1) 物的生産性 (MT/人) =本邦産同種の貨物の生産量 (MT) /平均雇用人数 (人)
- (注 2) 価値生産性 (千円/人) = (本邦産同種の貨物の国内販売額 (千円) + 本邦産同種の貨物の自家消費額 (千円)) / 平均雇用人数 (人)
- (注3) 平均雇用人数は、「表40 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。
- (注 4) 【本邦生産者名】の平均雇用人数については、本邦産同種の貨物以外の製品の製造等に従事する人員を含んだ数字を使用した²³²。
- (注5) 各欄の【】は、平成25年を100とする指数である。

3-5-2-8 成長

(202) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響について検討するために、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、調査対象期間中、研究開発費に資金を投じた旨の回答はなかった。また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「3-5-2-2 投資及び投資収益」で分析したとおり、設備投資の具体的な内容は、【投資目的】等、最低限必要な投資に限られており²³³、総じて低調であった。

3-5-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因

- (203) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原 価及び需給バランスについて検討した。
- (204) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 43 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおりであった。

製造原価は、調査対象期間を通じて上昇傾向にあり、平成 26 年は平成 25 年に比べて 13 ポイント上昇し、その後はほぼ横ばいで推移した。製造原価の内訳をみると、製造原価の約【数値】割を占める原材料費が、調査対象期間中に原材料価格が値上がりしたことにより、上昇傾向にあった²³⁴。一方、製品 1kg あたりの製造原価に占める労務費及び経費も上昇傾向にあったが、上記「3-5-1-1 生産高(生産量)」のとおり生産量が減少したことが主たる要因であると認められた。

-

²³² 協定 3.6

²³³ 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-4)

²³⁴ 本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 G-2-5)、本邦生産者現地調査結果報告書(ベンカン機工)(調査項目 2-(6)-(ウ))及び本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(添付資料 J-6-②)

(205) 本邦産同種の貨物の国内販売価格については、【価格が変動した理由】ため、平成25年及び平成26年に値上げしたところ、平成26年に安価な当該輸入貨物の輸入量が増加したことから、平成27年以降、製造原価が上昇していたにもかかわらず、販売価格を引き下げざるを得なかった。そして、平成27年10月~平成28年9月に、安価な当該輸入貨物により、製造原価の上昇分を十分に販売価格に転嫁できず、国内販売価格が引き下げられていたことが認められた。

表 43 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

| | 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 製造原価合計(円/kg) | | [100] | 【113】 | 【114】 | 【115】 |
| | 原材料費(円/kg) | 【100】 | 【109】 | 【111】 | 【112】 |
| | 労務費(円/kg) | [100] | 【115】 | 【119】 | 【126】 |
| | 経費(円/kg) | [100] | [118] | 【115】 | [112] |
| 国内 | N販売価格(円/kg) | 【100】 | 【123】 | 【119】 | 【106】 |

(出所)本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1 及び様式 G-2-2)、本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工) (様式 J-1-2 (様式 B-1 関係)及び様式 K-1)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 J-2-2 (様式 B-1 関係)、様式 G-2-2 及び様式 K-1)、本邦生産者当初質問状回答書(古林工業)(添付資料 G-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-2-2 (様式 B-1 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-2-1 (様式 B-1 関係)及び様式 J-7-1 (様式 G-2-2 関係))、本邦生産者当初質問状回答書(東北パイプターン工業)(添付資料 G-1)及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1 (様式 B-1 関係)及び様式 J-10 (様式 G-2-2 関係))

- (注1) 1kg 当たりの原材料費 (円/kg) =原材料費 (円) /生産量 (kg)
- (注2) 1kg 当たりの労務費 (円/kg) =労務費 (円) /生産量 (kg)
- (注3) 1kg 当たりの経費 (円/kg) = 経費 (円) /生産量 (kg)
- (注4) 各欄の【 】は平成25年を100とする指数である。
- (206) 本邦の需給バランスについては、調査対象期間における需要量と供給量を算出したところ、「表 44 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおりとなった。調査対象期間を通じて需要量はほぼ横ばいの中、供給量についても同様に大きな変動はなく、需給バランスは調査対象期間を通じてほぼ横ばいであった。他方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 26 年は平成 25 年より上昇したものの、その後は調査対象期間を通じて低下した。これらのことから、需給バランスの変動が本邦産同種の貨物の国内販売価格に影響を及ぼしたとは認められなかった。

表 44 本邦の需給バランスと価格の推移

| 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------------|
| 需要量(MT) | [100] | 【102】 | 【102】 | [98] |
| 供給量(MT) | [100] | [102] | [101] | [99] |
| 輸入量(韓国)(MT) | [100] | [149] 2,659 | [106] 1,890 | [112] |
| 輸入量(中国)(MT) | [100] | [148] | [120] 873 | [113] 821 |
| 輸入量(その他)(MT) | [100] 9,045 | [98] | [106] 9,549 | [108] 9,726 |
| 国内向け供給量 (MT) | [100] | [93] | [95] | [84] |
| 国内向け期末在庫量 (MT) | [100] | [98] | [100] | [101] |
| 需給バランス | [100] | [99] | [100] | [101] |
| 本邦産同種の貨物の国内販売価格 (円/kg) | [100] | 【123】 | 【119】 | 【106】 |

- (出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書(様式 B·1)、本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(様式 J·1·2(様式 B·1 関係)及び様式 K·1)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 J·2·2(様式 B·1 関係)及び様式 K·1)、本邦生産者当初質問状回答書(古林工業)(添付資料 G·1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J·2·2(様式 B·1 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J·2·1(様式 B·1 関係))、本邦生産者当初質問状回答書(東北パイプターン工業)(添付資料 G·1)及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(添付資料 G·1)及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J·5·1(様式 B·1 関係))
- (注 1) 需要量 (MT) =本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) +本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) +総輸入量 (MT)
- (注2) 供給量 (MT) =国内向け供給量 (MT)+国内向け期末在庫量 (MT) +総輸入量 (MT)
- (注3) 輸入量(その他)(MT)=総輸入量(MT)-輸入量(韓国)(MT)-輸入量(中国)(MT)
- (注 4) 国内向け供給量 (MT) =本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) +本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT)
- (注 5) 国内向け期末在庫量 (MT) = 期末在庫量 (MT) × ((本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT)) / (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 輸出量 (MT))
- (注 6) 需給バランス (%) =供給量 (MT) /需要量 (MT)
- (注7) 各欄の【】は平成25年を100とする指数である。

3-5-2-10 不当廉売価格差の大きさ

(207) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格の差について、「表 45 不当廉売価格差率と国内販売価格差率(平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月まで)」に示した不当廉売価格差率と国内販売価格差率を比較すると、不当廉売価格差率は国内販売価格差率を上回る。このことから、当該輸入貨物と国内販売価格との差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであると認められた。

表 45 不当廉売価格差率と国内販売価格差率(平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月まで)

| 対象期間 | 平成27年10月から 平成28年9月まで |
|-------------|-------------------------|
| 不当廉売価格差率(%) | 61.9% |
| 国内販売価格差率(%) | [50-75] |

⁽注 1) 国内販売価格差率(%)= (本邦産同種の貨物の国内販売価格(円/kg)-当該輸入貨物の国内販売価格(円/kg)) /当該輸入貨物の国内販売価格(円/kg)

表 45-1 不当廉売価格差率 (平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月まで)

| | 韓国 | 中国 | |
|-------------------|-----------|---------|--|
| 調査対象国別不当廉売価格差率(%) | 62.4% | 60.8% | |
| 輸入量 (kg) | 1,996,433 | 820,982 | |
| 加重平均後不当廉売価格差率(%) | 61.9% | | |

(出所) 財務省貿易統計

(注 1) 調査対象国別不当廉売価格差率(%)のうち、韓国については、「表 22 韓国の供給者の不当廉売差額率」に記載した各社の不当廉売差額率の加重平均により算出し、中国については、「表 24 中国の供給者の不当廉売差額率」に記載した数字を使用した。

表 45-2 国内販売価格差率 (平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月まで)

| 対象期間 | 平成27年10月から 平成28年9月まで |
|---|-------------------------|
| 本邦産同種の貨物の国内販売価格 (円/kg) | 【数值】 |
| 当該輸入貨物の国内販売価格 (円/kg) | 325 |
| 本邦産同種の貨物の国内販売価格ー 当該輸入貨物の国内販売価格(円/kg) | 【数值】 |
| 国内販売価格差率(%) | [50-75] |

- (出所) 財務省貿易統計、本邦生産者追加質問状回答書 (ベンカン機工) (様式 J-1-2 (様式 B-1 関係)及び様式 K-1)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書 (日本ベンド) (様式 J-2-2 (様式 B-1 関係)及び様式 K-1)、本邦生産者当初質問状回答書 (古林工業) (添付資料 G-1)、本邦生産者追加質問状回答書 (古林工業) (様式 J-2-2 (様式 B-1 関係))、本邦生産者当初質問状回答書 (東北パイプターン工業) (添付資料 G-1)及び本邦生産者追加質問状回答書 (東北パイプターン工業)(様式 J-5-2 (様式 B-1 関係))
- (注 1) 国内販売価格差率(%)= (本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格(円/kg)ー調査対象貨物の本邦における販売価格(円/kg)) /調査対象貨物の本邦における販売価格(円/kg)

3-5-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(208) 調査対象期間を通して需要に大きな変動がない中、本邦産同種の貨物の販売価格が、【価格が変動した理由】、平成26年に上昇したところ、安価な当該輸入貨物の輸入量が急激に増加

し、これにより、平成 26 年に本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率が減少した。平成 27 年は、本邦産同種の貨物の販売価格が低下し、国内販売量の更なる低下は認められなかったが、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月は、安価な当該輸入貨物の販売価格の低下を受けて、本邦産同種の貨物の販売価格が更に低下するとともに、国内販売量も低下した。その結果、本邦の産業の売上高が大きく減少した。「表 36 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、平成 26 年に売上総利益及び営業利益は一時的な理由により増加したものの、上記「3 – 5 – 2 – 9 国内価格に影響を及ぼす要因」で分析したとおり、平成 27 年以降、原材料費が上昇していたにもかかわらず、本邦産同種の貨物の販売価格が下落し、売上総利益及び営業利益は下落に転じた。平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月には、安価な当該輸入貨物の販売価格の更なる低下を受け、本邦産同種の貨物の販売価格及び国内販売量も低下した結果、売上総利益が大きく減少し、営業利益はマイナスに転じた。

- (209) 本邦産同種の貨物の国内販売量の減少により、本邦の産業の生産量が減少したことしたことから、物的生産性の低下を招いた。さらに、価値生産性の低下は売上高の減少を反映し、キャッシュフローの悪化及び投資収益の低調さは利潤の低下を反映しており、これらからも当該輸入貨物による悪影響が認められた。また、調査対象期間中の投資は、【投資目的】等の必要最低限なものに限られていた²³⁵。
- (210) 以上を総合的に評価し、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これによる本邦の産業の実質的損害が認められた。

3-6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項について の結論

- (211) 本邦における炭素鋼製突合せ溶接式継手の需要が調査対象期間を通じてほぼ横ばいの中、本邦の市場での当該輸入貨物の国内販売量は増加傾向にあった一方で、本邦産同種の貨物の国内販売量は減少した。さらに、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物は上記「3-1-6 代替性」で分析したとおり高い代替性を有しており、購入の際、ほとんどの産業上の使用者が価格を重要視している²³⁶中、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で分析したとおり、当該輸入貨物は本邦産同種の貨物を下回る価格で販売されており、実際に、本邦生産者が提出した証拠から、【価格が変動した理由】事実が認められた²³⁷。
- (212) かかる状況を踏まえれば、本邦産同種の貨物の販売価格が上昇したことにより、安価な当該輸入貨物の輸入量が急激に増加し、本邦産同種の貨物の国内販売量が減少した。このため、産業上の使用者において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の販売価格を引き下げたところ、当該輸入貨物の価格が低下し、本邦産同種の貨物の販売価格が更に引き下げられた結果、本邦の産業の売上高が大きく低下し、製造原価の上昇分を十分に販売価格に転嫁できず、

²³⁵ 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-4)

²³⁶ 産業上の使用者質問状回答書(様式 C-3-1)

²³⁷ 本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 J-6(F-2-2 関係)及び添付資料 J-7(F-2-3 関係))、本邦生産者現地調査結果報告書(ベンカン機工)2.(5)及び本邦生産者現地調査資料(ベンカン機工)(19)

利潤の大幅な低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと判断するものである。

(213) したがって、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

4 因果関係

4-1 当該輸入貨物の輸入による影響

(214) 上記「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

4-2 当該輸入貨物以外による影響

(215) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析²³⁸した。

4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格

(216) 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の総輸入量は、「表 27 当該輸入貨物の輸入量」の とおり、平成 26 年に平成 25 年と比べて 8.9%増と大きく増加し、その後、増減はあるもの の、調査対象期間を通じて増加した。

第三国産同種の貨物の輸入量が総輸入量に占める割合は、平成 25 年に 78.2%であったものが、平成 26 年は当該輸入貨物の輸入が著しく増加したことによりその割合を 70.4%まで下げ、絶対量においても 2.1%減となった。平成 27 年は、当該輸入貨物の輸入が平成 26 年と比べて 25.9%減となり、第三国産同種の貨物の輸入が平成 26 年と比べて 7.8%増となったため、第三国産同種の貨物の輸入が総輸入量に占める割合は 77.6%にまで増加し、平成 27 年10 月~平成 28 年 9 月は絶対量は平成 27 年より増加したものの、割合はほぼ横ばいとなった。

²³⁸ 協定 3.5

表 27 当該輸入貨物の輸入量(再掲)

| | | ———— | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|-----------|---------|----------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 当 | 該輸入貨物の | 輸入量 (MT) | 2,516 | 3,731 | 2,764 | 2,817 |
| 輸 | 入量 (合計) | 対総輸入量 | 21.8% | 29.6% | 22.4% | 22.5% |
| | 港団 | 輸入量 (MT) | 1,790 | 2,659 | 1,890 | 1,996 |
| | 韓国 | 対総輸入量 | 15.5% | 21.1% | 15.4% | 15.9% |
| | 413 | 輸入量 (MT) | 726 | 1,072 | 873 | 821 |
| | 中国 | 対総輸入量 | 6.3% | 8.5% | 7.1% | 6.5% |
| 第三国からの輸入量 | | 輸入量 (MT) | 9,045 | 8,854 | 9,549 | 9,726 |
| | | 対総輸入量 | 78.2% | 70.4% | 77.6% | 77.5% |
| 総 | 輸入量(MT) | | 11,562 | 12,585 | 12,313 | 12,544 |

(出所) 財務省貿易統計

(217) 第三国産同種の貨物の市場占拠率は、「表 30 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的 変化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移」のとおり、平成 26 年に当該輸入貨物の占拠率 の増加を受けて減少したものの、平成 27 年以降は緩やかに増加した。

表 30 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移 (再掲)

| 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 当該輸入貨物の占拠率 (%) | [100] | 【145】 | 【108】 | 【114】 |
| 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) | [100] | [91] | [93] | [85] |
| 第三国産同種の貨物の占拠率 (%) | [100] | [96] | 【104】 | [109] |
| 需要量(MT) | [100] | [102] | [102] | [98] |

- (出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業) (様式 J-2-1 (様式 B-1 関係)) 及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1 (様式 B-1 関係))
- (注1) 需要量 (MT) =本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) +総輸入量 (MT)
- (注2) 当該輸入貨物の占拠率 (%) =当該輸入貨物の輸入量 (MT) /需要量 (MT)×100
- (注3) 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) =本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) /需要量 (MT) ×100
- (注 4) 第三国産同種の貨物の占拠率 (%) =当該輸入貨物の供給国以外からの輸入量 (MT) /需要量 (MT) × 100
- (注5) 各欄の【】は、平成25年度を100とする指数である。

(218) 第三国産同種の貨物の全ての品種にかかる国内販売価格について見ると、当該輸入貨物と、 第三国産同種の貨物の本邦における販売価格(年別加重平均価格)²³⁹は「表 46-1 当該輸入

²³⁹ 非関連企業間の取引に限る。販売価格から運賃、保険料及び配送に応じた梱包費を差し引いた価格を使用した。

貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、工場渡し²⁴⁰)」のとおり、平成 26 年はともに前年より販売価格が上昇したものの、当該輸入貨物の販売価格がなお安価であった。平成 27 年は第三国産同種の貨物の販売価格がやや低下した一方、当該輸入貨物の販売価格²⁴¹が上昇したことから、第三国産同種の貨物の販売価格が当該輸入貨物の販売価格を下回った。しかし、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月には、第三国産同種の貨物の販売価格がほぼ横ばいであった一方、当該輸入貨物の販売価格が著しく低下した結果、再び第三国産同種の貨物の販売価格が当該輸入貨物の販売価格を上回っていた。すなわち、調査対象期間を通してみると、基本的に第三国産同種の貨物の販売価格が、当該輸入貨物の販売価格を上回っていた。

表 46-1 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、工場渡し)

| 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.0 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------------------------|
| 本邦産同種の貨物の販売価格 (円/kg) | [100] | 【123】 | 【119】 | [106] |
| 当該輸入貨物の販売価格 | 【100】 | 【111】 | 【115】 | [97] |
| (円/kg) | 337 | 374 | 388 | 325 |
| 第三国産同種の貨物の販売価格 (円/kg) | [100] | 【107】 | 【105】 | [105] |
| 第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比(%) | 【100-115】 | 【95-110】 | 【90-105】 | 【110-125】 |

- (出所) 財務省貿易統計、本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(様式 J-1-2 (様式 B-1 関係)及び様式 K-1)、本邦生産者現地調査提出資料(13)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 J-2-2 (様式 B-1 関係)及び様式 K-1)、本邦生産者当初質問状回答書(添付資料 G-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-2-2 (様式 B-1 関係))、本邦生産者当初質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-2 (様式 B-1 関係))
- (注 1)第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比(%)=第三国産同種の貨物(円/kg)/当該輸入貨物(円/kg)×100
- (注2) 各欄の【】は、平成25年度を100とする指数である。
- (219) また、同一品種における国内販売価格について、当該輸入貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の全てを輸入又は購入し、本邦において販売していた輸入者が、【価格の決定方法】旨回答²⁴²していた。これを踏まえ、同者における当該輸入貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の販売価格²⁴³において、同一品種²⁴⁴について比較可能であった平成27年10月~平成28年9月の販売価格を比較したところ、第三国産同種の貨物の販売価格は、当該輸入貨物の販売価格を上回っており、また、本邦産同種の貨物の販売価格とおおむね同等であった。

さらに、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格

²⁴⁰ 「工場渡し」とは、販売者の工場(又は倉庫等)で貨物を受け渡し、受渡し後の運賃等は購入者が負担する場合をいう。

²⁴¹ 中国産輸入貨物の販売価格に関する情報が得られなかったことから、当該輸入貨物については輸入価格を対象とした。

²⁴² 輸入者当初質問状回答書(調査項目 C-8)及び輸入者追加質問状不備改め版回答書(メタルワン鋼管)(調査項目 J-3)

²⁴³ 輸入者当初質問状回答書(様式 C-11)

²⁴⁴ 90 度エルボ・ショート、メッキ無し、一般配管用、径の呼びが 400A(16)のもの。

に及ぼす影響」の(184)と同様に、同一品種について比較可能であった【数値】品種²⁴⁵における平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月の当該輸入貨物²⁴⁶、第三国産同種の貨物²⁴⁷及び本邦産同種の貨物の販売価格²⁴⁸を、上記「表 46-1 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、工場渡し)」と同一の取引段階で比較した。その結果、「表 46-2 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格(品種別、工場渡し)」のとおり、第三国産同種の貨物の販売価格は、比較した【数値】品種全てにおいて当該輸入貨物の販売価格を上回っており、また、本邦産同種の産品価格とおおむね同等であることが認められた。

表 46-2 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格(品種別、工場渡し)

| 形状 | メッキの有無 | 用途 | 径の呼び | 本邦産同種の貨物 (円/kg) | 第三国産同種の貨物 (円/kg) | 当該輸入貨物 (円/kg) |
|-------------|--------|-------|----------|--------------------|---------------------|----------------------|
| 90度エルボ・ショート | 無 | 一般配管用 | 350A(14) | [100] | [105] | [72] |
| 90度エルボ・ショート | 無 | 一般配管用 | 400A(16) | [100] | [93] | [65] |
| 45度エルボ・ショート | 無 | 一般配管用 | 350A(14) | 【100】 | [72] | [61] |
| 45度エルボ・ショート | 無 | 高温配管用 | 350A(14) | [100] | 【91】 | [57] |

(出所)本邦生産者追加質問状回答書(様式 K-1)、輸入者当初質問状回答書(様式 C-11)、供給者当初質問状回答書(様式 B)及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-6(様式 D-2・D-3 関係))

(注1) 各欄の【】は、本邦産同種の貨物の販売価格を100とする指数である。

4-2-2 第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(220) 本邦における炭素鋼製突合せ溶接式継手市場においては、上記「3-5-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」で述べたとおり、調査対象期間を通して需要に大きな変動がない中、【価格が変動した理由】平成26年に本邦産同種の貨物の販売価格が上昇したところ、安価な当該輸入貨物の輸入が急増し、本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率が急減した。第三国産同種の貨物の輸入についても同様に、「表47 第三国産同種の貨物の輸入量」及び「表30 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移」のとおり、平成26年に販売価格が上昇したところ、輸入量及び市場占拠率が減少し、当該輸入貨物に市場を奪われた。

安価な当該輸入貨物の輸入急増を受け、平成 27 年には本邦産同種の貨物の販売価格が引き下げられ、「表 46-1 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、工場渡し)」のとおり、第三国産同種の貨物の販売価格も低下した。また、本邦産同種の貨物及び第三国産同種の貨物の市場占拠率が回復する一方で、当該輸入貨物の市場占拠率は低下した。

平成27年10月~平成28年9月に、当該輸入貨物の価格は著しく低下し、本邦産同種の貨物の価格は平成26年から平成27年の引き下げに比べて更に著しく引き下げられた。一方

²⁴⁵ 本邦生産者当初質問状回答書(様式 C·1)及び輸入者当初質問状回答書(様式 C·11)から、90 度エルボ・ショート及び 45 度エルボ・ショートは、本邦市場において代表的な品種であったことを確認した。

²⁴⁶ 供給者当初質問状回答書 (様式 B) 及び本邦生産者追加質問状回答書 (東北パイプターン工業) (様式 J-6 (様式 D-2・D-3 関係))

²⁴⁷ 供給者当初質問状回答書 (様式 B) 及び輸入者当初質問状回答書 (様式 C-11) から、輸入者における第三国 産同種の貨物の国内販売価格について、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物と同一の取引段階となるよう、 推計した口銭・運賃等を差し引いて比較した。

²⁴⁸ 本邦生産者追加質問状回答書(様式 K-1)

で第三国産同種の貨物の価格は平成 27 年と同額で推移した。当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量は増加したが、本邦産同種の貨物の販売量は低下した。

上記「3-5-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」で述べたとおり、平成27年10月~平成28年9月に本邦の産業の売上高は大きく減少し、営業利益はマイナスに転じた。平成27年10月~平成28年9月に本邦産同種の貨物の販売価格及び販売数量はいずれも減少したが、仮に、販売価格の引き下げがなければ、販売数量が減少しても、売上高は平成25年と概ね同程度を維持し、営業利益が赤字に転じることはなかったことが認められた²⁴⁹。平成27年10月~平成28年9月に本邦産同種の貨物の価格を引き下げたのは、当該輸入貨物の販売価格の低下であり、上記「3-6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」に述べたとおり、本邦の産業は、【当該輸入貨物の価格が本邦産同種の貨物の価格に与えた影響】事実が認められた²⁵⁰。

(221) 第三国産同種の貨物について、輸入の国別の内訳を確認したところ、「表 47 第三国産同種の貨物の輸入量」のとおり、主な輸入先国はタイ及びベトナムで、両国からの輸入が第三国産同種の貨物の輸入量全体の 95~98%とほぼ全てを占めており、その他の国からの輸入量は第三国からの輸入量全体のうち 3%程度に過ぎなかった。また、タイ及びベトナムからの輸入は、本邦生産者等による現地関連会社からの輸入であった²⁵¹。

²⁴⁹ 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B·1)、本邦生産者当初質問状回答書(様式 G·2·2)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 G·2·2)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J·2·1 (様式 B·1 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J·7·1 (様式 G·2·2 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J·5·1 (様式 B·1 関係)及び様式 J·10 (様式 G·2·2 関係)))

²⁵⁰ 本邦生産者追加質問状回答書 (ベンカン機工) ((調査項目 J-6 (F-2-2 関係) 及び添付資料 J-7(F-2-3 関係))、本邦生産者現地調査結果報告書 (ベンカン機工) 2.(5)及び本邦生産者現地調査資料 (ベンカン機工) (19)。なお、第三国産同種の貨物の販売価格の低下による【本邦産同種の貨物の価格に与えた影響】についての証拠は認められていない。

²⁵¹ 本邦生産者当初質問状回答書(様式 A-9-2、様式 B-1)及び申請書(別紙(非共有)5)から、本邦生産者を含む本邦の事業者が輸入した第三国産同種の貨物の輸入量の計が、貿易統計上のタイ及びベトナムからの輸入量の計と【比率についての記載】一致した。また、本邦生産者が輸入した第三国産同種の貨物の輸入量と、本邦産同種の貨物の国内販売量を合計した本邦生産者及びその関連会社による市場占拠率は【数値】%と、過半を占めていたことを確認した。

表 47 第三国産同種の貨物の輸入量

| | | 年 | 25 (2013) | 26 (2014) | 27 (2015) | 27.10~28.09 (2015.10~2016.09) |
|----|----------|-------------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 第三 | 国からの | 輸入量 (MT) | [100] | [98] | [106] | [108] |
| 輸入 | .量(合計) | 荆八里(MII) | 9,045 | 8,854 | 9,549 | 9,726 |
| | | 輸入量 (MT) | 7,121 | 7,787 | 7,950 | 8,320 |
| | タイ | 対第三国からの輸入 量(%) | 78.7% | 87.9% | 83.2% | 85.5% |
| | | 輸入量 (MT) | 1,448 | 763 | 1,429 | 1,108 |
| | ベトナム | 対第三国からの輸入 量(%) | 16.0% | 8.6% | 15.0% | 11.4% |
| | 輸入量 (MT) | 477 | 304 | 171 | 298 | |
| | その他 | 対第三国からの輸入 量(%) | 5.3% | 3.4% | 1.8% | 3.1% |

(出所) 財務省貿易統計

(注1) 各欄の【 】は、平成25年度を100とする指数である。

(222) タイ及びベトナム両国から第三国産同種の貨物を輸入していた本邦生産者は、原産国の違いによる国内販売価格の決定方法及び在庫管理方法について【相違の有無】旨²⁵²回答しており、調査当局は現地調査において、当該本邦生産者が受注情報を基に販売計画を作成し、当該販売計画を基に生産計画を作成して、コスト、品質及びそれぞれの工場のキャパシティを勘案して国内工場とタイ及びベトナムの関連会社とに生産を割り振っていた事実を確認した²⁵³。

第三国産同種の貨物の販売価格に関しては、第三国産同種の貨物を関連会社で生産し、輸入及び販売していた本邦生産者 2 者²⁵⁴から、いずれも価格表においても営業の際にも原産国の違いに応じて値付けを行っていない旨の証拠の提出²⁵⁵があった。本邦生産者以外で第三国産同種の貨物を関連会社で生産し、輸入及び販売していた事業者²⁵⁶からは、当該第三国産同種の貨物について本邦産同種の貨物の国内販売価格に悪影響を及ぼさない価格で販売している旨の証拠が提出された²⁵⁷。

実際、調査当局において、第三国産同種の貨物を輸入及び販売していた本邦生産者 2 者が本邦生産者質問状回答において提出した価格表²⁵⁸を確認したところ、原産国の違いによる設定価格の相違はなかった。また、本邦生産者以外で第三国産同種の貨物を現地関連会社において生産し、輸入販売していた事業者についても、平成 22 年 10 月以降適用されていた同一品種の販売価格表(平成 29 年 5 月現在時点)において、同者と本邦生産者 1 者の製品が同一の販売価格で表示²⁵⁹されており、調査対象期間後における最新の販売価格表においても、

²⁵² 本邦生産者追加質問状不備改め版回答書 (ベンカン機工) (J-1-1 (様式 B-1 関係) (3))

²⁵³ 本邦生産者現地調査結果報告書 (ベンカン機工) (2.(2)(ア)及び(イ))

²⁵⁴ ベンカン機工及び古林工業

²⁵⁵ 申請書 (5-2-5-2) 及び本邦生産者当初質問状回答書 (添付資料 A-6-3-②)

²⁵⁶ 淡路マテリア株式会社

²⁵⁷ 申請書 (5-2-5-2)。当該事業者が輸入した第三国産同種の貨物の国内販売価格は、本邦生産者が輸入した第三 国産同種の貨物の国内販売価格を【価格の推移の内容】推移していた。

²⁵⁸ 本邦生産者当初質問状回答書(添付資料 A-6-3-②)

²⁵⁹ エスエスユニオン株式会社 Web サイト(http://www.ssunion.com/pricelist_B.html)

同者の販売価格表²⁶⁰と本邦生産者 2 者の販売価格表²⁶¹に記載された主な品種²⁶²の販売価格 は同一に合わせられており、例えば、本邦生産者 1 者の販売価格改訂の 1 ヵ月後に、同者の 販売価格が本邦生産者と同一の販売価格に改訂されていたことを確認した²⁶³。

また、上記(219)後段で述べた同一品種について比較可能であった【数値】品種における平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月の第三国産同種の貨物と本邦産同種の貨物の国内販売価格²⁶⁴について、その価格比はほとんどが 90%~105%と、第三国産同種の貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格とおおむね同等であり、品種によっては本邦産同種の貨物の販売価格を超える場合も確認された。よって、同一品種について当該輸入貨物の販売価格と本邦産同種の貨物の販売価格との間に認められたような著しいプライスアンダーカッティングは認められなかった。

以上から、第三国産同種の貨物は、本邦生産者が現地関連子会社で生産し、輸入及び販売したものは同一品種において本邦産同種の貨物と差異なく値付けされ、また、本邦生産者以外の者が輸入及び販売したものは、同一品種において本邦産同種の貨物とおおむね同等の価格に合わせて販売されていたと認められ、本邦の産業の損害を直接引き起こした本邦産同種の貨物の販売価格の引き下げの要因となるものではなかったことが認められた。

(223) なお、タイ及びベトナム以外の国からの輸入については、「表 47 第三国産同種の貨物の輸入量」のとおり、調査対象期間を通じて第三国からの輸入量全体のうち 3%程度と極めて低水準で推移しており、かつ、「表 48 第三国からの輸入単価(千円/kg)」のとおり、輸入額を輸入量で除した単価が極めて高価格であり、当該輸入貨物及び本邦生産者が輸入した第三国産同種の貨物の国内販売価格を大きく上回っていたことを確認した。したがって、タイ及びベトナム以外の国から輸入された第三国産同種の貨物についても本邦の産業に損害を与えるものではなかったと認められた。

表 48 第三国からの輸入単価(千円/kg)

| 年 | 25 | 26 | 27 | 27.10~28.09 |
|-----------|--------|--------|--------|-------------------------|
| | (2013) | (2014) | (2015) | $(2015.10 \sim 2016.0)$ |
| タイ・ベトナム以外 | 【100】 | 【134】 | 【126】 | [93] |
| | 1,398 | 1,879 | 1,768 | 1,303 |

(出所) 財務省貿易統計

(注 1) 各欄の 【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

²⁶⁰ 淡路マテリア株式会社 溶接式鋼管継手価格表(2017 年度版)(平成 29 年 2 月制定)(http://www.awaji-m.jp/pipe-fitting/products.html)

²⁶¹ ベンカン機工配管用鋼製溶接式継手価格表(2017 年度版)(平成 29 年 1 月制定) (http://benkankikoh.com/weldfit/w-catalogue/price.html)及び古林工業価格表(平成 29 年 2 月制定)(本 邦生産者当初質問状回答書(添付資料 A-6-3-②)

 ^{262 45} 度エルボ・ロング・FSGP (黒)、45 度エルボ・ロング・FSGP (白)、45 度エルボ・ショート・FSGP (白)、45 度エルボ・ショート・FSGP (黒)、90 度エルボ・ロング・FSGP (白)、90 度エルボ・ロング・FSGP (白)、90 度エルボ・ショート・FSGP (黒)、90 度エルボ・ショート・FSGP (白)、180 度エルボ・ロング・FSGP (黒)、180 度エルボ・ショート・FSGP (黒)

²⁶³ ベンカン機工配管用鋼製溶接式継手価格表(2017年度版)(平成29年1月制定)

⁽http://benkankikoh.com/weldfit/w-catalogue/price.html)及び淡路マテリア株式会社 溶接式鋼管継手価格表(2017 年度版)(平成 29 年 2 月制定)(http://www.awaji-m.jp/pipe-fitting/products.html)

²⁶⁴ 本邦生産者追加質問状回答書(様式 K-1)及び輸入者当初質問状回答書(様式 C-11)

4-2-2-1 第三国からの輸入の量及び価格に係る結論

(224) 以上のとおり、総輸入量に占める第三国からの輸入量の割合は当該輸入貨物に比べて大き く、その絶対量は増加傾向にあったものの、第三国産同種の貨物の販売価格は、調査対象期 間を通じて基本的に当該輸入貨物の販売価格を上回り、第三国産同種の貨物と本邦産同種の 貨物の価格は同一品種においておおむね同等であった。したがって、第三国産同種の貨物も 含め、原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間に高い代替性が存在²⁶⁵し、産業上の使 用者において価格が重視²⁶⁶される中、本邦の産業における損害は、安価な当該輸入貨物の急 増と当該輸入貨物の販売価格の低下とによってもたされたものであり、第三国産同種の貨物 の輸入によるものであるとは認められなかった。

4-2-3 需要の減少又は消費態様の変化

4-2-3-1 需要の変化

(225) 本邦における炭素鋼製突合せ溶接式継手の需要量は、「表 49 需要量の変化」のとおり、 調査対象期間を通じてほぼ横ばいで大きな変化はなかった。

表 49 需要量の変化

| 年 | 25 | 26 | 27 | 27.10~28.09 |
|---------|--------|--------|--------|-------------------|
| | (2013) | (2014) | (2015) | (2015.10~2016.09) |
| 需要量(MT) | [100] | 【102】 | 【102】 | [98] |

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業) (様式 J-2-1 (様式 B-1 関係)) 及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1 (様式 B-1 関係))

(注1) 各欄の【 】は、平成25年度を100とする指数である。

4-2-3-2 消費態様の変化

- (226) 調査対象期間における消費態様の変化については、産業上の使用者の質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」²⁶⁷、「購入パターンの変更の有無」²⁶⁸及び「需要動向への変化の有無」²⁶⁹にかかる回答を確認した。
 - (ア) 「購入に係る変動の有無」については、回答内容が確認できる2者のうち1者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額に係る大幅な変動の有無に関して「変動有り」と回答しており、当該1者から、同社の製品は大半が受注生産のため、プロジェクトの種類や数量により購入量及び購入金額が変動する

²⁶⁵ 原産国間の代替性について、第三国産同種の貨物、本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物との間で比較して も、上記「表 28 原産国間の代替性 (本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者合計)」のとおり、「わから ない」との回答を除けば、全ての者が「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」と回答していた。

²⁶⁶ 産業上の使用者質問状回答書(様式 C-3-1)

²⁶⁷ 産業上の使用者質問状回答書 (調査項目 A-4-6)

²⁶⁸ 産業上の使用者質問状回答書 (調査項目 A-4-8)

²⁶⁹ 産業上の使用者質問状回答書(調査項目 B-2)

旨の回答²⁷⁰があったが、同者の購入量²⁷¹が本邦における需要量に占める割合は調査対象期間を通じて【数値】%程度と僅少であり、消費態様の変化を示すものとは認められなかった。

- (イ) 「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる2者のうち1者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン(購入頻度等)の変更の有無に関して「変更有り」と回答しており、当該1者から、プロジェクト毎もしくは期間毎に複数社に見積照会して最善の仕入先を選定しており、様々な購入パターンが存在する旨の回答²⁷²があったが、当該回答は通常の商取引の形態を説明するものに過ぎず、消費態様の変化を示すものとは認められなかった。
- (ウ) 「需要動向への変化の有無」については、回答内容が確認できる2者のうち、自社の 生産した製品の生産及び技術の動向が調査対象貨物、第三国産同種の貨物又は本邦産同 種の貨物の需給動向に関して「変化有り」と回答した者はなかった。
- (227) 以上のほか、産業上の使用者の質問状回答書から消費態様の変化を示す回答は確認されなかった。したがって、調査対象期間中に本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

4-2-3-3 需要の減少又は消費態様の変化の結論

(228) 以上のとおり、需要の減少はなく、また、消費態様の変化も認められなかったため、これらは本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-2-4 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、並びに外国の生産者と本邦の生産 者との間の競争

(229) 調査対象期間における炭素鋼製突合せ溶接式継手の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書²⁷³から、回答内容が確認できる9者のうち「阻害有り」と回答したのは1者のみであった。

当該1者からは【商慣習の内容】旨の回答があったところ、これは通常の商取引における価格交渉の状況を述べたに過ぎないと認められる一方、「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格における影響」で述べたとおり、本邦産同種の貨物の価格は【価格が変動した理由】²⁷⁴ため、平成26年に平成25年と比べて上昇したものの、平成27年以降は【価格が変動した理由】²⁷⁵ことから下落していたこと、及び、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書における「市場価格、需要、供給の動向」²⁷⁶に対す

²⁷⁰ 産業上の使用者質問状回答書(調査項目 A-4-7)

²⁷¹ 産業上の使用者質問状回答書 (調査項目 A-4-1)

²⁷² 産業上の使用者質問状回答書(調査項目 A-4-9)

²⁷³ 本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 E-4)、輸入者当初質問状回答書(調査項目 E-4)及び産業上の使用者質問状回答書(調査項目 D-4)

²⁷⁴ 本邦生産者当初質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 F-1-2 及び添付資料 G-2-5-2)及び本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(調査項目 J-6 及び添付資料 J-6-1-①)

²⁷⁵ 本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 J-6(F-2-2 関係)及び(添付資料 J-7(F-2-3 関係))

 $^{^{276}}$ 本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 11)、輸入者当初質問状回答書(調査項目 11)及び産業上の使用者質問状回答書(調査項目 11)

る回答において、同者を含む全ての回答者から、国内における供給が過剰気味であった回答 はあったものの、供給に阻害があったという回答はなかったことから、上記 1 者からの回答 内容について、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争を阻害する、本邦の生産者の制限 的商慣行とは認められなかった。

4-2-5 技術の進歩

(230) 本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に、炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の炭素鋼製突合せ溶接式継手の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答はなく²⁷⁷、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩は認められなかった。

4-2-6 本邦の産業の輸出実績

(231) 本邦生産者の当初質問状回答書において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を 排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき「3 不当廉売された調 査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」の経済的要因 に係る分析を行っており、また、本邦生産者の供給量²⁷⁸に占める輸出量の割合は、調査対象 期間中一貫して 2.8%以下と小さく、ほぼ横ばいであったことを確認した²⁷⁹。したがって、輸 出実績は、上記の経済的要因に係る分析結果に影響を及ぼすものではなく、本邦の産業に対 して損害を与える要因ではないと判断した。

4-2-7 本邦の産業の生産性

(232) 本邦の産業の物的生産性及び価値生産性は、上記「3-5-2-7 生産性」のとおり、 調査対象期間中での変動が認められたが、これは、同項で分析したとおり、本邦の産業の平 均雇用人数がやや増加する中、本邦産同種の貨物の生産量及び売上高が減少傾向にあったこ とに起因するものであり、その他の要因による本邦の産業の生産性の変動が、本邦の産業に 対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-3 因果関係に関する結論

(233) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

²⁷⁷ 供給者当初質問状回答書(調査項目 A-9-6 及び A-9-7)及び本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 B-3)

²⁷⁸ 本邦生産者の供給量は、本邦産同種の貨物の国内販売量、自家消費量、期末在庫量及び輸出量の合計。

²⁷⁹ 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))

5 仮の決定に対する反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解

5-1 調査の経緯に関する事項

(234) 調査開始告示で告示した関税定率法第8条第5項の調査において、同条第8項及び第9項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定(以下「仮の決定」という。)及びその後の調査の経緯等は、以下のとおり。

5-1-1 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示

(235) 平成 29 年 12 月 8 日、本件に係る仮の決定を行い、その旨及び仮の決定の基礎となる事実 (以下「中間報告書」という。)を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、仮の決 定を行った旨を官報で告示²⁸⁰した。中間報告書は、同日、財務省²⁸¹及び経済産業省²⁸²のホー ムページに掲載した²⁸³。また、韓国政府及び中国政府に対しても仮の決定を行った旨通知し、 中間報告書を送付²⁸⁴した。

なお、当該告示において、調査により判明した事実に係る政令第 10 条第 2 項又は政令第 10 条の 2 第 2 項の規定による証拠の提出又は政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限を平成 29 年 12 月 28 日とした上で、仮の決定の内容に対する証拠の提出及び意見の表明(以下「仮の決定に係る反論等」という。)についての期限を同年 12 月 21 日とし、当該期限までに提出された仮の決定に係る反論等については、同年 12 月 22 日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された仮の決定に係る反論等に対する更なる反論及び反証(以下「仮の決定に係る再反論等」という。)(以下「仮の決定に係る反論等」という。)(以下「仮の決定に係る反論等」という。)についての期限を同年 12 月 28 日とする旨の書面²⁸⁵を、利害関係者に対して通知した。

この際、通知書に、仮の決定に係る反論・再反論等の機会は、「これまで調査当局が政令第 10 条第 2 項及び第 10 条の 2 第 2 項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を新たに提出する機会」ではないことを明示した。

(236) 仮の決定に際して、「表 19 不当廉売差額率 (泰光ベンド)」に記載した不当廉売差額率の 算定方法を記した仮の決定に係る DM 計算書を、また、知ることができた事実(ファクツ・ アヴェイラブル)の適用に至った理由並びに採用した情報及び適用した手法を記した仮の決 定に係る FA 経緯書を、供給者²⁸⁶に対して書面により送付するとともに、その開示版を利害 関係者の閲覧に供した。

²⁸⁰ 平成 29 年 12 月 8 日財務省告示第 331 号

²⁸¹ https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20171208.htm

 $^{^{282}\} http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/tsugite.html$

²⁸³ ガイドライン 12.(1)三

²⁸⁴ 協定 12.2

²⁸⁵ ガイドライン 12.(1)

²⁸⁶ 聖光ベンドを除く

5-1-2 仮の決定に対する利害関係者からの意見等

(237) 仮の決定に係る反論等は、その期限である平成 29 年 12 月 21 日までに、利害関係者 10 者 (泰光ベンド、聖光ベンド、三光ベンド、和珍 PF、PILS、YOUNGSHIN BEND、及び東北パイプターン工業、並びにベンカン機工、日本ベンド及び古林工業(以上 3 者連名。(以下「申請者」という。)) から提出があり、仮の決定に係る再反論等は、その期限である同年 12 月 28 日までに、利害関係者 4 者 (東北パイプターン工業及び申請者) から提出があった。また、下記(244)に記載する東北パイプターン工業からの仮の決定に係る反論等の再修正版について、平成 30 年 2 月 6 日、申請者より再反論等の提出があった。

利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した上での調査当局の見解については、下記「5-6 仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論」のとおりである。

(238) なお、三光ベンド及び東北パイプターン工業から提出された仮の決定に係る反論等については、提出された書面の中にこれまで調査当局に提出されていなかった証拠が含まれていたことから、調査当局はこれらの該当書面を受理せず、平成 29 年 12 月 25 日、当該書面の提出者にそれぞれ返送した。

5-1-3 秘密の情報

(239) 利害関係者が提出した書面(証拠及び意見の表明に係る書面等)のうち秘密情報については、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

5-1-4 証拠等の閲覧

(240) 調査当局が作成した書面等及び利害関係者が提出した書面等(ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。)について、利害関係者に対し閲覧に供した。

5-1-5 開示範囲及び秘密情報の要約に係る意見等

- (241) 上記「5-1-2 仮の決定に対する利害関係者からの意見等」のうち、平成29年12月21日付けで東北パイプターン工業から提出された仮の決定に係る反論等の開示版について、ほぼ全ての内容が秘密情報として扱われており、また、適切な要約も付されていなかった。このため、平成29年12月25日、調査当局から同者に対して、開示範囲及び秘密情報の要約の適切性について指摘し、当該書面の修正版を提出する意思がある場合には、指定した期限までに提出することを通知した。
- (242) 上記(241)の東北パイプターン工業からの仮の決定に係る反論等に関して、平成29年12月28日付けで、申請者から、開示版がごく一部を除き非開示とされており、少なくとも、利害関係者が主張の要旨を把握し、再反論を行うことができる程度には開示すべきであること、また、開示されない限り、その主張は無視すべきである旨の再反論等287が提出された。

²⁸⁷ 仮の決定再反論書(申請者 平成 29年 12月 28日)(通番 15、16)

- (243) 上記(241)の調査当局からの不備指摘に対して、東北パイプターン工業から、修正版の提出 期限である平成30年1月5日に、開示範囲等の修正を行った仮の決定に係る反論等の修正 版(開示版及び非開示版)の提出があった。
- (244) 上記(243)の東北パイプターン工業からの仮の決定に係る反論等の修正版について、平成29年12月28日付けで同者から提出された仮の決定に係る再反論等と秘密情報の扱いに相違があることが確認されたことから、平成30年1月23日、調査当局から同者に対して、これらの書面における秘密情報の扱いの相違について指摘し、仮の決定に係る反論等の修正版について秘密情報の範囲等を修正した再修正版を提出する意思がある場合には、指定した期限までに提出することを通知した。これに対して、同者から、提出期限である平成30年1月26日までに、開示範囲等の修正を行った仮の決定に係る反論等の再修正版(開示版及び非開示版)の提出があった。

5-1-6 暫定措置

(245) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、平成29年12月14日、関税・外国為替等審議会への諮問及び同審議会からの答申を経て、同年12月22日、暫定的な不当廉売関税を課すること288が閣議決定され、同年12月27日に、炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令(平成29年政令第324号)が公布され、その旨を直接の利害関係人、韓国政府及び中国政府に対し書面で通知するとともに、政令が公布された旨を官報で告示289し、同年12月28日から、暫定的な不当廉売関税が課税された。泰光ベンドを供給者とする税率については41.8%、韓国を原産地とする税率については57.3%とされた。

5-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討

- (246) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に 関する事項」に係る反論等について、以下のとおり検討した。
- 5-2-1 泰光ベンドからの反論等に係る検討
- 5-2-1-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討
- 5-2-1-1-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等
- (247) 供給者である泰光ベンドから、上記「2-2-1-1 正常価格」、「2-2-1-2 本 邦向け輸出価格」、「2-2-1-4 不当廉売差額率」及び仮の決定に係る DM 計算書に関 して、次の内容の仮の決定に係る反論等²⁹⁰が提出された。

²⁸⁸ 法第8条第9項

²⁸⁹ 平成 29年 12月 27日財務省告示第 350号

²⁹⁰ 仮の決定反論書 (泰光ベンド 平成 29年 12月 21日)

- (ア) 仮の決定に係る DM 計算書に関して、WTO 協定第 2 条第 4 項によれば、ダンピング・マージン比率は、加重平均正常価額と加重平均輸出価格を比較することによって計算される。調査当局は、仮の決定において品目別ダンピング差額比率を品目別重量で加重平均して、ダンピング差額比率を計算した。しかし、ダンピングの差異比率を各製品タイプの加重平均ダンピング差異の比率で計算する場合、各製品タイプの売上単価の差を反映することはできないため、調査当局は、ダンピング差額の総額を総輸出額で割ることにより、ダンピング・マージン計算における事務的ミスを修正すべきである。
- (イ) 仮の決定に係る DM 計算書(16)及び(23)に関して、
 - (a) WTO 協定第2条2項の1.1によると、回答者が一般会計原則に基づいて記録し、これがコストを合理的に配賦しているなら、これに基づいてコストを算出しなければならないとされている。
 - (b) 泰光ベンドはコスダックに上場しており、株式会社の外部監査に関する法律に基づき外部監査を受けている。このアンチダンピング調査の目的で泰光ベンドが提出した各商品アイテムの費用は、韓国において一般に認められた会計原則に基づいて記録され、外部監査人によって認証される。外部監査会社は、費用は合理的であると認めた。これは、人件費と間接製造費を注文の単価に基づいて配賦する方法が、会社の費用を配賦するための合理的な方法だと考えているためである。
 - (c) 合理的な方法でコストを反映すると、より多くのコストが発生すると予想されるアイテムにはより多くのコストが割り当てられ、より少ないコストで生成されると予想されるアイテムにはコストが割り当てられない。泰光ベンドは利益を追求する企業であるため、高価であると予想される製品は、注文価格が高い場合にのみ注文を受け、低いと予想される商品は低価格でも注文を受ける。泰光ベンドは、注文する前に受け取る製品の原価見積を設定し、それに基づいて顧客の単価を決定する。したがって、オーダーの単価は予想されるコストを合理的に反映しているため、オーダーの単価に応じたコストの配分は妥当なコスト配賦方法である。
 - (d) 調査当局が使用する重量に基づく費用の配分は、処理方法、処理の難しさ、生産効率の違いを反映していないため、妥当なコスト配賦方法ではない。 たとえば、100 種類の製品を 1kg あたり 1kg の重さで作るのと 100kg の 1 つの製品タイプを作る場合とでは、前者は、合計重量が両方とも同じでも、時間とお金がかかる。しかし、調査当局の方法では、両方のケースで同じコストがかかり、コストが歪曲されてしまう。 また、品目別の加工方法によって生産プロセスが異なるが、生産プロセスの違いを反映していないことになる。
 - (e) 調査対象期間中、【数値】%を超えて異なる【原価計算方法】の差異は、価値ベースで合計の【数値】%にすぎない。残りの【数値】%の差額は【数値】%未満であり、残りの【原価計算方法】は予想される費用を合理的に反映していることを意味する。また、【原価計算方法】の変動を考慮して【原価計算方法】を適用して合理的に配賦している。
 - (f) 泰光ベンドの費用配賦方法を許容することは合理的であるだけでなく、一般的に受け 入れられている会計原則にも則っており、重量に基づいてコストを再計算することは 間違っている。言うまでもなく、重量に基づくコスト配分は、製品タイプと生産性の 変動を反映していない。したがって、最終決定において、調査当局は重量に基づいて 再計算された製造原価を使用すべきではなく、泰光ベンドが通常の事業活動において 計上、使用および管理する製造原価を使用すべきである。

(ウ) 仮の決定に係る DM 計算書 (18)に関して、【製品種別】にコストが配賦されていないのは妥当である。なぜなら、基本的に原価計算の目的は、会社の損益計算と販売価格の決定のためだからである。したがって、コストを配賦すべき製品とは、会社が販売を目的とし、生産した物品または販売可能な物品を指すため、【製品種別】にコストを配賦することは、不当な重量基準で原価を再計算することが合理的という根拠にもならない。

5-2-1-1-2 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等に対する再反論等

- (248) 申請者から、上記(247)の泰光ベンドからの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等²⁹¹が提出された。
 - (ア) 上記(247)(ア)に関して、
 - (a) 泰光ベンドは、調査当局が、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出した後、各品種の数量で加重平均する方法により、同社の不当廉売差額率を 43.51%と算定したことに関して、当該方法は誤っており、AD 協定 2.4.2 条に基づき、不当廉売差額の総額を輸出価格の総額で除する方法により、同社の不当廉売差額率を再計算すべきであると主張する。なお、同社の主張のうち「WTO協定」との記載は、「AD 協定」の誤記であると思われる(以下同様)。
 - (b) しかし、調査当局は、製品の「物理的特性を考慮し、形状・メッキの有無・原材料・材料記号・径の呼び・呼び厚さ・マークの組み合わせごとにグルーピングを行い」、泰光ベンドの正常価格(国内販売価格及び構成価格)及び輸出価格をそれぞれ算定した上で(中間報告書 107、108、111項)、そのようにして「比較可能」となった正常価格と輸出価格との差額として、各品種それぞれについて不当廉売差額を算出したのであり、まさに、AD協定 2.4.2 条が要求する「加重平均によって定められた正常の価額と比較可能なすべての輸出取引の価格の加重平均との比較」を行った。したがって、調査当局が行ったこのような不当廉売差額の算定は、AD協定に整合的であり、適切である。
 - (c) さらに、調査当局が、「比較可能な」各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出した後、各品種の数量で加重平均したことも何ら AD協定に不整合ではなく、こうした計算は世界各国の実務にも沿ったものである。なお、本邦の調査当局は、従前より、各製品型番又は各グレードそれぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出した後、加重平均する方法を用いており(たとえば、南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る調査開始の件(平成19年財務省告示第165号)で告示した関税定率法(明治43年法律第54号)第8条第5項の調査に係る最終決定の基礎となる重要な事実の98、99、112、122項を参照)、本件において、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出した後、各品種の数量で加重平均したことは、調査当局の先例と整合する。
 - (d) 他方、泰光ベンドが主張する、不当廉売差額の総額を輸出価格の総額で除する方法によれば、せっかく、品種やグレード毎に、加重平均された正常価格と比較可能な加重平均された輸出価格を算出したとしても、最終的には品種やグレード等の違いを捨象し、「比較可能」でない正常価格と輸出価格を混ぜた全体について不当廉売差額率を

²⁹¹ 仮の決定再反論書(申請者 平成 29 年 12 月 28 日)

算出することになる。これは、結局、「加重平均によって定められた正常の価額と比較可能なすべての輸出取引の価格の加重平均との比較」を行っていないことを意味するので、かかる計算方法が AD 協定上求められるとする泰光ベンドの主張はそもそも不当である。実際上も、泰光ベンドが主張する、不当廉売差額の総額を輸出価格の総額で除する方法によれば、供給者が比較可能な品種の多くに関して不当廉売輸出を行っていたとしても、単価の高い一部の品種を正常価格以上で輸出していれば、全体としては不当廉売差額率がマイナスとなり、不当廉売関税を課すことができなくなる場合もあり得るから、泰光ベンドが主張する当該方法は不当である。

(e) よって、不当廉売差額の総額を輸出価格の総額で除する方法により、泰光ベンドの不 当廉売差額率を再計算すべきであるとする同社の主張には理由がない。

(イ) 上記(247)(イ)に関して、

- (a) 泰光ベンドは、調査当局が同社の労務費総額及び間接経費総額を製品重量に応じて配賦したことに関して、これらの費用を注文の単価に応じて配賦する同社の配賦方法は合理的で、妥当であるから、同社が調査当局に提出した記録はこれらの費用を合理的に反映しており、そうである以上は、調査当局は当該記録に基づいて同社の原価を算出しなければならないと主張する。
- (b) しかし、一般に、労務費及び間接経費は、作業時間、売上高、製造数量、販売数量、取引回数、販売単位等に比例して増減することから、労務費総額及び間接経費総額を各製品に配賦する際に作業時間、売上高、製造数量、販売数量、取引回数、販売単位等を基準とすることには合理性がある。そして、本件において、調査当局は、証拠(現地調査結果報告書(ベンカン)(8)申請書関係(エ)その他②)に基づき、「同一生産工程であれば製品重量に比例して押出や熱処理工程における作業時間は増加すると考えられる」と認定しているところ(供給者 FA 経緯書(泰光ベンド)23項)、上記のとおり、作業時間は、労務費及び間接経費の配賦基準となり得るばかりか寧ろ適正な配賦基準と考えられる。したがって、調査当局が、作業時間の指標となる製品重量に応じて配賦することと判断したこと(中間報告書108項)は適切である。
- (c) この点、泰光ベンドは、「重量に基づく費用の配分は、処理方法、処理の難しさ、生産 効率の違いを反映していないため、妥当なコスト配賦方法では」ないと主張する。も っとも、同社が主張する処理方法、処理の難しさ、生産効率の違いは、結局、作業時 間の違いとなって表れることから、上記のとおり作業時間の指標となる製品の重量を 配賦基準とすれば、同社が主張する処理方法、処理の難しさ、生産効率の違いも反映 されたことになる。したがって、調査当局が、作業時間の指標となる製品重量に応じ て配賦することと判断したこと(中間報告書 108 項)はやはり適切である。
- (d) 他方、泰光ベンドが主張する注文の単価(なお、「注文の単価」とは、その意味が明らかではないが、製品の単価と同義であるように思われる。)は、原材料費や利潤によっても変動し、製品単価に比例して労務費と間接経費が増減するような関係にないから、製品単価は労務費及び間接経費の配賦基準として合理的ではなく、妥当ではない。それは、泰光ベンドが主張する注文の単価を配賦基準の基礎とした場合、「同一品種であっても調査対象期間において著しく変動していた」ことからも(中間報告書 108 項)、明らかである。同一の製品の生産コストの要素である労務費と間接経費が、このように期間中大きく変動する「単価」によって変動するということは実際にもあり得ないことであるほか、「注文の単価」は、受注者である同社の意向で任意に操作可能となり、輸出品について単価を引き下げダンピングすればするだけ、ダンピングした産品

- のコストを下げることが可能となってしまうことになる。これが不当なことは言うまでもない。
- (e) したがって、泰光ベンドが調査当局に提出した記録のうち、少なくとも、同社が主張する注文の単価を配賦基準として作成された部分は、「検討の対象となる産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映している」とは認められないから(AD協定 2.2.1.1条)、同社の労務費及び間接経費を当該記録に基づいて算定する必要はないし、算定すべきでもない。
- (f) なお、泰光ベンドは、上場企業である同社が、通常の業務において、同社が主張する 注文の単価による費用の配賦を実施しており、当該配賦方法は外部監査人による外部 監査において合理的であると認められていると主張するが、最終的に各製品毎の費用 が集計される税務目的や上場会社に求められる企業会計における配賦基準と、製品毎 の具体的な費用が問題となる不当廉売関税賦課に係る調査の際における配賦基準が 同一である必然性はない。
- (g) よって、調査当局は泰光ベンドが提出した記録に基づいて同社の原価を算出しなければならないとする同社の主張は、注文の単価に応じて配賦する同社の配賦方法は合理的で、妥当であるという前提において誤っており、理由がない。

(ウ) 上記(247)(ウ)に関して、

- (a) 泰光ベンドは、調査当局が、同社が主張する注文の単価に基づく配賦方法によれば、 販売製品と製造工程については何ら変わるところがないにも関わらず、同社の一部の 製品に労務費及び間接経費が配賦されないことは不合理であると判断したことに関 して、原価計算の目的は基本的に会社の損益計算と販売価格の決定のためであるから、 当該製品にコストが配賦されていないのは妥当であると主張する。
- (b) しかし、不当廉売関税に関する政令 2 条 1 項 3 号は、構成価格に関して、「当該輸入貨物の生産費に・・・を加えた価格」としているから、少なくとも不当廉売関税賦課の調査という観点からは、各製品の製造に要した費用は当該製品に配賦しなければならず、他の製品の製造に要した費用を配賦してはならない。開示資料からは、当該製品は「販売製品」と対比されるものであること以上に、当該製品が具体的にどのような製品であるかは明らかではないものの、当該製品は販売製品と製造工程については何ら変わるところがない(供給者 FA 経緯書(泰光ベンド)18 項)ことからすれば、少なくとも不当廉売関税賦課の調査という観点からは、当該製品の製造に要した費用は当該製品に配賦されるべきであり、それとは異なる「販売製品」に配賦すべきではない。したがって、販売製品と製造工程については何ら変わるところがないにも関わらず、同社の一部の製品に労務費及び間接経費が配賦されないことは不合理であるとした調査当局の判断(供給者 FA 経緯書(泰光ベンド)18 項)は適切である。
- (c) 他方、泰光ベンドは、同社が行う原価計算の目的は、基本的に会社の損益計算と販売価格の決定のためであると主張する。この主張によれば、先に、実際に各種の製品の製造に要した時間などを基準とした労務費などの費目を積み上げた総原価を元に販売価格が決定されるべきであるが、他方で、同社は、「注文の単価」を基準に(換言すれば売価を基準に)、原価を決定するべきであると主張しているようであり、そもそも論理が破綻している。加えて、不当廉売関税賦課に係る調査の際に行う構成価格の算定は、会社の損益計算と販売価格の決定を目的として行うものではない。よって、泰光ベンドの主張はその前提において誤っており、理由がない。

5-2-1-1-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討

(249) 上記(247)の泰光ベンドからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(247)(ア)に関して、

- (a) 調査当局は、上記「2-2-1-1 正常価格」、「2-2-1-2 本邦向け輸出価格」及び「2-2-1-4 不当廉売差額率」に記載のとおり、泰光ベンドから提出された証拠等に基づき、貨物の物理的特性を考慮し、形状・メッキの有無・原材料・材料記号・径の呼び・呼び厚さ・マークの組み合わせごとにグルーピングを行い、そのようにして比較可能となった正常価格と輸出価格を比較して不当廉売差額を算出し、それぞれのグループごとに算出された不当廉売差額率につき、輸出重量を基準に加重平均して不当廉売差額率を算出した。
- (b) これは、価格の比較に影響を及ぼす差異に対して妥当な考慮を払い、加重平均によって定められた正常価格と比較可能な輸出価格の加重平均との比較によって不当廉売差額を認定しているのであり、まさに協定に整合している。
- (c) したがって、協定に整合するよう不当廉売差額率の計算における事務的ミスを修正すべきであるとの泰光ベンドの反論は、根拠を欠くものであることを確認した。

(イ) 上記(247)(イ)に関して、

- (a) 泰光ベンドが、韓国において一般的に認められた会計原則に基づいて記録し、妥当なコスト配賦方法であると主張する、注文の単価に応じたコスト配分を、調査当局が使用しなかった理由は、仮の決定に係る DM 計算書で詳細に説明しているとおり、当該コスト配分が、個別製品の製造原価を必要とする本調査の目的としては甚だ不適切な配分であると認定したからである。
- (b) 調査当局は、協定 2.2.1.1 に基づき、泰光ベンドの費用の配分が、検討の対象となる 産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映しているかにつき確認するため、泰光ベンドが提出した費用の配分に関する証拠を丹念に検証した。
- (c) 泰光ベンドは、提出した証拠において、労務費及び間接経費につき、それぞれの月次の総額を【配賦基準】に基づき配賦し、通常の業務においてこの配賦計算を行っていると説明したが、調査当局は、当該配賦計算においては、【配賦方法】を確認した。
- (d) また、泰光ベンドは、【説明内容】と説明したが、調査当局は、【確認内容】を確認した。
- (e) さらに、泰光ベンドは、【説明内容】と説明した。
- (f) 泰光ベンドの費用の配分が、対象となる産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映しているかにつき、現地調査において、さらに詳細に確認したところ、【配賦方法】を確認した。また、【確認内容】が認められた。調査当局は、例えば SQ5-30 に記載された製品コード:【番号】では、2015年10月に【数値】韓国ウォン(製造カード番号:【番号】)であった【項目名】が、2016年8月(製造カード番号:【番号】)では【数値】韓国ウォンと、約【数値】%もの差が認められるなど、金額ベースにして全体の約【数値】%にあたる製品コードにおいて、調査対象期間に【数値】%以上変動のあることを確認した。また、最小値と最大値が【数値】倍もの差がある製品コードが存在することを確認した。
- (g) 泰光ベンドは、【説明内容】と説明したが、調査当局は、【説明内容の正確性】を確認できなかった。そのため、同一製品コードであれば同一の【項目名】であると想定さ

- れるところ、上記(f)のような【項目名】の変動は、各製品コードの【項目名】の代替 として【項目名】を用いるにあたり不適切であると認定した。
- (h) 調査当局は、上記(c)~(g)のとおり、【配賦計算の問題点】を確認したことから、当該 配賦計算は、個別製品の製造原価を必要とする本調査の目的としては甚だ不適切な配 賦計算であると認定した。
- (i) したがって、当該不適切な配賦基準に代わる基準を検討したところ、泰光ベンドが説明しているとおり、【説明内容】であるところ、同一品種であれば調査対象期間を通じ【配賦基準】が変動するものでなく、したがって同一の値を配賦基準とすることが適切であると認められた。この点につき、泰光ベンドから、同一品種でも【配賦基準】に相違が生じるとの指摘は全くなされなかった。
- (j) 【原価計算方法】に代わる配賦基準としては直接材料費が考えられたが、直接材料費 は当該材料市場の状況により変動することから、【原価計算方法】と同様の理由によ り適切ではないと認められた。
- (k) その他の基準を検討したところ、「現地調査結果報告書(ベンカン)(8)申請書関係(エ) その他②」にも記載のあるとおり、同一生産工程であれば製品重量に比例して押出や 熱処理工程における作業時間は増加すると考えられることから、【原価計算方法】に 代わる配賦基準としては製品重量が考えられた。
- (1) 泰光ベンドは、調査対象貨物の製品重量に関するデータを複数の回答において提出しており、調査当局は、現地調査において、当該データは泰光ベンドの通常の業務において使用していることを確認した。
- (m) したがって、調査当局は、調査対象貨物に配賦された労務費総額及び間接経費総額を、 様式 E-3-1-2-N3 に記載された製品重量によって配賦することが適切であると認めたの である。
- (n) 以上のとおり、調査当局は、一般的に認められている会計原則に従った配賦方法である注文の単価に応じてコストを配賦する方法に基づき製造原価を算出すべきであるという泰光ベンドの反論は、本調査におけるコストの配賦方法として著しく合理性を欠くものであり、不適切であることを確認した。

(ウ) 上記(247)(ウ)に関して、

- (a) 泰光ベンドは、原価計算の目的は損益計算と販売価格決定のためであり、コストを配賦すべき製品とは、販売目的で生産した又は販売可能な物品を指すため、【製品種別】にコストが配賦されていないのは妥当である旨主張しているが、不当廉売差額の算出における正常価格たる構成価格とは、協定 2.2 のとおり、生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたものであり、当該生産費とは、まさに生産に要した費用そのものを指しているのであり、生産した目的が販売のためであるかないかなどという生産者の意志に何ら影響を受けるものでないことは明らかである。
- (b) また、その目的如何にかかわらず、労務費等を全く費やすことなく有体物を生産する ことが不可能であることは自明である。
- (c) したがって、販売目的で生産した又は販売可能な物品以外にコストを配賦しない泰光 ベンドの原価計算方法は、本調査において著しく合理性を欠き、不適切であることを 確認した。

5-2-1-2 正常価格算定方法の開示等に関する反論等の検討

5-2-1-2-1 正常価格算定方法の開示等に関する反論等

- (250) 供給者である泰光ベンドから、上記「**2-2-1-1 正常価格」**及び仮の決定に係る **DM** 計算書に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²⁹²が提出された。
 - (ア) 調査当局が正常価額算定方法の詳細かつ正確な方法を泰光ベンドに開示しなかったため、泰光ベンドは正常価額の算定方法の精度を確認できなかった。別添 1 に調査当局の仮の決定に基づいて計算したダンピング差額比率を添付したため、これと比較して仮の決定でダンピング差額の割合の計算で間違いがある場合は、修正を要請する。また、最終決定において、泰光ベンドが正確な調査当局のダンピング差額の割合の計算方法を理解して自己の権利を守るために、正常価額を算定した正確な方法を泰光ベンドに公開することを要請する。調査当局の資料公開拒否は、明らかに WTO 協定に反する行為である。

5-2-1-2-2 正常価格算定方法の開示等に関する反論等に対する再反論等

- (251) 申請者から、上記(250)の泰光ベンドからの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等²⁹³が提出された。
 - (ア) 上記(250)に関し、泰光ベンドは、調査当局が正常価格の詳細かつ正確な算定方法を同社に開示していないので、同社は正常価格の算定方法の精度を確認できないし、AD協定 6.4 条及び 6.9 条に不整合であると主張する。
 - (イ) しかし、調査当局は、中間報告書の 105~109 項及び供給者 FA 経緯書(泰光ベンド)において、泰光ベンドの正常価格の詳細かつ正確な算定方法を適切に開示しており(なお、利害関係者である申請者との関係では非開示となっている、泰光ベンドの秘密情報に該当する箇所も、泰光ベンドとの関係では当然に開示されていると考えられる。)、当該情報について更なる開示は不要である。したがって、AD 協定 6.4 条及び 6.9 条との不整合は存在せず、手続上の瑕疵はない。よって、正常価格の算定方法の精度を確認できないとする泰光ベンドの主張は、調査当局が正常価格の詳細かつ正確な算定方法を同社に開示していないという前提において誤っており、失当である。
 - (ウ) 次に、泰光ベンドは、別添 1 として「財務省の仮の決定に基づいて計算したダンピング差額比率を添付した」として、それと比較して、同社の不当廉売差額を算定する過程において間違いがあればそれを修正し、最終決定においては別添 1 のとおり計算すべきであると主張する。
 - (エ) しかし、そもそも、少なくとも別添 1 の開示版においては、不当廉売差額率を表すと 思われる項目は不見当であるし、その算出方法が中間報告書の 105~109 項及び供給者 FA 経緯書(泰光ベンド)において詳細に開示された調査当局による算定方法と同一であ るようにも見受けられない。よって、泰光ベンドの主張は、別添 1 として「財務省の仮の決定に基づいて計算したダンピング差額比率を添付した」という前提において誤って

²⁹² 仮の決定反論書 (泰光ベンド 平成 29年 12月 21日)

²⁹³ 仮の決定再反論書(申請者 平成 29 年 12 月 28 日)

おり、失当である。

(オ) また、泰光ベンドは、調査当局が最終決定では同社に係る正常価格を算定した正確な方法を公開すべきであるとも主張する。しかし、上記のとおり、調査当局は、中間報告書の105~109項及び供給者 FA 経緯書(泰光ベンド)において、泰光ベンドの正常価格の詳細かつ正確な算定方法を開示していることから、調査当局が最終決定において仮の決定とは異なる方法で同社の正常価格を算定するのであれば格別、そうでない限り、同社の主張は前提を欠き、失当である。

5-2-1-2-3 正常価格算定方法の開示等に関する反論等の検討

- (252) 上記(250)の泰光ベンドからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) 上記(250)に関して、泰光ベンドは、調査当局の資料公開が不十分であると主張しているが、調査当局は、上記「2-2-1-1 正常価格」、「2-2-1-2 本邦向け輸出価格」、「2-2-1-4 不当廉売差額率」及び仮の決定に係る DM 計算書において、正常価格の算定方法を含む不当廉売差額率の算定方法を計算過程から結果に至るまで十分詳細かつ正確に記載し、泰光ベンドに送付しており、自己の権利を守るために必要な正常価額算定方法の詳細かつ正確な方法を調査当局が開示しなかったとする泰光ベンドの主張は事実誤認である。
 - (イ) また、泰光ベンドの不当廉売差額率は、上記(249)(ア)に記載のとおり、協定に整合した形で、上記「2-2-1-1 正常価格」、「2-2-1-2 本邦向け輸出価格」、「2-2-1-4 不当廉売差額率」及び仮の決定に係る DM 計算書に記載のとおりの算定方法に基づき、43.51%となったものである。
 - (ウ) したがって、調査当局の資料公開に協定違反行為が存在するとの泰光ベンドの主張は 事実誤認である。また、上記(249)(ア)に記載のとおり、調査当局が仮の決定で示した計 算方法は、協定に整合しており、当該計算に則ってもなお計算結果を修正すべきである との泰光ベンドの反論は、根拠を欠くものであることを確認した。

5-2-1-3 泰光ベンドからの反論等に係る検討の結論

- (253) 以上のことから、上記(247)及び(250)の泰光ベンドの反論等は受け入れられない。
- (254) 以上により、泰光ベンドの不当廉売差額率の算定方法及び正常価格算定方法の開示に関して、調査当局の判断を変更すべき反論はなかった。

5-2-2 和珍 PF からの反論等に係る検討

5-2-2-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等

(255) 供給者である聖光ベンドから、上記「**2-2-2 和珍 PF**」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²⁹⁴が提出された。

²⁹⁴ 仮の決定反論書(聖光ベンド 平成 29年 12月 21日)

- (ア) 上記**「2-2-2-2 正常価格」**の(119)について、聖光ベンドが3回の追加回答及び20Box以上の資料提出を通じて同調査に最善を尽くし、まじめに応じた点を、最終判定で調査当局は考慮すべきである。
- (イ) 上記「**2-2-2-2 正常価格」**の(120) 及び(121)並びに上記「**2-2-2-3 本 邦向け輸出価格」**について、次の 2 点を考慮するならば、調査機関が聖光ベンドにファクツ・アヴェイラブルを適用するのは合理的ではない。
 - (a) 聖光ベンドが全ての質問に回答する等調査過程で真面目に回答したこと
 - (b) WTO 協定 6.8 及び附属書 II の 5 条項
- (ウ) 上記「2-2-2-5 **不当廉売差額率**」について、聖光ベンドは個別不当廉売差額率を与えられた泰光ベンドと一緒に調査機関の全ての質問に最後まで真面目に回答した生産者であるにもかかわらず、回答しなかった他の全ての供給者と同じ不当廉売差額率を与えられるのはとても不合理的であって、聖光ベンドが提出した回答に基づいて聖光ベンドの不当廉売差額率が計算されるべきである。
- (256) 供給者である和珍 PF から、上記「**2-2-2 和珍 PF**」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²⁹⁵が提出された。
 - (ア) 上記「**2-2-2-2 正常価格**」の(117)について、和珍 PF は調査当局の理解のため、2回の追加回答を通じて【製品情報】に関する説明を十分行った。

しかも、和珍 PF が元の回答及び 4 回にわたって、期限内に充実した回答を提出した にもかかわらず、データの一部について調査機関が理解できなかったという理由で、全 ての提出資料についてファクツ・アヴェイラブルを適用するのはとても不合理な判定で ある。

- (イ) 上記「2-2-2-2 正常価格」の(118)について、和珍 PF は、韓国内の生産者として提出できる全ての資料を提出、説明し、輸出者に関する情報の場合、調査当局の要請にこたえるために、対象期間中の全取引の輸出資料(Commercial Invoice、Packing List、BL、輸出申告書)を非関係輸出者の協力をうけて提出したのであって、生産者として回答できるあらゆる範囲で最善を尽くしたにもかかわらず、全ての提出資料についてファクツ・アヴェイラブルを適用するのはとても不合理な判定である。
- (ウ) 上記「**2**-**2**-**2**-**2 正常価格**」の(119)について、和珍 PF が 4 回の追加回答及び **20**Box 以上の資料提出を通じて同調査に最善を尽くし、まじめに応じた点を、最終判定 で調査当局は考慮すべきである。
- (エ) 上記「**2**-**2**-**2**-**2 正常価格**」の(120) 及び(121)並びに上記「**2**-**2**-**2**-**3 本 邦向け輸出価格**」について、次の 2 点を考慮するならば、調査機関が和珍 PF にファク ツ・アヴェイラブルを適用するのは合理的ではない。
 - (a) 和珍 PF が全ての質問に回答する等調査過程で真面目に回答したこと
 - (b) WTO 協定 6.8 及び附属書 II の 5 番
- (オ) 上記「2-2-2-5 **不当廉売差額率」**について、和珍 PF は個別不当廉売差額率 を与えられた泰光ベンドと一緒に調査機関の全ての質問に最後まで真面目に回答した生産者であるにもかかわらず、回答しなかった他の全ての供給者と同じ不当廉売差額率を 与えられるのはとても不合理的であって、和珍 PF が提出した回答に基づいて個別の不当廉売差額率が計算されるべきである。

²⁹⁵ 仮の決定反論書(和珍 PF 平成 29 年 12 月 21 日)

5-2-2-2 不当廉売関税率の算定方法に関する再反論等

- (257) 申請者から、上記(255)の聖光ベンドからの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等²⁹⁶が提出された。
 - (ア) 上記(255)(ア)について、調査当局は、聖光ベンドが提出した追加質問状回答書等を根拠に、「聖光ベンドが、100%子会社である和珍 PF に対して法的な支配力を有しているとともに、聖光ベンドの専務理事が和珍 PF の専務理事を兼務しているなど 2 者の経営について共通性が認められ、また、聖光ベンドは、和珍 PF に材料を販売し、相互に製品の購入転売もしていることから、炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断」し、「不当廉売差額の算出にあたっては、聖光ベンド及び和珍 PF を 1 事業体として取り扱う」とともに、「不当廉売差額率については、調査対象貨物を日本に輸出している和珍 PF の不当廉売差額率を適用した」(上記(115))。そして、聖光ベンドが主張する「3 回の追加回答」とは、調査当局が同社の質問状回答に関して3回送付した不備指摘それぞれに対し同社が提出した不備改め版回答書を指すと思われる(上記(45)及び表8)ところ、調査当局が同社に送付した追加質問状は、調査当局が「3 回の追加回答」を検討した上でもなお明らかではない内容について、追加で質問したものである。

よって、調査当局が「3回の追加回答」を含め聖光ベンドの提出した回答及び資料を既に考慮していることは明らかであり、手続上の瑕疵はない。

なお、一般的に、親会社と 100%子会社とが不当廉売関税の課税に関する調査手続において一体として取り扱われるのは世界的に見て一般的なことであり、しかも専務理事が兼務しているというのであるから、その関係は極めて密接であり、本邦の不当廉売関税の課税に関する調査手続の先例(電解二酸化マンガン)とも矛盾しない。

- (イ) 上記(255)(イ)について、上記(257)(ア)のとおり、調査当局は、「不当廉売差額の算出にあたっては、聖光ベンド及び和珍 PF を 1 事業体として取り扱う」こととし、聖光ベンドの「不当廉売差額率については、調査対象貨物を日本に輸出している和珍 PF の不当廉売差額率を適用した」のであり(上記(115))、そもそも聖光ベンドに対して AD 協定6.8条のファクツ・アヴェイラブルを適用していないと思われる。よって、聖光ベンドの主張はその前提を欠き、失当である。
- (ウ) 上記(255)(ウ)について、上記(257)(イ)のとおり、調査当局は、聖光ベンドに対しAD協定 6.8 条のファクツ・アヴェイラブルを適用しているわけではないようであって、調査当局は、上記(257)(ア)のとおり、「不当廉売差額の算出にあたっては、聖光ベンド及び和珍 PFを1事業体として取り扱う」こととし、聖光ベンドの「不当廉売差額率については、調査対象貨物を日本に輸出している和珍 PFの不当廉売差額率を適用し」たのであって(上記(115)及び(124))、同社に対し「回答をしなかった他の全ての回答者と同一な不当廉売差額率を与え」たわけではない(「聖光ベンドの不当廉売差額率が、供給者質問状への回答を提出したが、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて不当廉売差額率を算出した供給者と同一となったのは、結果論にすぎない。」)ことから、同社の主張はその前提を欠く。これに対して、調査当局が、「不当廉売差額の算出にあたっては、聖光ベンド及び和珍 PFを1事業体として取り扱う」とともに、聖光ベンドの「不当廉売差額率については、調査対象貨物を日本に輸出している和珍 PFの不

_

²⁹⁶ 仮の決定再反論書(申請者 平成 29 年 12 月 28 日)

当廉売差額率を適用した」(上記(115)) ことは適切である。よって、聖光ベンドの主張には理由がない。

- (258) 申請者から、上記(256)の和珍 PF からの仮の決定に係る反論等について、次の内容の仮の 決定に係る再反論等²⁹⁷が提出された。
 - (ア) 上記(256)(ア)について、上記(117)、(118)及び(119)からすれば、「和珍 PF の対応は、 最善を尽くしていたとはとうてい認められず、必要な情報を提供しない場合又は調査を 著しく妨げる場合に当た」ることから、調査当局がファクツ・アヴェイラブルを適用する ことが不合理だとする和珍 PF の主張には理由がない。
 - (イ) 上記(256)(イ)について、上記(258)(ア)のとおり、「和珍 PF の対応は、最善を尽くしていたとはとうてい認められず、必要な情報を提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に当た」ることから、調査当局がファクツ・アヴェイラブルを適用することが不合理だとする和珍 PF の主張には理由がない。
 - (ウ) 上記(256)(ウ)について、「調査当局は、和珍 PF から提出された回答及び資料の内容を検討した上で、和珍 PF の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、必要な情報を提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に当たり、調査当局は知ることができた事実に基づいて仮の決定を行うことができると判断した」(上記(116)から(120)まで)。

特に、和珍 PF が主張する「4回の追加回答」とは、調査当局が同社の質問状回答に関して 4 回送付した不備指摘それぞれに対し同社が提出した不備改め版回答書を指すと思われる(上記(45)及び表 8)ところ、調査当局が同社に送付した追加質問状は、調査当局が「4回の追加回答」を検討した上でもなお明らかではない内容について、追加で質問したものである。よって、調査当局が「4回の追加回答」を含め和珍 PF の提出した回答及び資料を既に考慮していることは明らかであり、手続上の瑕疵はない。なお、「そもそも4回という多数回に亘って不備を指摘されるような回答を漫然と繰り返していたということは同社の回答姿勢の真摯さに疑念を投げかけるもの」である。

- (エ) 上記(256)(エ)について、「調査当局は、和珍 PF から提出された回答及び資料の内容を検討した上で、和珍 PF の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、必要な情報を提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に当たり、調査当局は知ることができた事実に基づいて仮の決定を行うことができると判断した」(上記(116)から(120)まで)に過ぎない。また、AD 協定の附属書 II の 5 条は、「提供された情報がすべての点において必ずしも完全なものではない場合においても、利害関係を有する者が最善を尽くしたときは、調査当局が当該情報を無視することは、正当とされるべきではない。」と規定するところ、上記(258)(ア)のとおり、「和珍 PF の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、かつ、調査当局は、和珍 PF から提出された回答及び資料の内容を検討しており、和珍 PF が提供した情報を無視」していない。よって、和珍 PF の主張には理由がない。
- (オ) 上記(256)(オ)について、上記(117)から(119)までに記載があるとおり、「調査当局は、和 珍 PF から提出された回答及び資料の内容を検討した上で、和珍 PF が最善を尽くしていたとは認められず、必要な情報を提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に当たることから、知ることができた事実に基づいて同社の個別の不当廉売差額率を算定しており」(上記(124))、同社に対し「回答をしなかった他の全ての回答者と同一な不当廉売差額率を与え」たわけではない(和珍 PF の不当廉売差額率が、供給者質問状への回答を提

²⁹⁷ 仮の決定再反論書(申請者 平成 29 年 12 月 28 日)

出したが、知ることができた事実 (ファクツ・アヴェイラブル) に基づいて不当廉売差額 率を算出した供給者と同一となったのは、結果論にすぎない。) ため、和珍 PF の主張は その前提を欠き、失当である。

5-2-2-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討

- (259) 上記(255)の聖光ベンドからの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) 上記(255)(ア)について、上記(115)で述べたとおり、調査当局は、不当廉売差額の算出にあたって、聖光ベンド及び和珍 PF を 1 事業体として取り扱うこととし、不当廉売差額率については、調査対象貨物を日本に輸出している和珍 PF の不当廉売差額率を適用することとしたのである。なお、上記(119)は、和珍 PF に対するものであることから、調査に最善を尽くしまじめに応じた点を調査当局は考慮すべき旨の聖光ベンドの主張を認めることはできない。
 - (イ) 上記(255)(イ)及び(ウ)について、調査当局は、聖光ベンドが最善を尽くしていないという判断に基づき知ることができた事実 (ファクツ・アヴェイラブル) を適用したのではなく、あくまで聖光ベンドとともに 1 事業体として取り扱うこととした和珍 PF が最善を尽くしていない等の理由に基づき、当該 1 事業体に知ることができた事実 (ファクツ・アヴェイラブル) を適用した。したがって、調査当局は、聖光ベンドに対する知ることができた事実 (ファクツ・アヴェイラブル) の適用を不合理とする聖光ベンドの主張を認めることはできない。
- (260) 上記(256)の和珍 PF からの反論等について、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) 上記(256)(ア)について、調査当局は、上記(117)において、和珍 PF が主張する「2回の追加回答を通じて【製品情報】に関する説明を十分行った」か否かを問題としていない。 調査当局が、上記(117)において様式 B 及び様式 C の回答の正確性を確認することができなかったのは、FA 経緯書(和珍 PF) $\mathbb{H}(1)$ ア)で詳細に説明しているとおりである。

和珍 PF が上記(256)(ア)において「2 回の追加回答を通じて【製品情報】に関する説明を十分行った」と主張する点については、FA 経緯書(和珍 PF) $\mathbb{II}(1)$ ウ)②で詳細に説明した事柄に関するものだと推察されるが、この点は、様式 B と取引明細書、様式 C と取引明細書のそれぞれの間で、同じ受注番号であるにもかかわらず、ダンピング・マージンの計算にあたり重要な【製品情報】が異なる取引があり、さらにこのように【製品情報】が異なる場合が、複数の販売先との複数の取引で見受けられたことから、平成 29 年 9 月 4 日に提出した回答改め版 10 において回答した「頻繁に発生しない例外的な場合」であるという和珍 PF の主張の合理性も認められなかったものである。このため、調査当局は、和珍 PF から提出された証拠を丹念に検証したが、それでもなお調査対象貨物の具体的な品種にかかる回答の正確性を確認できなかった。

また、和珍 PF が上記(256)(ア)において「元の回答及び 4 回」にわたり「回答を提出したにもかかわらず、データの一部について調査機関が理解できなかったという理由で」知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)を適用するのは不合理だと主張する点について、調査当局は、和珍 PF の回答内容や根拠資料について不備がある場合はその旨を指摘してそれを改める機会を与え、回答が不十分な部分については追加質問状を送付して説明を求め、さらに不備がある場合はその旨を指摘してそれを改める機会を与えたが、

FA 経緯書(和珍 PF) Ⅲ(1)ア)、イ)及びウ)にあるように和珍 PF の回答の正確性を確認することができなかったので、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)を適用することとしたのであって、「データの一部について調査機関が理解できなかったという理由で全ての提出資料についてファクツ・アヴェイラブルを適用するのはとても不合理」だという主張は誤解に基づくものである。

(イ) 上記(256)(イ)について、FA 経緯書(和珍 PF) Ⅲ(1)イ)で詳細に説明しているとおり、和珍 PF が、平成 29 年 8 月 7 日に提出した追加質問状に対する回答では、【個別企業名】の発注書に、「【個別企業名】の取引先である【個別企業名】または【個別企業名】」に関する情報が記載されていたことから、和珍 PF は、当初質問状回答時には輸出に関する情報を回答し、その根拠となる資料を提出することが可能であったにもかかわらず、「和珍 PF の客先は韓国内にある非関連会社【個別企業名】(輸出者)であり、【個別企業名】の客先である日本輸入者につきましては知ることができ」ないとして、同年 8 月 7 日に至るまでこれを提出しなかった。このことから、和珍 PF が「生産者として回答できるあらゆる範囲で最善を尽くした」とは認められない。

また、FA 経緯書(和珍 PF)III(1)ウ)①で詳細に説明しているとおり、販売先である【個別企業名】は、調査当局に対して、平成 29 年 5 月 12 日付けのメールにおいて【個別企業名】に全面的に協力すること、また、同年 5 月 29 日のメールにおいて、日本向けの輸出関連情報は全て【個別企業名】に渡した旨を調査当局に申し出ているが、それにもかかわらず、和珍 PF は、Order.No ごとの取引の総重量・総数量を記載した輸出申告書及びCommercial Invoice の取引品目別の価格、数量などの詳細を示す attachment を最後まで提出しなかったため、個別製品の取引を確認できなかった。また、和珍 PF は、上記(256)(イ)において「対象期間中の全取引の輸出資料(Commercial Invoice、Packing List、BL、輸出申告書)」を提出したと主張しているが、このうち Packing List については、当初質問状に対する回答 $B \cdot 3 \cdot 8 \cdot 4$ として Order No.564 のうち、和珍 PF の受注番号(又は社内管理番号)が「SN20160330064」だと思われる 4 取引について 1 枚提出しただけで、Order No.564 の残りの取引、Order No.560、576、583、S.1385、S.1387、S.1388 及びS.1389 の全ての取引についての Packing list が提出されていないことから、この主張は事実誤認に基づくものである。

よって、「対象期間中の全取引の輸出資料(Commercial Invoice、Packing List、BL、輸出申告書)」を提出し、「生産者として回答できるあらゆる範囲で最善を尽くした」とは認められず、以上を含め、FA 経緯書(和珍 PF) III(1)の内容に基づき、調査当局は、和珍 PF に知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)を適用することとした。

(ウ) 上記(256)(ウ)、(エ)及び(オ)について、FA 経緯書(和珍 PF)III(1)ア)では、同一の取引について内容の異なる証憑が複数発行されており、こうした事案が複数の取引で認められたことから、調査当局は、いずれが真正な証憑であるかを確認することができなかったものである。また、FA 経緯書(和珍 PF)III(1)イ)で述べているように、和珍 PF は回答にあたり最善を尽くしたとはいえず、FA 経緯書(和珍 PF)III(1)ウ)に記載のとおり、和珍 PF の回答には数多くの不整合、情報の不提出が認められた。よって、和珍 PF が「調査機関の全ての質問に最後までまじめに回答した生産者」であるとは認められない。

また、FA 経緯書(和珍 PF)に説明したとおり、調査当局は、和珍 PF の回答内容や根拠資料について不備がある場合はその旨を指摘してそれを改める機会を与えることにより、提出された情報の正確性を確認して、回答が不十分な部分については追加質問状を送付して説明を求め、さらに不備がある場合はその旨を指摘してそれを改める機会を与え、和珍 PF の回答を一部でも利用することができるよう最大限検討したが、正確性が確認で

きなかったので、知ることができた事実 (ファクツ・アヴェイラブル) を適用することと した。

- (261) したがって、上記(255)の聖光ベンドの反論及び(256)の和珍 PF の反論は受け入れられない。
- (262) 以上により、聖光ベンド及び和珍 PF の不当廉売差額率の算定方法に関して、調査当局の 判断を変更すべき反論はなかった。

5-2-3 三光ベンドからの反論等の検討

5-2-3-1 三光ベンドからの反論等

- (263) 供給者である三光ベンドから、上記「2-2-3-1 不当廉売差額率」及び平成 29 年 12 月 8 日財務省告示第 331 号「四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論 (一) イ (ニ) 不当廉売差額率」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等298が提出された。
 - (ア) 三光ベンドは韓国で製造した製品を日本の独立現地法人であるジャパン SBC ベンド株式会社(以下、「JSBC」という。)に供給する方法で輸出する企業である。日本市場で形成された販売価格を基準に JSBC の販売費及び一般管理費、輸入の付帯費用などを反映した原価を算定する。輸出時期によって若干の変動はあるが、その都度協議して合意した価格で決定する。このように日本市場の販売価格を基準に輸出価格を決定しているため、日本の市場価格を攪乱したり、乱したりしたことはなく、日本の産業に影響を及ぼしたことは全くない。
 - (イ) 三光ベンドは、JSBC を日本への唯一の輸出先として、且つ JSBC が企業として採算の取れる価格で輸出している。JSBC は日本国内メーカーと同一水準で日本国内卸商に再販している。
 - (ウ) よって三光ベンドに不当廉売差額率 73.51%を適用することは不当である。三光ベンド が調査期間に輸出した全てのアイテムを分析した結果を見ると、利益、税金、雇用によって生じた効果は日本に吸収されたことから、不当廉売差額率は 1.56%となる。仮の決定の数値と大きな差があるため、再検討するべきである。

5-2-3-2 三光ベンドからの反論等に対する再反論等

- (264) 申請者から、上記(263)の三光ベンドからの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等299が提出された。
 - (ア) 三光ベンドは、確認票は提出したものの、質問状については、回答期限の延長申請が ないまま、回答期限を大幅に経過してその様式のみが提出され、質問項目のほとんどに

²⁹⁸ 仮の決定反論書 (三光ベンド 平成 29 年 12 月 18 日)

²⁹⁹ 仮の決定再反論書(申請者 平成 29 年 12 月 28 日)

回答していなかったのであり(中間報告書 21 項、供給者 FA 経緯書(三光ベンド)の I(4))、自らの輸出価格に関する立証をこれまで適時適式に何ら行ってこなかった。また、三光ベンドが同社の上記主張とともに、平成 29 年 12 月 18 日に新たに提出した証拠資料は、提出期限を大幅に徒過しており、適法に提出したとは認められない。したがって、同社の対応は「妥当な期間内に」必要な情報を提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に当たることから、調査当局が知ることができた事実に基づいて同社の不当廉売差額率 73.51%と算定したことは適切である。

(イ) よって、三光ベンドの不当廉売差額率は 1.56%であり、調査当局が算定した同社の不 当廉売差額率 73.51%は誤っているとする同社の主張は何ら理由がない。

5-2-3-3 三光ベンドからの反論等の検討

- (265) 上記(263)の三光ベンドからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) 上記(263)に関して、三光ベンドは日本の独立現地法人である JSBC に供給する方法で輸出しており、その輸出価格は本邦国内における販売価格を基準としていることから、同者に適用されるべき不当廉売差額率は 73.51%ではなく 1.56%であると主張している。
 - (イ) 調査当局は、調査開始以降、平成 29 年 10 月 10 日まで利害関係を有するすべての者に自己の利益を擁護するための機会を十分に与えた。それにもかかわらず、三光ベンドは当初質問状回答書に関し、期限を大幅に超過して様式のみを提出し、質問項目のほとんどに回答しておらず、回答期限延長の申立てもなかったことから、上記(21)に記載したとおり、調査当局は当該回答については、質問状の回答を提出したとは認められない旨通知している。
 - (ウ) また、三光ベンドは仮の決定に対する反論とともに新たな証拠書類を提出しようとしたが、当該証拠資料は相当量に及ぶ一方で、既に調査当局が認定した証拠提出期限から4カ月、調査開始から約9カ月経過しているものであり、現地調査も終了しており、本調査は調査当局の証拠評価を示した仮の決定に対する利害関係者の意見表明の段階に至っており、新たな証拠を検討して利害関係者の意見を求めることは困難であった。さらに、当該証拠資料は、調査当局が政令第10条第2項及び第10条の2第2項に基づき同者に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠に該当する。以上のことから、調査当局はこれを受理せず返送している。
 - (エ) したがって、調査記録上、上記三光ベンドの主張を裏付ける証拠はない。
- (266) 以上のことから、上記(263)の三光ベンドの反論等は受け入れられない。

5-2-4 PILS 及び YOUNGSHIN BEND からの反論等の検討

5-2-4-1 PILS からの反論等の検討

5-2-4-1-1 PILS からの反論等

(267) 供給者である PILS から、上記「2-2-4-1 **不当廉売差額率」、「2-2-5 韓国 の供給者の不当廉売差額率の算定」、**平成 29 年 12 月 8 日財務省告示第 331 号「二 調査対

象貨物の供給国及び供給者(二)供給者」、同告示「四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論(一)不当廉売された貨物の輸入の事実」及び同告示「四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論(二)不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等300が提出された。

- (ア) 供給者とは、不当廉売 (dumping) をして利益を上げる製造者を示す。しかし、PILS は製造者の単価にマージンを上乗せして販売を行う agent であるため、不当廉売 (dumping) ではない。利益を上げることができるのは、高いマージンを上乗せして販売しているからである。
- (イ) 製造者の場合、不当廉売(dumping)を通じて利益を上げるために販売量を増やそうとする。しかし、PILS は日本の顧客(主に造船所)の要請を受け、顧客の指定製造者の輸出価格に顧客から認められるマージン【数値】を乗せて販売する agent であり、日本産業に被害を与えようとする意図は全く無い。
- (ウ) 輸出価格に関する説明が記載されている仮の決定の本文の内、正常価格と輸出価格の差額にて不当廉売差額率を算出する方法は、製造者に対しては適当である。しかし PILS は製造者の輸出価格に一定のマージン【数値】を上乗せして販売する agent であるため、通常の正常価格の算定方法では不当廉売差額率を算定することはできない。

5-2-4-1-2 PILSからの反論等に対する再反論

- (268) 申請者から、上記(267)の PILS からの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等301が提出された。
 - (ア) PILS は、「供給者とは、不当廉売(dumping)をして利益を上げる製造者を示す」と いう解釈を前提として、同社は製造者の単価にマージンを上乗せして行う agent であり、 「供給者に当たらな」いと主張する。しかし、「供給者」とは、「当該貨物の輸出者若し くは生産者」(関税定率法7条1項本文、8条及び不当廉売関税に関する政令1条)をい い、AD 協定も、「輸出者又は生産者」が調査の対象となり(たとえば、AD 協定 2.2.1.1 条)、供給者たる「輸出者又は生産者」に対しダンピング防止税を課す旨(AD協定 9.1 条、9.5条)を規定している。したがって、PILSの主張は、「供給者」は「製造者」(生 産者) をいうとする前提においてそもそも誤っているし、根拠を欠いている。また、PILS の主張のうち同社は「製造者の単価にマージンを上乗せして販売を行う agent」と述べ る点の趣旨は不明である。仮に、PILSが、輸出は自ら行わない、コミッションのみを受 領する「agent」(以下「コミッション・エージェント」という。) であるとすれば「輸出 者」とはなり得ないが、同社が平成 29 年 5 月 12 日に調査当局へ提出した意見の表明に おいて、「PILS は【企業名】の製品を日本へ輸出する AGENT である」と述べている。 即ち、PILSは、調査対象貨物を本邦へ輸出していることを自認しており(中間報告書69 項)、同社を供給者と認定した調査当局の判断は、まさに同社自身の主張に沿っている。 同社の主張は、同社が生産者から調査対象貨物を購入し、その購入価格にマージンを乗 せて本邦へ輸出しているというのであるから、まさに、輸出者そのものであることを自

³⁰⁰ 仮の決定反論書(PILS 平成 29 年 12 月 21 日)

³⁰¹ 仮の決定再反論書(申請者 平成 29 年 12 月 28 日)

認しており、コミッション・エージェントではあり得ない。このように、PILS は供給者に当たらないとする同社の主張は、「供給者」は「製造者」(生産者)をいうとする根本的に誤った前提に基づいており、理由がない。

- (イ) PILS は、調査当局が正常価格と輸出価格の差額を不当廉売差額とする方法により、同社の不当廉売差額率を算出したことに関して、同社は製造者ではないため、「通常の正常価格の算定方法」では同社の不当廉売差額率を算定することはできないと主張する。しかし、正常価格は、国内販売価格、第三国輸出価格又は構成価格のいずれかによって算定されるところ(AD協定 2.1、2.2条、不当廉売関税に関する政令 2条1項)、仮に PILSが専ら輸出のみを行っており、参照すべき国内販売価格が存在しないとしても、第三国輸出価格又は構成価格は算定可能である。したがって、PILSが製造者ではないとしても、調査当局は AD協定及び法令に基づいて PILSの正常価格を算定した上で、正常価格と輸出価格の差額を不当廉売差額とする方法により、同社の不当廉売差額率を算出することが可能である。よって、PILSは製造者ではないため「通常の正常価格の算定方法」では同社の不当廉売差額率を算定することはできないとする同社の主張には理由がない。
- (ウ) PILS は、同社は「agent」であり、「日本産業に被害を与えようとする意図は全く無い」と主張する。しかし、AD 協定及び国内法令のいずれにおいても、供給者が本邦の産業に損害を与えようとする意図を有していることは、不当廉売関税を課すための要件となっておらず、同社の主張にはそもそも理由がない。

5-2-4-1-3 PILS からの反論等の検討

- (269) 上記(267)の PILS からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) PILS は、同者が製造者の単価に一定のマージン【数値】を上乗せして販売を行う agent であり、不当廉売や本邦産業に被害を与える意図もない。また、製造者と同じ方法で不 当廉売差額率を算定するのは不当であると主張しているが、具体的にこれを裏付ける証 拠はこれまでに提出されていない。
 - (イ) 調査当局は、上記(12)に記載のとおり、調査開始以降、平成29年10月10日まで、利害関係を有するすべての者に自己の利益を擁護するための機会を十分に与えたが、PILSから必要な情報は提出されなかった。
- (270) 以上のことから、上記(267)の PILS の反論等は受け入れられない。

5-2-5 YOUNGSHIN BEND からの反論等の検討

5-2-5-1-1 YOUNGSHIN BEND からの反論等

(271) 供給者である YOUNGSHIN BEND から、上記「2-2-4-1 不当康売差額率」、「2-2-5 韓国の供給者の不当康売差額率」及び平成 29 年 12 月 8 日財務省告示第 331 号「四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論(一)イ(二)不当廉売差額率」に関して、次の内容の仮の決定に対する反論等302が提出された。

³⁰² 仮の決定反論書(YOUNGSHIN BEND 平成 29 年 12 月 18 日)

- (ア) YOUNGSHIN BEND は、韓国釜山所在の従業員 10 人規模の小規模メーカーであり、当時日本語及び英語のできる従業員がいなかった為、質問状自体の内容把握が難しく、対応能力不足により回答を提出することができなかった。しかし、平成 29 年 12 月 8 日に仮の決定の告示がされたとの情報を聞き、急いで日本語のできる従業員を雇い内容把握を行った。その結果、該当箇所の中の「韓国の供給者のうち回答の提出がなかった者」に対して 73.51%という不当廉売差額率が適用されている事実に気付いた。これは納得し兼ねる数値である。
- (イ) 基本的に YOUNGSHIN BEND の輸出価格は、国内販売価格より 10%以上高く形成されている。その理由は、対日輸出が要求する検査がとても厳しく、輸出諸般費用も別途に発生する等があり、輸出単価を国内販売価格より下げることは、YOUNGSHIN BENDのような小規模メーカーにとっては構造的に無理があるからである。
- (ウ) 通常の炭素鋼製継手における素材費用の割合は、昔は 60%位であったが、最近は素材費用の上昇により 80%位にまで至っている。価格の形成は、素材費、製造費、管理費、そして企業利潤から成るが、このような構造では価格を下げて販売するのはほぼ不可能に近い。大型プロジェクト受注の為、無理をするとしても素材費や製造費以下に価格を下げることは不可能である。また、YOUNGSHIN BEND は日本より少量を受注し輸出しており、このような状況にも置かれていない。
- (エ) したがって、不当廉売差額率の再検討をすべきである。

5-2-5-1-2 YOUNGSHIN BEND からの反論等に対する再反論等

- (272) 申請者から、上記(271)の YOUNGSHIN BEND からの仮の決定に係る反論等に関して、 次の内容の仮の決定に係る再反論等³⁰³が提出された。
 - (ア) YOUNGSHIN BEND は、調査当局が同社の不当廉売差額率を 73.51%と算定したこ とに関して、同社が調査当局より質問状を受領した当時は、日本語及び英語のできる従 業員がおらず、質問状自体の内容把握が難しく、対応能力不足により回答を提出するこ とができなかったと述べた上で、同社の輸出価格は国内販売価格より 10%以上高く形成 されていること等の理由から、調査当局が算定した73.51%という不当廉売差額率には納 得できないとして、同社の不当廉売差額率の再検討を行うべきであると主張する。しか し、調査当局は、AD 協定 6.1 条の要請に従い、質問状を送付したにもかかわらず、 YOUNGSHIN BEND は、調査当局に対し確認票も質問状の回答も提出していないので あり(中間報告書 22 項及び表 3(ウ)(f))、同社の指摘する従業員に関する事情は、不当廉 売差額率の再検討を行う理由にはならない。なお、YOUNGSHIN BEND は、同社の主 張によれば、本件に係る仮の決定(財務省告示第三百三十一号)に関して、告示当日で ある平成 29 年 12 月 8 日に情報を得て、同日を入れてわずか 11 日で、日本語のできる 従業員を雇い、反論を提出するという迅速な対応を行っている。このことからすれば、 YOUNGSHIN BEND は、調査当局から質問状を受領した当時も、仮の決定について知 ったときと同様に、同社は日本語を理解できる従業員を雇い、或いは日本語を理解でき る弁護士、会計士、税理士等の第三者に相談することも十分できたはずである。同社は、 当時は日本語のできる従業員がおらず、質問状自体の内容把握が難しく、対応能力不足

³⁰³ 仮の決定再反論書(申請者 平成 29 年 12 月 28 日)

- により回答を提出することができなかったと主張するが、仮にそうであったとしても、 それは単に同社が質問状の内容を理解するための上記のような対応を怠ったにすぎない。
- (イ) また、YOUNGSHIN BEND の主張のうち、同社の輸出価格は国内販売価格より 10% 以上高く形成されていること及びその理由に関しては、質問状の提出期限を大幅に徒過してから提出された内容であり、かつ、なんら証拠に基づかないものである。したがって、YOUNGSHIN BEND の対応は、「妥当な期間内に」必要な情報を提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に当たるから、調査当局が知ることができた事実に基づいて同社の不当廉売差額率 73.51%と算定したことは適切である。
- (ウ) よって、YOUNGSHIN BEND の不当廉売差額率の再検討を行うべきであるとする同社の主張には理由がない。

5-2-5-1-3 YOUNGSHIN BEND からの反論等の検討

- (273) 上記(271)の YOUNGSHIN BEND からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) 上記(271)に関して、YOUNGSHIN BEND は、日本への輸出価格は国内販売価格より 10%以上高く、不当廉売はしていないと主張している。しかしながら、具体的にこれを 裏付ける証拠はこれまでに提出されていない。
 - (イ) 調査当局は、上記(12)に記載のとおり、調査開始以降、平成29年10月10日まで、利害関係を有するすべての者に自己の利益を擁護するための機会を十分に与えたが、YOUNGSHIN BEND から必要な情報は提出されなかった。
- (274) 以上のことから、上記(271)の YOUNGSHIN BEND の反論等は受け入れられない。

5-3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実 に関する事項」に係る反論等の検討

(275) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の 産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等について、以下のとおり検 討した。

5-3-1 同種の貨物に関する反論等の検討

5-3-1-1 同種の貨物に関する反論等

(276) 本邦生産者である東北パイプターン工業から、上記「3-1 同種の貨物の検討」、「3-2 本邦の産業」、「3-3-2-4 原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間の競争状態」、「3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」及び「3-6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等304が提出された。なお、当該反論に

³⁰⁴ 仮の決定反論書(東北パイプターン工業 平成 29 年 12 月 21 日、平成 30 年 1 月 5 日及び平成 30 年 1 月 24

ついては、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物の認定に関するものと整理し、本項で取り上げることとした。

- (ア) 以下の理由から、【委託先会社名】が【業態】し本邦に輸出している貨物(以下「委託 先輸出貨物」という。)は、調査対象貨物には該当せず、【委託先会社名】は、調査対象貨 物の供給者ではない。
 - (a) 上記「3-1 同種の貨物の検討」において、調査対象貨物を炭素鋼製突合せ溶接式継手とした上で、これが本邦産同種の貨物の範囲内のものであるかどうかについて、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類から検討を行っているが、委託先輸出貨物は、その検討に係る範囲の貨物には該当しない。
 - (b) 上記「3-1-2 製造工程」において、調査対象貨物である炭素鋼製突合せ溶接 式継手は、「溶接用開先加工を施し、炭素鋼製突合せ溶接式継手が製造される」とされ ており、開先加工が施されていない半製品である委託先輸出貨物は、炭素鋼製突合せ 溶接式継手と言えない。
 - (c) 上記「3-1-3 流通経路」について、委託先輸出貨物は、東北パイプターン工業が【数量】を半製品の状態で輸入し、完成品に加工した上で産業上の使用者に販売しており、直接又は商社を介して、半製品の状態で産業上の使用者に販売されていないことから、本邦産同種の貨物の流通経路とは共通しない。
 - (d) 上記「3-1-6 代替性」について、委託先輸出貨物は、半製品であるため、完成品である本邦産同種の貨物との代替性は存在しない。
 - (e) 上記「3-2 本邦の産業」の(170)について、東北パイプターン工業が半製品として輸入し加工等を行って完成品を製造している委託先輸出貨物を含めて関税をかけて頂きたいという趣旨ではなく、半製品である委託先輸出貨物を除く韓国及び中国で製造された製品に関税をかけて頂きたいという趣旨で回答したものである。
 - (f) 上記「3-3-2-4 原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間の競争状態」 について、委託先輸出貨物は、半製品であるため、完成品である本邦産同種の貨物と 競争状態にあるという事実はない。
 - (g) 上記「3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種 の貨物の価格に及ぼす影響」について、委託先輸出貨物は、東北パイプターン工業が 完成品に加工した上で、産業上の使用者に販売していることから、表 29 の「本邦産同 種の貨物の販売量(MT)(国内販売量)」に内包されており、また、その販売価格は同者 の仕入価格であることから、本邦産同種の貨物の販売量や価格に影響を及ぼすことは ない。
- (イ) 上記「3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」及び「3-6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」について、【委託先会社名】は、調査対象貨物の供給者ではないから、他の韓国及び中国の供給者とは異なり、不当廉売を行ってはおらず、本邦の産業に対し実質的な損害等を与えていない。

- (277) 申請者から、上記「1-1 調査の対象とした貨物(以下「調査対象貨物」という。)の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国」、「3-1-8 同種の貨物の検討についての結論」、「3-3-2-4 原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間の競争状態」、「3-4-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「3-5-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響について」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等305が提出された。なお、当該反論については、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物の認定に関するものと整理し、本項で取り上げることとした。
 - (ア) 調査対象貨物が韓国及び中国で生産され本邦に輸出された炭素鋼製突合せ溶接式継手とされていることは適切である。
 - (イ) 本邦産同種の貨物は、調査対象貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、 価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有し ていることが認められたとして、本邦同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の貨物であ ることを確認したことは適切である。
 - (ウ) 調査対象貨物相互の競争状態及び調査対象貨物と本邦産同種の貨物との間の競争状態 に照らし、調査対象貨物の輸入が本邦への産業へ及ぼす影響について、韓国産輸入貨物 及び中国産輸入貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当と判断したこと は適切である。
 - (エ) 調査対象貨物の輸入量は、平成 25 年以降、調査対象期間を通じて増加傾向を示していた一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間を通じて減少傾向にあったことの認定、及び本邦産同種の貨物の価格が平成 26 年以降下落傾向にあった一方で、調査対象貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回り、著しいプライスアンダーカッティングが認められたとの認定は、いずれも適切である。
 - (オ) 調査対象貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これによる本邦の産業の実質的損害が認められたとの認定は適切である。

5-3-1-2 同種の貨物に関する再反論等

- (278) 東北パイプターン工業から、上記(277)の申請者からの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等306が提出された。
 - (ア) 未だ開先加工が施されていない半製品は、単なるパイプに過ぎず、調査対象貨物である炭素鋼製突合せ溶接式継手であるとは言えないことから、申請者が調査対象貨物のことを開先加工が施されていない半製品を含めた趣旨で反論しているのであれば、その反論は、誤りであり、不当である。
 - (イ) 委託先輸出貨物は、東北パイプターン工業からの発注に基づいた仕様に係る未だ開先 加工の施されていない半製品であって、調査対象貨物に当たらないから、委託先輸出貨物について不当廉売関税を課すことは相当でなく、課税すべきではない。
 - (ウ) 委託先輸出貨物は、東北パイプターン工業からの発注に基づいた仕様に係る未だ開先 加工の施されていない半製品であり、同者において加工等を施した上で完成品として本

³⁰⁵ 仮の決定反論書(申請者 平成29年12月21日)

³⁰⁶ 仮の決定再反論書(東北パイプターン工業 平成 29 年 12 月 28 日)

邦の産業上の使用者に販売していることから、委託先輸出貨物が、本邦産同種の貨物と の間に競争状態にあるという事実は存在しない。

- (エ) 委託先輸出貨物は、東北パイプターン工業からの発注に基づいた仕様に係る未だ開先加工の施されていない半製品であり、同者において加工等を施した上で完成品として本邦の産業上の使用者に販売していることから、委託先輸出貨物が本邦の産業に損害を与えるということはない。
- (279) 申請者から、上記(276)の東北パイプターン工業からの仮の決定に係る反論等に関して、ごく一部を除き非開示とされており、内容を全く把握することができないことから、少なくとも、利害関係者が再反論を行うことができる程度には開示すべきであり、開示されない限りその主張は無視すべきである旨の再反論等307が提出された。なお、当該再反論等については、開示範囲及び秘密情報の要約に関するものと整理し、上記「5-1-5 開示範囲及び秘密情報の要約に係る意見等」で取り上げることとした。

5-3-1-3 同種の貨物に関する反論等に係る検討

- (280) 東北パイプターン工業からの上記(276)の仮の決定に係る反論等及び上記(278)の仮の決定に係る再反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) 調査対象貨物は、調査開始告示及び上記「1-1 調査の対象とした貨物(以下「調査対象貨物」という。)の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国」に記載したとおり、韓国又は中国で生産され本邦に輸出された HS 品目表第 7307.93 号に分類される突合せ溶接式継手のうち炭素鋼製のものであり、このうち一部製品を除外する旨の記載をしておらず、最終的に開先加工が施される半製品も調査対象貨物に含まれることから、半製品が調査対象貨物から除外されるとの認識は誤りである。開先加工の施されていない半製品である委託先輸出貨物は、開先加工を施せば完成品として販売されるものであり、上記(278)(ア)において同者が主張するように「単なるパイプに過ぎ」ないとの主張は認められない。実際、調査当局は、同者が調査対象貨物に含まれないと主張する委託先輸出貨物について、同者の調査対象貨物の輸入取引に関する質問状の回答308から、同者が【原産国名】産の【品名】を HS 品目番号【HS 品目番号】で輸入していたことを確認している。なお、【委託先会社名】の製品が調査対象貨物に該当しないことを示す調査上の証拠はなかった。
 - (イ) このため、上記(276)(ア)(b)から(f)並びに(278)(イ)及び(ウ)の主張は、委託先輸出貨物が調査対象貨物に該当しないことを前提としており、中間報告書の誤った理解に基づいたものであることから、認められない。なお、上記(276)(ア)の主張について、調査当局は、上記「3-1 同種の貨物の検討」において、調査対象貨物に対して本邦産同種の貨物の範囲を検討したのであり、調査対象貨物が本邦産同種の貨物の範囲内か否かといった検討を行ったものではなく、当該主張は、同者の誤解に基づくものである。
 - (ウ) 上記(276)(ア)(f)及び(278)(ウ)の主張について、半製品である調査対象貨物は、輸入後に本邦内で開先加工を施した上で本邦の産業上の使用者に販売されたとしても、調査対象貨物であることに変わりはなく、上記「3-3-2-4 原産国の異なる炭素鋼製突

³⁰⁷ 仮の決定再反論書 (申請者 平成 29 年 12 月 28 日)

³⁰⁸ 本邦生産者当初質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 D 及び添付資料 D-3-17-5)

合せ溶接式継手の間の競争状態」に記載したとおり、本邦産同種の貨物と競争状態にあることから、当該主張は認められない。

- (エ) 上記(276)(ア)(g)の主張について、調査当局は、当初質問状回答309から、同者が本邦で原材料である炭素鋼製の鋼管又は鋼板から製造した炭素鋼製突合せ溶接式継手すなわち本邦産同種の貨物を販売する一方で、調査対象貨物である炭素鋼製突合せ溶接式継手を【原産国名】から輸入し、本邦で開先加工等を施した上で販売していたことを確認したことから、追加質問状において、本邦産同種の貨物と調査対象貨物にかかる数字をそれぞれ分けて回答するよう求め、これに対し同者から提出された回答310を基に検討を行った。このため、上記(181)の表 29 において、調査対象貨物である委託先輸出貨物にかかる数値は、当該輸入貨物の輸入量に含まれており、本邦産同種の貨物の販売量には含まれていない。また、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」において、委託先輸出貨物を含む当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における販売価格を比較した結果、当該輸入貨物の販売価格は全ての期間で本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、調査対象期間を通じて著しいプライスアンダーカッティングが認められたとの結論に至ったものである。
- (オ) 上記(276)(イ)の主張については、委託先輸出貨物は、上記(ア)に記載のとおり、調査対象貨物に該当し、上記「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」で述べたとおり、不当廉売された調査対象貨物の本邦への輸入の事実が認められていることから、当該輸入貨物である委託先輸出貨物が「不当廉売を行って」いないとの同者の主張は認められない。
- (カ) また、上記(276)(イ)及び(278)(エ)の主張については、上記「3-5-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」及び「3-6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」で述べたとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し実質的な損害を与えたことが認められたことから、同者の「本邦の産業に対し実質的な損害等を与えていない」との主張については認められない。なお、委託先輸出貨物が本邦の産業に損害を与えていないことを示す調査上の証拠はなかった。
- (281) したがって、東北パイプターン工業からの上記(276)の仮の決定に係る反論等及び上記 (278)の仮の決定にかかる再反論等は受け入れられない。

5-4 「4 因果関係」に係る反論等の検討

(282) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「4 **因果関係」**に係る反論等について、以下のと おり検討した。

5-4-1 因果関係に関する反論等の検討

5-4-1-1 因果関係に関する反論等

³⁰⁹ 本邦生産者当初質問状回答書(東北パイプターン工業)(調査項目 A-11 及び添付資料 A-7)

³¹⁰ 本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業) (調査項目 J-5 及び J-10)

- (283) 申請者から、上記「**4-3 因果関係に関する結論」**に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等³¹¹が提出された。
 - (ア) 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、調査対象貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断したことは適切である。

5-4-1-2 因果関係に関する再反論等

- (284) 本邦生産者である東北パイプターン工業から、上記(283)の申請者からの反論に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等312の提出があった。
 - (ア) 申請者が調査対象貨物のことを開先加工が施されていない半製品も含めた趣旨で反論 しているのであれば、その反論は、誤りであり、不当である。

委託先輸出貨物は、東北パイプターン工業からの発注に基づいた仕様に係る開先加工の施されていない半製品であり、同者において加工等を施した上で完成品として本邦の産業上の使用者に販売していることから、委託先輸出貨物が本邦の産業に損害をもたらしたという事実は存在せず、これに関して本邦の産業に対する実質的な損害が存在し、その損害との間に因果関係が認められるなどという事実は存在しない。

5-4-1-3 因果関係に関する反論等に係る検討

- (285) 上記(284)の東北パイプターン工業からの仮の決定に係る再反論に関して、調査当局は次の とおり検討した。
 - (ア) 上記(280)(ア)及び(イ)に記載したとおり、委託先輸出貨物は、調査対象貨物に該当する。 さらに、不当廉売された調査対象貨物の本邦への輸入の事実が認められ、委託先輸出貨物 も含めた当該輸入貨物について、上記「3-5-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に 及ぼす影響についての結論」及び「3-6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」で述べたとおり、当該輸入貨物の輸入 が本邦の産業に対し実質的な損害を与えたと認め、上記「4-3 因果関係に関する結論」で述べたとおり、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められていることから、「本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められていることから、「本邦の産業に損害をもたらしたという事実は存在せず、これに関して本邦の産業に対する実質的な損害が存在し、その損害との間に因果関係が認められるなどという事実は存在しない」との同者の主張については認められない。
- (286) したがって、上記(284)の東北パイプターン工業からの仮の決定に係る反論等は受け入れられない。

³¹¹ 仮の決定反論書 (申請者 平成 29年 12月 21日)

³¹² 仮の決定再反論書 (東北パイプターン工業 平成 29 年 12 月 28 日)

5-5 その他の検討

5-5-1 仮の決定を支持する意見

- (287) 申請者から、仮の決定に係る反論等のうち、上記(277)及び(283)の他に、次の仮の決定を支持する旨の表明³¹³があった。
 - (ア) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物と同種の貨物を 生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済 の条件が浸透している事実を確認できなかったと判断したことは適切である。
 - (イ) 中国を原産地とする調査対象貨物に係る代替国の選定方法は適切である。
 - (ウ) 中国を原産地とする調査対象貨物に係る本邦向け輸出価格について、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づき算出したことは適切である。

5-5-2 その他の反論等

- (288) 本邦生産者である東北パイプターン工業から、上記「3-1 同種の貨物の検討」、「3-2 本邦の産業」、「3-3-2-4 原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間の競争状態」及び「3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等314が提出された。
 - (ア) 【委託先会社名】を調査対象貨物の供給者であるとして不当廉売関税の課税をした場合には、東北パイプターン工業の仕入れ価格の増加につながり、同者の市場競争力を阻害し、かえって、本邦生産者である同者に対し実質的な損害を及ぼすこととなる。したがって、【委託先会社名】に不当廉売関税の課税をすることは相当ではないから、【委託先会社名】を調査対象貨物の供給者から除外するよう求める。
- (289) 上記(288)の主張については、不当廉売関税を課税しないことを求めたものであり、仮の決定の内容に直接関係するものではないことから、当局は検討しない。

5-6 仮の決定に係る反論・再反論等についての結論

(290) 以上のとおり、利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した結果、 仮の決定で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

³¹³ 仮の決定反論書 (申請者 平成 29 年 12 月 21 日)

 $^{^{314}}$ 仮の決定反論書(東北パイプターン 平成 29 年 12 月 21 日、平成 30 年 1 月 5 日及び平成 30 年 1 月 24 日)

6 最終決定の基礎となる重要な事実に対する反論及び再反論、並びにこれらに係る調査当局 の見解

6-1 調査の経緯に関する事項

(291) 調査開始告示で告示した関税定率法第8条第5項の調査に関して、政令第15条の規定に 基づく最終決定の基礎となる重要な事実(以下「重要事実」という。)の開示以降の調査の経 緯等は以下のとおり。

6-1-1 重要事実の通知

(292) 平成 30 年 1 月 30 日、重要事実を直接の利害関係人に対して書面で通知³¹⁵するとともに、重要事実に係る意見の表明³¹⁶ (以下「重要事実に係る反論」という。) についての期限を同年 2 月 13 日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、同年 2 月 22 日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論(以下「重要事実に係る再反論」という。)(以下重要事実に係る反論及び重要事実に係る再反論を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。)についての期限を同年 3 月 1 日とする旨の書面を、利害関係者に対して通知した。

この際、通知書に、重要事実に係る反論・再反論は、「これまで調査当局が政令第10条第2項及び第10条の2第2項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会」ではないこと、また、提出に際して、証拠及び資料その他の添付書類の提出は認めないことを明示した。

また、韓国政府及び中国政府に対しても重要事実を送付³¹⁷するとともに、上記の重要事実 に係る反論・再反論に関する手続及び期限等を記載した書面を添付し、重要事実に係る反論・ 再反論の期限等を通知した。

なお、重要事実の開示前に韓国の利害関係者 5 者³¹⁸から連名で書面が送付されてきたが、 平成 30 年 2 月 1 日、調査当局は、調査開始告示等に記載された対質の申出の期限(平成 29 年 9 月 11 日)及び意見の表明の期限(平成 29 年 10 月 10 日)を大幅に超過していることか ら、その旨を通知し、当該書面は受理せず返送した。併せて、重要事実に係る反論等につい ては、反論をする意思がある場合は、期限までに指定された提出先に提出するよう通知した。

(293) 重要事実の通知に際して、重要事実に係る DM 計算書及び FA 経緯書を、供給者³¹⁹に対して書面で送付するとともに、その開示版を利害関係者の閲覧に供した。

6-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見

(294) 重要事実に係る反論は、その期限である平成30年2月13日までに、利害関係者8者(泰 光ベンド、聖光ベンド、三光ベンド、和珍PF、韓国政府及び申請者)から提出があり、重要 事実に係る再反論は、その期限である同年3月1日までに利害関係者3者(申請者)から提

³¹⁵ 政令第 15条

³¹⁶ 政令第12条の2第2項

³¹⁷ 協定 6.9

³¹⁸ 泰光ベンド、聖光ベンド、和珍 PF、三光ベンド、PILS

³¹⁹ 聖光ベンドを除く

出があった。

利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した上での調査当局の見解 については、下記「6-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論」のとおり である。

なお、泰光ベンド及び三光ベンドから提出された重要事実に係る反論については、提出された書面の中にこれまで調査当局に提出されていなかった証拠が含まれていたことから、調査当局はこれらの該当書面を受理せず、平成30年2月15日、当該書面の提出者にそれぞれ返送した。

6-1-3 秘密の情報

(295) 利害関係者が提出した書面(証拠及び意見の表明に係る書面等)のうち秘密情報については、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

6-1-4 証拠等の閲覧

(296) 調査当局が作成した書面及び利害関係者が提出した書面(ただし、これらの書面における 秘密情報については開示版要約に限る。)について、利害関係者に対し閲覧に供した。

6-1-5 仮の決定に係る反論等の閲覧及びこれに対する再反論

- (297) 調査当局は、上記(244)の東北パイプターン工業から平成30年1月24日付けで提出された開示範囲等の修正を行った仮の決定に係る反論等の再修正版について、同年1月30日から利害関係者の閲覧に供し、これに対する再反論及び再反証の期限を同年2月6日とした。
- (298) これに対して、平成 30 年 2 月 6 日、申請者から仮の決定に係る再反論等が提出された。 なお、当該再反論等については、下記「6-3-1 同種の貨物に関する反論等の検討」に おいて、取り上げることとした。
- 6-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討
- (299) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」及び「5-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討」に係る反論等について、以下のとおり検討した。
- 6-2-1 泰光ベンドからの反論等に係る検討
- 6-2-1-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討
- 6-2-1-1-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論
- (300) 供給者である泰光ベンドから、上記「2-2-1-1 正常価格」、「2-2-1-2 本 邦向け輸出価格」、「2-2-1-4 不当廉売差額率」、「5-2-1-1-2 不当廉売差 額率の算定方法に関する反論等に対する再反論等」及び重要事実に係る DM 計算書に関して、

次の内容の重要事実に係る反論320 が提出された。

- (ア) 上記(249)(ア)(b)及び重要事実に係る DM 計算書について、AD 協定第2条第4項によれば、ダンピング・マージン比率は、加重平均正常価額と加重平均輸出価格を比較することによって計算される。しかし、調査当局は、品目別ダンピング差額比率を品目別重量で加重平均してダンピング差額比率を計算しており、これは AD 協定と不整合であり他国の計算方法とも一致していない。事務的ミスであり、修正すべきである。
- (イ) 上記(248)(ア)(b)及び(c)において、申請者は、調査当局の不当廉売差額率算出方法が AD 協定に不整合ではなく、世界各国の実務にも沿っていると主張している。なお、他の国は、品目別に算出されたダンピング率を重量基準でなく輸出金額ベースで加重平均しており、別添1として添付した米国とタイのダンピング率の計算方法でも、そのことが確認できる。調査当局の先例と一致しているという理由は、計算方法の妥当性を裏付けるものではない。
- (ウ) 上記(248)(ア)(d)において、申請者は、泰光ベンドが説明したダンピング計算方法を誤って理解している。すべての正常価格を加重平均するのではなく、品種間のダンピング差額を計算した後、その合計を総輸出額で割って計算しなければならない。これは、品種間のダンピング率を品種間の輸出額の割合で加重平均することと同じ結果を持つことになる。
- (エ) 上記(108)について、調査対象期間中、【数値】%を超えて異なる【配賦基準】の差異は、価値ベースで合計の【数値】%にすぎない。残りの【数値】%の差額は【数値】%未満であり、残りの【配賦基準】は予想される費用を合理的に反映していることを意味する。また、泰光ベンドは【配賦基準】の変動を考慮して【配賦基準】を適用して合理的に配賦している。実際のコストを正確に配分するような完全なコスト配分方法はなく、その妥当性は企業会計において認識されるべきである。

(オ) 上記(248)(イ)(b)について、

- (a) 【配賦基準】を基準にしたコスト分配は、申請者も合理的なコスト配賦方法として認めている。泰光の配賦基準は【配賦基準】によって行われるため、同じ意味である。ただし、受注業者によって【配賦基準】の変動が多いため、【配賦基準】を適用して反映することにより、一層合理的なコスト配賦を行っている。実際のコストを正確に配分するような完全なコスト配分方法はないため、合理的な基準に基づいて配賦している。その妥当性は企業会計において認識されるべきである。
- (b) また、同じ製品であっても、使用素材の状態に応じて工法は変わり、製品重量に作業時間が比例して増加するという記載は誤りである。同じ工程で同一品目であれば、製品重量に応じて増加することもあり得るが、比例して増加することはない。1個100kgの製品を生産するために1個1kgの製品を生産する時間の100倍の時間がかかるわけではないため、重量を基準とした原価配賦は、品目別加工工程の差、加工難度及び生産効率性などを反映しておらず、作業時間差も正確に反映していない。一方、【配賦基準】を基準とした原価配賦ではこれらの要素を反映する。
- (c) 調査当局は、重量基準の原価配賦が【配賦基準】基準の原価配賦よりも合理的である ことを十分立証していない。

-

³²⁰ 重要事実反論書 (泰光ベンド 平成30年2月13日)

- (d) 現地調査において、調査当局は、泰光の【配賦基準】が任意に操作された証拠を見つけることはできず、受任者である泰光ベンドの意向で任意に操作可能という申請者の主張は、根拠のない憶測に過ぎない。調査対象期間中に受注単価が変わるのは、全体の約【数値】%であり、数少ない例外状況を理由に会社の一般的で安定的な原価を否定することはできない。
- (カ) 上記(248)(イ)(f)について、AD 協定は、調査当局の恣意的なコストの歪みを防止する ため、その国が合理的な会計基準に準拠している場合、調査当局は、これを尊重するよ うに定めている。
- (キ) 上記(248)(ウ)(b)について、原価を単純に重量基準で配賦した場合、非対象製品に配賦されるべき原価が対象製品に配賦され、原価が著しく歪曲する。例えば、同じ重さの非対象製品(【製品種別】)と対象製品(炭素鋼)を比較したとき、【製品種別】製品は追加工程により炭素鋼より【配賦基準】が高く設定され、したがってより高い間接費が配賦される。しかし、単純に重量基準で間接費が配賦される場合、比重差が【数値】%しか出ない炭素鋼製品と【製品種別】製品に同じような間接費が配賦されることとなり、非対象製品である【製品種別】製品に配賦されるべき間接費が対象製品である炭素鋼製品に配賦される歪曲が生じてしまう。これは対象製品の差につながり、ダンピング・マージンの算出も歪曲させる。対象期間中、製品の重量割合と受注金額を示した資料を示す。
- (ク) 上記(248)(ウ)(c)について、会社の販売価格は、実際のコストではなく、推定コストによって決定され、推定コストを反映して決定された【配賦基準】をもとに決算書上の実際原価を計算するものであるため、申請者の主張する論理矛盾は発生せず、論理が破綻しているとの記載は泰光のシステムを理解しない認定である。また、回答者の決算コストの認識は、会社の原価計算目的に応じて決定されるものではなく、コスト配賦の合理性に基づいて決定されるべきである。目的に応じて、会社のコストの認定をするかどうかを決定することは、論理的に明白な誤りである。重量基準で販売単価を算定すると、実際の発生原価とのギャップが深化されて深刻な歪みが発生することになる。
- (ケ) 上記(249)(イ)(f)について、問題の製品コードについては、別添2を参照されたい。別添2に見られるように、【配賦基準】の違いは、原素材の違いから発生したものである。このように、単純に泰光が一般業務に使用することもない重量を基準にコストを配るようになる場合には、原価配賦に深刻な歪みが発生することになるであろう。
- (コ) 上記(249)(イ)(i)について、コスト配賦基準は、生産月に発生した製造経費を生産された品目に合理的に配る基準である。会社がたとえ実際の作業時間を測定し、記録しても、生産月ごとの同じ品種の作業時間は変動するであろう。
- (サ) 上記(249)(イ)(k)について、生産品目が異なる場合には、それに応じて作業時間は変更されるものであり、また、作業時間は重量に比例していない。生産アイテムが異なる場合、それに応じて作業時間が変更され、また、作業時間は重量に比例して増加しない。
- (シ) 上記(249)(イ)(I)について、調査当局に報告した重量は、泰光が調査当局の要請によって回答を目的として計算して報告したものである。現地調査結果報告書に示すように、

「理論重量は、製品の種類と一般的な寸法から計上した重さになる。かかる製品の重量 については、パッキングリスト作成時等の業務で使用しているが、全ての種類について データを保有しているわけではない。今回の現地調査で必要となった製品について、理 論重量を別途用意した」のであり、泰光は実際に重量を一般業務に使用していない。

(ス) 上記(249)(ウ)(c)について、【製品種別】製作にかかる費用を処理する方法は2つある。第一は、【製品種別】にもコストを配った後、【製品種別】のコストをコスト処理するものであり、第二は、【製品種別】には、コストを配賦せず、残りの製品に【製品種別】製作と関連コストを追加で計上して、これらの製品が販売されるとき、【製品種別】のコストがコスト的に処理されるようにすることである。どちらの方法も、企業会計基準で認められている合理的な方法である。泰光は第【番号】の方法に基づいて、【製品種別】のコストを処理したので、企業会計基準に基づいて処理したものであり、これを不合理であると判定することは明白な誤りである。たとえ調査当局の論理に従ったとしても、【製品種別】は量が非常に少ないため、コストの歪みを引き起こす可能性はない。

6-2-1-1-2 不当廉売差額率の算定方法に関する反論に対する再反論

- (301) 申請者から、上記(300)の泰光ベンドからの重要事実に係る反論に関して、次の内容の重要事実に係る再反論が提出された。
 - (ア) 上記(300)(ア)について、泰光ベンドは、要するに、同社の平成29年12月21日付け仮の決定に係る反論書面(以下「仮の決定に係る反論書面」という。)と同じ主張を繰り返しているにすぎない。そして、同社の当該主張は、重要事実の249及び254項において調査当局により既に排斥されている。なお、調査当局の係る判断は、申請者の平成29年12月28日付け仮の決定に係る再反論書面(以下「仮の決定に係る再反論書面」という。)で主張した内容に照らし、適切である。よって、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。
 - (イ) 上記(300)(イ)について、第一に、手続面の問題として、泰光ベンドは、重要開示の内 容に係る反論という体をとって、実質的には、申請者の平成29年12月28日付け仮の 決定に係る再反論書面の主張に対する反論を行っている。しかし、制度上、仮の決定に 係る再反論書面に対する更なる反論は認められていない以上、重要開示の内容に係る反 論という体をとって、実質的に仮の決定に係る再反論書面に対する更なる反論を行うこ とは認められるべきではないから、泰光ベンドの主張は適式な反論ではない。また、新 たな証拠の提出は認められていないにもかかわらず、同社が「別添 1」として新たな証拠 を提出したこと(当該証拠を調査当局が受理せず、返送しているのであれば、提出しよ うとしたこと)も適式ではない。第二に、実体面に関していえば、上記(301)(ア)で主張 したとおり、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。また、泰光ベンドは、米国及びタ イの各調査当局が採用する不当廉売差額率の計算方法が妥当であるということを前提と して、本邦の調査当局の判断が誤っていると主張するようである。しかし、日本の調査 当局が本件で採用した不当廉売差額率の計算方法は、1994年の関税及び貿易に関する一 般協定第 6 条の実施に関する協定 (平成 6 年条約第 15 号) (以下「AD 協定」という。) 自 体に照らして、AD 協定に不整合であるとする根拠はない。さらに付言するに、米国及び タイの各調査当局が採用する不当廉売差額率の計算方法には AD 協定に照らし問題があ るのではないかということが指摘されているのであり、これらの計算方法が AD 協定下 で認められるべき唯一の計算方法であるとするのはその意味でも適当ではない。米国に

関しては、調査当局は、まず調査対象の輸出品及び輸出国内における同種の産品をそれぞれ各モデルに分類し、次に輸出品モデルと「同一」又は「最も類似している」輸出国内品モデルを特定して価格比較を行う(これを「モデルマッチング」という。)際、寸法等の特性が同一でない場合でも、その差異が一定の範囲内であれば比較対象に該当するという取扱いをしている(差異合計方式)。かかる米国の調査当局の取扱いは、本来類似性のない製品同士の価格比較が行われる点で、輸出価格と国内価格との公平な比較(fair comparison)を求める AD 協定 2.4 条に照らし問題がある(経済産業省通商政策局編「2017年版不公正貿易報告書」75頁、同「2016年版不公正貿易報告書」126から127頁)。また、タイに関しては、調査当局は、輸出製品と輸出国の同種の産品との価格比較にあたり、品質が大きく異なり、市場においても競合していない、競合関係にない別個の産品を同一の産品として評価し、価格比較を行っている点で、同じく AD 協定2条に照らし問題がある(同前「2016年版不公正貿易報告書」79頁)。よって、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。

- (ウ) 上記(300)(ウ)について、第一に、手続面の問題として、上記(301)(イ)で主張したとおり、泰光ベンドの主張は適式な反論ではない。第二に、実体面に関していえば、上記 (301)(ア)で主張したとおり、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。
- (エ) 上記(300)(エ)について、泰光ベンドは、要するに、同社の平成 29 年 12 月 21 日付け 仮の決定に係る反論書面と同じ主張を繰り返しているにすぎない。そして、同社の当該 主張は、重要事実の 249 及び 254 項において調査当局により既に排斥されている。なお、調査当局の係る判断は、申請者の平成 29 年 12 月 28 日付け仮の決定に係る再反論書面で主張した内容に照らし、適切である。よって、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。
- (オ) 上記(300)(オ)について、第一に、手続面の問題として、上記(301)(イ)で主張したとお り、泰光ベンドの主張は適式な反論ではない。第二に、実体面に関していえば、上記 (301)(エ)で主張したとおり、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。さらに付言すれば、 申請者の平成29年12月28日付け仮の決定に係る再反論書面において、申請者は「【配 賦基準】を基準にしたコスト分配」を「合理的なコスト配賦方法として認めて」おらず、泰 光ベンドの主張はその点において事実誤認があり、やはり、泰光ベンドの主張には何ら 理由がない。また、泰光ベンドは、「同じ製品でも、使用素材の状態に応じて工法は変わ」 ると主張するが、同じ製品について、泰光ベンドが異なる素材を使用していること、及 び異なる素材を使用したことに応じて異なる工法で製造していることを示す証拠は見当 たらない。むしろ、同じ製品であれば、同等の素材を使用し、同一の生産工程で製造す るのが一般的である。したがって、「同じ製品でも、使用素材の状態に応じて工法は変わ」 ることを前提として「製品の重量に応じて作業時間が比例して増加するという記述は間 違っている」という泰光ベンドの主張には理由がない。さらに、「比例」という言葉には、 数学的に正比例するという意味の他に、「二つのものが一定の関係をもつとき、一方の増 減につれて他方も増減すること。」という程度の意味もあり(デジタル大辞泉(小学館))、 調査当局による「同一生産工程であれば製品重量に比例して押出や熱処理工程における 作業時間は増加すると考えられる」という認定 (供給者 FA 経緯書 (泰光ベンド) 23 項) は、何も数学的な正確さをもって製品重量と作業時間が正比例するという趣旨ではなく、 製品重量と作業時間に比例関係があり、泰光ベンド自身も述べるとおり全てにおいて絶 対的に正しい配賦基準がないなか、製品重量を作業時間の指標とすることに合理性があ るという趣旨と思われる。したがって、同一工程という前提にありながら 100kg 対 1kg という極端な例をあげる、「常識的に 100kg の 1 つの生産のための作業時間が 1kg1 個 の生産時間の100倍かかるわけではない。」という泰光ベンドの主張にも理由がない。そ

もそも、調査当局は、証拠の丹念な検討及び現地調査における詳細な確認を経て、泰光ベンドの主張するコスト配分が不適切であることを確認しており(重要事実 249 項(イ))、一方で、重要事実 249 項(イ)の調査当局の認定及び上記のとおり、製品重量によってコストを配分することは適切である。

- (カ) 上記(300)(カ)について、第一に、手続面の問題として、泰光ベンドの主張は、上記 (301)(イ)で主張したとおり、適式な反論ではない。第二に、実体面に関していえば、上記(301)(エ)で主張したとおり、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。さらに付言すると、AD 協定 2.2.1.1 条は「費用については、通常、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、検討の対象となる産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件とする。」と規定している。したがって、単に「その国が合理的な会計基準に準拠している場合、調査当局はこれを尊重するように定めている」のではなく、「検討の対象となる産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件とする。」ことも要件となっているので、やはり、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。
- (キ) 上記(300)(キ)及び(ク)について、第一に、手続面の問題として、泰光ベンドの主張は、 上記(301)(イ)で主張したとおり、適式な反論ではない。第二に、実体面に関していえば、 上記(301)(エ)で主張したとおり、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。
- (ク) 上記(300)(ケ)について、第一に、手続面の問題として、新たな証拠の提出は認められていないにもかかわらず、同社が「別添 2」として新たな証拠を提出したこと(当該証拠を調査当局が受理せず、返送しているのであれば、提出しようとしたこと)は適式ではない。第二に、実体面に関していえば、上記(301)(エ)で主張したとおり、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。
- (ケ) 上記(300)(コ) \sim (ス)について、上記(301)(エ)で主張したとおり、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。

6-2-1-1-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討

- (302) 上記(300)の泰光ベンドからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) 上記(300)(ア)~(ウ)について、すでに上記(249)(ア)において詳細に記載されているとおり、調査当局の計算方法は協定に整合的なものであり、泰光ベンドの反論は認められない。また、上記(300)(イ)の別添資料については、上記(292)に記載されているとおり、反論及び再反論は、これまで調査当局が政令第10条第2項及び第10条の2第2項に基づき提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会ではなく、また、反論及び再反論の提出に際しては、証拠及び資料その他の添付書類の提出は認めていない。その旨泰光ベンドは明確に通知されているにもかかわらず、別添1として新たな添付資料を提出した。当該資料は調査において考慮されるものではないため、調査当局は当該資料を受理せず、返送することとした。
 - (イ) 上記(300)(エ)~(カ)、(ク)及び(コ)について、すでに上記(249)(イ)において詳細に記載されているとおり、泰光ベンドが、韓国の合理的な会計基準に基づき配賦基準としていると主張する【配賦基準】を用いての配賦は、調査期間中、同一の製品コードであっても生産カードによって受注単価の差異が【数値】%を超えるものがあるなど、大幅に異なる配賦基準を割り当てていた。また、受注単価を裏付けていると泰光ベンドが主張す

る「推定コスト」の存在を示唆する証拠もないなど、個別製品の調査対象期間における 平均製造原価を必要とする本調査の目的において非合理的な配賦基準であって、これを 用いて構成価格を算出することは不適切であると認定した。なお、泰光ベンドも認めて いるとおり、実際のコストを正確に配分するような完全なコスト配分方法はないが、調 査当局は、当該配賦基準に代わる配賦基準を検討するため、得られた証拠を丹念に検証 した結果、重量を基準に配賦を行うことが合理的かつ適切であると認定した。【配賦基準】 は、市場の動向等、貨物の製造とは関係のない要因に左右されるなど変動性があるが、 重量は客観的で一貫性があり、かつ検証可能な配賦基準である。

- (ウ) 上記(300)(キ)について、仮の決定に係る DM 計算書(24)及び重要事実に係る DM 計算書(24)において記載されているとおり、重量を基準として調査当局が配賦しなおした直接労務費及び間接経費は、泰光ベンドの回答した様式 E-3-1-2-N3 に記載されている直接労務費及び間接経費(【項目名】)の合計金額であり、その対象も当該様式に記載されている品種に対してである。そして、当該様式は、泰光ベンドが「泰光が生産した調査対象物品全体のコストを完全に報告するために販売国を区別していない完全なコストの内訳を様式 E-3-1-2-N3 に報告しました」として調査対象貨物のみに係る製造原価を回答321したものであり、泰光ベンドは、当該様式中にも「貨物の種別:調査対象物品全体」と記載している。したがって、泰光ベンドの主張は明らかな事実誤認に基づいており、認められない。また、「対象期間中、製品の重量割合と受注金額を示した資料」はこれまでに提出していない証拠を資料として示しているため考慮しない。
- (エ) 上記(300)(ケ)について、上記(292)等に記載しているとおり、新たな証拠等を提出する機会でないにもかかわらず、泰光ベンドは別添2として新たな添付資料を提出した。したがって、当該資料は調査において考慮されるものではないため、調査当局は当該資料を受理せず、返送している。また、当然に当該資料に基づく主張は根拠を欠くものである。
- (オ) 上記(300)(サ)について、「現地調査結果報告書(ベンカン)(8)申請書関係(エ)その他②」において「一般的には、継手が小さければ加工面積も小さくなるため、加工に必要となる時間は短くなる(数が多くできる)が、継手が大きければ大きいほど加工面積が大きくなるので時間がかかる。継手のサイズが大きいということは、重量もそれに比例して重くなるため、重くなれば、加工時間は長くなるということが一般的に言える」と記載されている。そして上記(249)(イ)(k)に記載されているとおり、調査当局は「同一生産工程であれば」重量と作業時間が順相関になることを認めたのであり、泰光ベンドの主張する「生産品目」「生産アイテム」が具体的に何を指しているのか不明であるが、いずれにせよ同一の生産工程であっても重量と作業時間が順相関にならないことを示す調査上の証拠はない。
- (カ) 上記(300)(シ)について、まさに泰光ベンド自身が引用しているとおり、泰光ベンドは 現地調査において「かかる製品の重量については、パッキングリスト作成時等の業務で 使用している」と明言しており、重量を一般業務に使用していることを認めている。今 般の「泰光は実際に重量を一般業務に使用していない」との反論は、これまで泰光ベン ドが提供した調査上の証拠に反しており、認められない。なお、調査当局は、現地調査 結果報告書の記載に事実誤認等がないか、平成 29 年 11 月 8 日付け「大韓民国産及び中 華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税に関する調査 に係る現地調査結果報告書の確認について」において泰光ベンドに確認を求めたところ、

³²¹ 供給者追加質問状回答書 (泰光ベンド) (調査項目 N-3)

泰光ベンドから記載に誤りがあるとの指摘はなされなかった。

(キ) 上記(300)(ス)について、すでに上記(249)(ウ)において詳細に記載されているとおりである。

6-2-1-2 正常価格算定方法の開示等に関する反論等の検討

6-2-1-2-1 正常価格算定方法の開示等に関する反論

- (303) 供給者である泰光ベンドから、上記「2-2-1-1 正常価格」、「5-2-1-2-3 正常価格算定方法の開示等に関する反論等の検討」及び重要事実に係る DM 計算書に関して、次の内容の重要事実に係る反論³²²が提出された。
 - (ア) 上記(109)において、調査当局は、資料公開が十分であると主張しているが、正常価額 算定方法の詳細かつ正確な方法を調査当局は開示しなかった。よって、泰光ベンドは正 常価格の算定方法の精度を確認できなかった。特に、構成価格を計算する際、調査当局 は非現実的な収益率を使用して構成価格を決定した。泰光ベンドを含む韓国の生産者は、 このような高い利益を上げることはできない。調査当局が泰光のデータを使用して構成 価格を適切に計算したとするなら、構成価格の計算方法を開示しない理由はない。泰光 ベンドが正確な調査当局のダンピング差額の割合の計算方法を理解して自己の権利を守 るために、正常価額を算定した正確な方法を泰光ベンドに公開することを重ね要請する。
 - (イ) 上記(252)(ア)において、調査当局は、正常価格の計算方法を説明したが、その方法に 応じて計算すると調査当局が提示した正常の価格との間に差が生じる。これについて、 泰光は調査当局の正常価格の計算に誤謬があると判断するしかない。誤謬がないことを 証明するために調査当局は堂々と、そして公平に、具体的な計算の内訳を公開すべきで あると考える。特に、正常価格は泰光の資料なので、これを泰光に公開しない理由は、 調査当局が説明した方法で計算していないか、計算に誤りがある場合と思われる。他国 AD 調査の場合には、回答会社の権利の保護のために、より詳細な計算の履歴を提供している。例として、タイの AD 調査の計算履歴を別添1に添付した。

6-2-1-2-2 正常価格算定方法の開示等に関する反論に対する再反論

- (304) 申請者から、上記(303)の泰光ベンドからの重要事実に係る反論に関して、次の内容の重要事実に係る再反論が提出された。
 - (ア) 上記(303)について、泰光ベンドは、要するに、同社の平成 29 年 12 月 21 日付け仮の 決定に係る反論書面と同じ主張を繰り返しているにすぎない。そして、同社の当該主張 は、重要事実の 252~254 項において調査当局により既に排斥されている。なお、調査 当局の係る判断は、申請者の平成 29 年 12 月 28 日付け仮の決定に係る再反論書面で主 張した内容に照らし、適切である。
 - (イ) よって、泰光ベンドの主張には何ら理由がない。

-

³²² 重要事実反論書 (泰光ベンド 平成 30年2月13日)

6-2-1-2-3 正常価格算定方法の開示等に関する反論等の検討

- (305) 上記(303)の泰光ベンドからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) 上記(303)(ア)について、すでに上記(252)において記載されているとおりである。なお、泰光ベンドは「特に、構成価格を計算する際、調査当局は非現実的な収益率を使用して構成価格を決定した。」と主張しているが、仮の決定に係る DM 計算書(33)及び重要事実に係る DM 計算書(33)等に記載のとおり、利潤の額については、品種ごとに国内販売価格の合計から原価割れ販売などの通常の商取引とは認められなかった取引を除き、生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費の額の合計を控除した金額の合計を、製造費用の合計で除して製造費用に対する率を算定し、品種ごとの生産費に乗じて算出した。当該説明をもっても、調査当局が正常価額を算定した正確な方法を泰光ベンドに開示しなかったとする泰光ベンドの反論は認められない。
 - (イ) 上記(303)(イ)について、すでに上記(252)において記載されているとおり、調査当局は、上記「2-2-1-1 正常価格」、「2-2-1-2 本邦向け輸出価格」、「2-2-1-4 不当廉売差額率」及び仮の決定に係る DM 計算書並びに重要事実に係る DM 計算書において、泰光ベンドが自社の不当廉売差額率を計算することが可能となるよう、不当廉売差額率の算定方法を計算過程から結果に至るまで十分詳細に記載している。泰光ベンドに係る不当廉売差額率は、当該算定方法に基づき、43.51%となったものである。協定 2.2.1 及び調査当局の記載した算定方法に基づき、忠実に計算すれば、仮の決定及び重要事実に係る DM 計算書の別添に記載した【数値】品種のそれぞれの輸出価格と正常価格が算出され、最終的には調査当局が算出した不当廉売差額率と同じ結果となる。したがって、調査当局の計算方法に応じて計算すると、調査当局が提示した正常価格との間に差が生じ、また調査当局が更なる情報を公開しないのは計算に誤りがあるからであるという泰光ベンドの反論は、根拠を欠くものである。また、泰光ベンドは「タイのAD 調査の計算履歴を別添 1 に添付した」と述べているが、調査当局において当該書面の存在は確認できず、またいずれにせよ上記(292)等に記載しているとおり、新たな証拠等の提出は認めておらず、したがって調査において考慮しない。

6-2-1-3 泰光ベンドからの反論等に係る検討の結論

- (306) 以上のことから、上記(300)及び(303)の泰光ベンドの反論等は受け入れられない。
- (307) 以上により、泰光ベンドの不当廉売差額率の算定方法及び正常価格算定方法の開示に関して、調査当局の判断を変更すべき反論等はなかった。

6-2-2 和珍 PF からの反論等の検討

6-2-2-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論

(308) 供給者である聖光ベンドから、上記「2-2-2 和珍 PF」に関して、次の内容の重要事

実に係る反論323が提出された。

- (ア) 上記「2-2-2-2 正常価格」の(119)について、聖光ベンドが3回の追加回答及び20Box以上の資料提出を通じて同調査に最善を尽くし、まじめに応じた点を、最終判定で調査当局は考慮すべきである。
- (イ) 上記「**2-2-2-2 正常価格」**の(120)及び(121)並びに上記「**2-2-2-3 本 邦向け輸出価格」**について、次の 2 点を考慮するならば、調査機関が聖光ベンドにファクツ・アヴェイラブルを適用するのは合理的ではない。
 - (a) 聖光ベンドが全ての質問に回答する等調査過程で真面目に回答したこと
 - (b) WTO 協定 6.8 及び附属書 II の 5 条項
- (ウ) 上記「2-2-2-5 **不当廉売差額率**」について、聖光ベンドは個別不当廉売差額 率を与えられた泰光ベンドと一緒に調査機関の全ての質問に最後まで真面目に回答した 生産者であるにもかかわらず、回答しなかった他の全ての供給者と同じ不当廉売差額率 を与えられるのはとても不合理的であって、聖光ベンドが提出した回答に基づいて聖光 ベンドの不当廉売差額率が計算されるべきである。
- (309) 供給者である和珍 PF から、上記「**2-2-2 和珍 PF」**に関して、次の内容の重要事実に係る反論³²⁴が提出された。
 - (ア) 上記「**2**-**2**-**2**-**2 正常価格**」の(117)について、和珍 PF は調査当局の理解のため、2回の追加回答を通じて【製品情報】に関する説明を十分行った。しかも、和珍 PF が元の回答及び 4 回にわたって、期限内に充実した回答を提出した

にもかかわらず、データの一部について調査機関が理解できなかったという理由で、全ての提出資料についてファクツ・アヴェイラブルを適用するのはとても不合理な判定である。

- (イ) 上記「2-2-2-2 正常価格」の(118)について、和珍 PF は、韓国内の生産者として提出できる全ての資料を提出、説明し、輸出者に関する情報の場合、調査当局の要請にこたえるために、対象期間中の全取引の輸出資料 (Commercial Invoice、Packing List、BL、輸出申告書)を非関係輸出者の協力をうけて提出したのであって、生産者として回答できるあらゆる範囲で最善を尽くした。
- (ウ) 上記「**2-2-2-2 正常価格」**の(119)について、和珍 PF は 4 回の追加回答及び 20Box 以上の資料提出を通じて真剣で、まともに調査に応じた。
- (エ) 上記「**2**-**2**-**2**-**2 正常価格」**の(120)及び(121)並びに上記「**2**-**2**-**2**-**3 本 邦向け輸出価格」**について、次の 2 点を考慮するならば、調査機関が和珍 PF にファク ツ・アヴェイラブルを適用するのは合理的ではない。
 - (a) 和珍 PF が全ての質問に回答する等調査過程で真面目に回答したこと
 - (b) WTO 協定 6.8 及び附属書 II の 5 番
- (オ) 上記「2-2-2-5 **不当廉売差額率**」について、和珍 PF は個別不当廉売差額率 を与えられた泰光ベンドと一緒に調査機関の全ての質問に最後まで真面目に回答した生 産者であるにもかかわらず、回答しなかった他の全ての供給者と同じ不当廉売差額率を 与えられるのはとても不合理的であって、和珍 PF が提出した回答に基づいて個別の不

³²³ 重要事実反論書(聖光ベンド 平成30年2月6日)

³²⁴ 重要事実反論書(和珍 PF 平成 30 年 2 月 6 日)

当廉売差額率が計算されるべきである。

6-2-2-2 不当廉売差額率の算定方法に関する再反論

- (310) 申請者から、上記(308)の聖光ベンドからの重要事実に係る反論に関して、次の内容の重要事実に係る再反論³²⁵が提出された。
 - (ア) 聖光ベンドは、同社の平成 29 年 12 月 21 日付け仮の決定に係る反論と同じ主張を繰り返しているに過ぎず、当該主張は重要事実の 259 及び 261~262 項において調査当局により既に排斥されている。なお、調査当局の係る判断は、申請者の平成 29 年 12 月 28日付け仮の決定に係る再反論書面で主張した内容に照らし、適切である。
 - (イ) よって、聖光ベンドの主張には何ら理由がない。
- (311) 申請者から、上記(309)の和珍 PF からの重要事実に係る反論に関して、次の内容の重要 事実に係る再反論³²⁶が提出された。
 - (ア) 和珍 PF は、同社の平成 29 年 12 月 21 日付け仮の決定に係る反論と同じ主張を繰り返しているに過ぎず、当該主張は重要事実の 260~262 項において調査当局により既に排斥されている。なお、調査当局の係る判断は、申請者の平成 29 年 12 月 28 日付け仮の決定に係る再反論書面で主張した内容に照らし、適切である。
 - (イ) よって、和珍 PF の主張には何ら理由がない。

6-2-2-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討

- (312) 上記(308)の聖光ベンドからの反論等についての調査当局の見解は、上記(259)で述べたと おりである。
- (313) 上記(309)の和珍 PF からの反論等についての調査当局の見解は、上記(260)で述べたとおりである。
- (314) したがって、上記(308)の聖光ベンドの反論及び上記(309)の和珍 PF の反論は受け入れられない。
- (315) 以上により、聖光ベンド及び和珍 PF の不当廉売差額率の算定方法に関して、調査当局の 判断を変更すべき反論等はなかった。

6-2-3 三光ベンドからの反論等の検討

6-2-3-1 三光ベンドからの反論

³²⁵ 重要事実再反論書(申請者 平成30年2月28日)

³²⁶ 重要事実再反論書(申請者 平成30年2月28日)

- (316) 供給者である三光ベンドから、以下の内容の重要事実に係る反論327の提出がされた。
 - (ア) 三光ベンドは日本の現地法人である JSBC を日本における唯一の販売チャンネルとしている。JSBC は日本メーカー3 社が発行する定価表を採用し、市場原理が決定する価格基準にて日本メーカーとほぼ同一価格にて販売している。
 - (イ) 調査当局が、三光ベンドに反論提出期限の遅れと内容が不十分との理由でダンピング 関税を課すのは、事の真実を十分に把握していない。

6-2-3-2 三光ベンドからの反論等に対する再反論

- (317) 申請者から、上記(316)の三光ベンドからの反論に関して、以下の内容の重要事実に係る 再反論³²⁸が提出された。
 - (ア) 三光ベンドは、同社の平成 29 年 12 月 18 日付け仮の決定に係る反論と同じ主張を繰り返しているに過ぎず、当該主張は重要事実の 265~266 項において調査当局により既に排斥されている。なお、調査当局の係る判断は、申請者の平成 29 年 12 月 28 日付け仮の決定に係る再反論書面で主張した内容に照らし、適切である。
 - (イ) よって、三光ベンドの主張には何ら理由がない。

6-2-3-3 三光ベンドからの反論等の検討

- (318) 上記(316)の三光ベンドからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) 上記(316)(ア)について、三光ベンドは新たな証拠書類を提出しようとしたが、当該証拠資料は、調査当局が政令第10条第2項及び第10条の2第2項に基づき提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠に該当することから、当該資料は調査において考慮されるものではないため、調査当局は当該資料を受理せず、返送している。
 - (イ) 上記(316)(イ)については、上記(265)(イ)で述べたとおりである。
 - (ウ) したがって、上記三光ベンドの主張を裏付ける証拠は提出されていない。
- (319)以上のことから、上記(316)の三光ベンドの反論は受け入れられない。

6-2-4 韓国政府からの反論等の検討

6-2-4-1 韓国政府からの反論

- (320) 輸出国政府である韓国政府から、以下の内容の重要事実に係る反論329が提出された。
 - (ア) 調査当局は泰光ベンドの生産原価の算出において、受注単価を基準にする場合、同一

³²⁷ 重要事実反論書 (三光ベンド 平成 30 年 2 月 8 日)

³²⁸ 重要事実再反論書(申請者 平成 30 年 2 月 28 日)

³²⁹ 重要事実反論書(韓国政府 平成30年2月9日)

製品であっても生産費の差が大きく発生することを理由に重量基準で労務費及び間接経費を再配賦したが、以下の理由を考慮すると、受注単価を基準に労務費及び間接経費を算出する会社側の原価算出方法を認めなければならない。重量を基準にして原価を配賦する場合、品目別の加工工程の違い、加工の難易度及び生産効率性を反映できないうえ、不適切な間接費の配分により原価歪曲が発生しかねない。例えば、炭素鋼は炭素含量が多いほど加工費用が高く設定されるが、重量を基準にする場合、高炭素鋼及び低炭素鋼の製品に同一の間接費が配賦され、高炭素鋼製品に配賦されるべき労務費及び間接費が低炭素鋼製品に配賦され、原価が歪曲される。以上のように重量基準の原価配賦が受注単価基準の原価配賦より合理的であることが十分に証明できないため、調査対象の企業が属している国で一般的に認められている会計原則に基づいて作成されている原価基準を排除する妥当性を欠いている。

- (イ) 調査当局は、提出資料につき、和珍 PF を含む韓国企業が期限内に必要な資料を提出 していなかったという理由でファクツ・アヴェイラブルを適用したところ、以下の内容 に基づきその適用を撤回するとともに、韓国企業が提出した情報に基づいてダンピング・ マージンを再算定すべきである。和珍 PF は調査に関する情報へのアプローチを拒否し たり妨げたりしておらず、該当の資料を全て提出したため、WTO アンチダンピング協定 の 6.8 条に規定するファクツ・アヴェイラブルを適用可能な場合に該当しない。韓国企 業は一部の資料を提出する上で期限を一部経過したが、調査当局は当該不備に係る回答 要求にあたり、12日(1次)、5日(2次)、5~7日(3次)と短い期限を設定し、全て の文書を日本語で提出するよう要求し、紙媒体で提出しない場合は証拠の提出と認めな いなど、提出方法を非常に厳格にした。WTO ダンピング協定の附属書Ⅱ.2 項において は、利害関係者に不合理な追加の費用及び困難を伴うときは、そのような回答の要請に 固執すべきではないと規定している。さらに調査当局は提出期限が過ぎた回答書につい て自発的な回答として認めると明示しているため、WTO アンチダンピング協定の附属 書Ⅱ.5 項により、利害関係者が能力に応じ最善を尽くしていれば、提供された情報が全 ての面において理想的ではないとしても、調査当局は当該情報を無視してはならない。 以上のことから、和珍 PF を含む韓国企業に対し、ファクツ・アヴェイラブルの適用で はなく、韓国企業が提出した情報を活用し、情報が不足している場合には現地調査等を 通じて正確性を確保した上で、ダンピング・マージンを算出すべきである。
- (ウ) なお、重要事実において、和珍 PF に対してファクツ・アヴェイラブルを適用する際に「他の情報を用いて個別の品種ごとに不当廉売差額率を算出すると、申請書上のマージン率が適切」としているが、「他の情報」に関して具体的に触れていないため、それに関する開示が必要である。
- (エ) 調査当局は、WTO アンチダンピング協定の 6.2 条に基づき、韓国企業に調査の全過程において十分な擁護の機会が保障されるよう、最終決定の前に調査当局や利害関係者が参加する公聴会を開催すべきである。調査当局は、韓国の業者 5 者が 1 月 25 日に申し入れた公聴会開催の申請を期限経過で却下したことがあるが、韓国企業が提出した資料は数千頁に及ぶ文書で、このような膨大な量の文書を短い時間内に把握することは容易ではない上、書面のやり取りの過程で内容把握及び相互の意思疎通にミスが生じかねない。こうしたミスを防ぐため、韓国企業が公聴会を通じ口頭で説明する時間が不可欠である。

6-2-4-2 韓国政府からの反論等に対する再反論等

- (321) 申請者から、上記(320)の韓国政府からの反論に関して、以下の内容の重要事実に係る再反 論³³⁰が提出された。
 - (ア) 上記(320)(ア)について、韓国政府は、泰光ベンドの労務費総額及び間接経費総額の配 賦方法に関して、調査当局が採用した重量基準は妥当ではなく、泰光ベンドが主張する 方式を認めなければならないと主張するが、同社の主張は重要事実の 249 及び 254 項において調査当局により既に排斥されている。そして、調査当局の係る判断は、申請者の 平成 29 年 12 月 28 日付け仮の決定に係る再反論書面で主張した内容に照らし、適切である。さらに付言すれば、韓国政府があげる「炭素鋼は、炭素含量が多いほど加工費用が高く設定されます。」という例は誤っている。一般に、炭素鋼製突合せ溶接式継手の炭素含有量は 0.15%程度から 0.2%程度であり、このようにごくわずかな炭素含有量の差で、塑性加工、切削加工等の加工性が変わることはなく、したがって、加工費が変わることもない。よって、労務費総額及び間接経費総額の配賦方法に関して、泰光ベンドが主張する方式を認めなければならないとする韓国政府の主張には、何ら理由がない。
 - (イ) 上記(320)(イ)について、韓国政府は、「和珍 PF を含む韓国企業」に対し AD 協定 6.8 条のファクツ・アヴェイラブルを適用したことは誤りであり、韓国企業が提出した情報に基づいて不当廉売差額率を再算定しなければならないと主張する。「和珍 PF を含む韓国企業」が具体的にどの企業を指すのか不明であるため、和珍 PF についてのみ検討すると、同社の主張は重要事実の 260~262 項において調査当局により既に排斥されている。また、調査当局の係る判断は、申請者の平成 29 年 12 月 28 日付け仮の決定に係る再反論書面で主張した内容に照らし、適切である。よって、「和珍 PF を含む韓国企業」に対し、AD 協定 6.8 条のファクツ・アヴェイラブルを適用したことは誤りであり、韓国企業が提出した情報に基づいて不当廉売差額率を再算定しなければならないとする韓国政府の主張には、何ら理由がない。
 - (ウ) 上記(320)(ウ)について、韓国政府は、重要事実の121及び122項における「他の情報を用いて個別の品種ごとに不当廉売差額率を算出すると【数値】%となる品種も確認されたところ、他の情報でなく申請書に記載されたデータに基づくダンピング・マージンを算出することは、適切なものであると認められた。」という認定に関して、「他の情報」の具体的な開示が必要であるとする。しかし、不当廉売差額率の算出方法からすれば、ここでいう「他の情報」とは、各該当箇所の直前の一文における「他の情報」を指すと考えられる。そして、その両「他の情報」の出典はどちらも「【供給者】」(重要事実の脚注 164 及び 166)とされており、秘密情報として可能な範囲で既に開示されている。よって、「他の情報」の具体的な内容の開示が必要であるとする韓国政府の主張には理由がない。

6-2-4-3 韓国政府からの反論等の検討

- (322) 上記(320)の韓国政府からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
 - (ア) 上記(320)(ア)について、調査当局は上記(249)(イ)に記載のとおり、泰光ベンドが採用している方法は、個別製品の個別原価を必要とする本調査におけるコストの配賦方法としては合理性を欠き不適切であると認定し、合理的かつ適切な方法を検討した結果、製

³³⁰ 重要事実再反論書(申請者 平成30年2月28日)

品重量を基準に配賦を行ったものである。なお、炭素鋼は炭素含量が多いほど加工費用 が高く設定されるとの韓国政府からの意見を裏付ける証拠は、調査当局の記録上ない。

- (イ) 上記(320)(イ)について、上記(260)に記載したとおり、和珍 PF に対し知ることのできた事実(ファクツ・アヴェイラブル)を適用したのは、同一の取引について内容の異なる証憑が複数発行されており、こうした事案が複数の取引で認められたことから和珍 PF が提出した回答の正確性が確認できなかったことや、和珍 PF の回答には数多くの不整合、情報の不提出が認められたためである。したがって、和珍 PF は「調査に関する情報へのアプローチを拒否したり妨げたりしておらず、該当の資料を全て提出した」との主張は事実誤認である。また、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)を適用した和珍 PF 以外の者については、上記(265)、(269)及び(273)等にも記載のとおり、調査開始以降、平成 29 年 10 月 10 日まで、利害関係を有するすべての者に自己の利益を擁護するための機会を十分に与えたが、質問項目にほとんど、または全く回答しておらず、回答期限延長の申立もなかったことから、能力に応じ最善を尽くしたとはいえない。
- (ウ) 上記(320)(ウ)について、重要事実の脚注 164 及び 166 において「他の情報」が供給者のものであることは明示している。情報自体は、当該者の秘密情報であるため開示はできないが、当該情報に照らして、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)による和珍 PF の不当廉売差額率が合理的であることを確認した。
- (323) 以上のことから、上記(320)の韓国政府の反論等は受け入れられない。
- (324) なお、上記(320)(エ)について、平成30年2月15日付で調査当局から韓国政府に対し、対質の申出の期限を過ぎている旨の通知を行った。また、重要事実の開示前に韓国の利害関係者5者から連名で提出された書面については、上記(292)に記載のとおりである。

6-3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実 に関する事項」に係る反論等の検討

(325) 重要事実に係る反論・再反論において、「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の 産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」及び「5-3 「3 不当廉売された調 査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等 の検討」に係る反論等は提出されなかったが、上記(276)の東北パイプターン工業から提出さ れた仮の決定に係る反論等に対して申請者から提出された仮の決定に係る再反論等について、 以下のとおり検討した。

6-3-1 同種の貨物に関する再反論等

- (326) 申請者から、上記(276)の東北パイプターン工業からの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等³³¹の提出があった。
 - (ア) 中間報告書において、調査対象貨物は、韓国又は中国で生産され、本邦に輸出された HS 品目表第 7307.93 号に分類される突合せ溶接式継手のうち炭素鋼製のものであると

³³¹ 仮の決定再反論書(申請者 平成30年2月6日)

されており、調査対象貨物が、開先加工が施された製品に限られていないことは文面上明らかである。さらに、委託先輸出貨物は、開先加工を施されていない点以外は完成品と何ら変わらず、関税定率表の解釈に関する通則 2(a)は、「未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含む」と規定していることから、開先加工が施された完成品と同様に、調査対象貨物に該当する。

- (イ) 委託先輸出貨物と本邦産同種の貨物は、製造工程及び流通経路等が共通し、「代替関係ないし競争関係」にあり、また、不当廉売された委託先輸出貨物が本邦に輸入されれば、本邦産同種の貨物の販売量や価格に影響を及ぼすことから、委託先輸出貨物が調査対象貨物に該当しない旨の東北パイプターン工業の主張は事実誤認に基づくものである。
- (ウ) 委託先輸出貨物は調査対象貨物に該当し、中間報告書は、具体的な証拠に基づき、 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認定しているが、東北 パイプターン工業は、委託先輸出貨物が本邦の産業に実質的な損害等を与えていない との主張の根拠となる具体的な証拠を何ら示していない。

6-3-2 同種の貨物に関する再反論等の検討

(327) 上記(326)の申請者からの再反論等は、上記(280)に記載した東北パイプターン工業からの上記(276)の仮の決定に係る反論等及び上記(278)の仮の決定に係る再反論等に関する調査当局の見解と同旨であり、上記(281)の結論に影響を与えるものではなかった。

6-4 「4 因果関係」に係る反論等の検討

(328) 重要事実に係る反論・再反論において、「4 **因果関係」**及び「5-4 「4 **因果関係」 に係る反論等の検討」**に係る反論等は提出されなかった。

6-5 重要事実を支持する意見

(329) 申請者から、「調査当局が、適正な調査手続を踏まえた上で、韓国及び中国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手の不当廉売差額率を適切に算出し、不当廉売された炭素鋼製突合せ溶接式継手の輸入の事実及び当該輸入の本邦に与える実質的な損害等の事実を適切に認定したことを評価するとともに、仮の決定に係る反論及び再反論等に対する調査当局の見解を含むその他の重要事実の結論及び内容を支持する」との意見の表明332があった。

6-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論

(330) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、 重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

³³² 重要事実反論書(申請者 平成30年2月13日)

7 結論

(331) 以上のとおり、不当廉売された炭素鋼製突合せ溶接式継手の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

主要証拠等目録

| 番号 | 標目 |
|----|---|
| 1 | 大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税を課することを求める書面(株式会社 ベンカン機工、日本ベンド株式会社、古林工業株式会社) |
| 2 | 調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(TK Corporation) |
| 3 | 調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(Sungkwang Bend Co., Ltd.) |
| 4 | 調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票(SBC Bend Co., Ltd.) |
| 5 | 調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(HWAJIN PF Co., Ltd.) |
| 6 | 調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票(HASUNG Co.,Ltd.) |
| 7 | 調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票(KYEONG NAM BEND Co., Ltd.) |
| 8 | 調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票(SHK Co., Ltd.) |
| 9 | 調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社メタルワン鋼管) |
| 10 | 調査対象貨物の輸入者に対する確認票(株式会社浅井) |
| 11 | 調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(山陽工業株式会社) |
| 12 | 調査対象貨物の輸入者に対する質問状への回答書(住友重機械マリンエンジニアリング株式会社) |
| 13 | 本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社ベンカン機工) |
| 14 | 本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(日本ベンド株式会社) |
| 15 | 本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(古林工業株式会社) |
| 16 | 本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(東北パイプターン工業株式会社) |
| 17 | 産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(今治造船株式会社) |
| 18 | 産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(三井造船株式会社) |
| 19 | 産業上の使用者に対する確認票(川崎重工業株式会社) |
| 20 | 産業上の使用者に対する確認票(三井化学株式会社) |
| 21 | 産業上の使用者に対する確認票(住友重機械工業株式会社) |
| 22 | 産業上の使用者に対する確認票(JXエネルギー株式会社) |
| 23 | 平成29年5月19日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(TK Corporation) |
| 24 | 平成29年5月19日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(Sungkwang Bend Co., Ltd.) |
| 25 | 平成29年5月19日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(HWAJIN PF Co., Ltd.) |

| 番号 | 標目 |
|----|---|
| 26 | 平成29年6月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(TK Corporation) |
| 27 | 平成29年6月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(Sungkwang Bend Co., Ltd.) |
| 28 | 平成29年6月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(HWAJIN PF Co., Ltd.) |
| 29 | 平成29年6月23日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(TK Corporation) |
| 30 | 平成29年6月23日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(Sungkwang Bend Co., Ltd.) |
| 31 | 平成29年6月23日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(HWAJIN PF Co., Ltd.) |
| 32 | 平成29年6月26日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社メタルワン鋼管) |
| 33 | 平成29年6月26日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(山陽工業株式会社) |
| 34 | 平成29年6月26日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社ベンカン機工) |
| 35 | 平成29年6月26日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日本ベンド株式会社) |
| 36 | 平成29年6月26日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(古林工業株式会社) |
| 37 | 平成29年6月26日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(東北パイプターン工業株式会社) |
| 38 | 平成29年6月30日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(HWAJIN PF Co., Ltd.) |
| 39 | 追加質問状に対する回答書(TK Corporation) |
| 40 | 追加質問状に対する回答書(Sungkwang Bend Co., Ltd.) |
| 41 | 追加質問状に対する回答書(HWAJIN PF Co., Ltd.) |
| 42 | 追加質問状に対する回答書(株式会社メタルワン鋼管) |
| 43 | 追加質問状に対する回答書(株式会社ベンカン機工) |
| 44 | 追加質問状に対する回答書(日本ベンド株式会社) |
| 45 | 追加質問状に対する回答書(古林工業株式会社) |
| 46 | 追加質問状に対する回答書(東北パイプターン工業株式会社) |
| 47 | 平成29年8月9日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(TK Corporation) |
| 48 | 平成29年8月28日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(TK Corporation) |
| 49 | 平成29年8月28日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(HWAJIN PF Co., Ltd.) |
| 50 | 平成29年8月28日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社メタルワン鋼管) |
| 51 | 平成29年8月28日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社ベンカン機工) |
| 52 | 平成29年8月28日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日本ベンド株式会社) |
| 53 | 平成29年8月28日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(古林工業株式会社) |
| 54 | 平成29年8月28日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(東北パイプターン工業株式会社) |

| 番号 | 標目 |
|----|---|
| 55 | 平成29年9月15日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(TK Corporation) |
| 56 | 証拠の提出(SBC Bend Co., Ltd.) |
| 57 | 証拠の提出(HASUNG Co.,Ltd.) |
| 58 | 証拠の提出(KYEONG NAM BEND Co., Ltd.) |
| 59 | 意見の表明(中国政府) |
| 60 | 意見の表明(Sungkwang Bend Co., Ltd.) |
| 61 | 意見の表明(PILS Co., Ltd.) |
| 62 | 意見の表明(東北パイプターン工業株式会社) |
| 63 | 本邦生産者に対する現地調査報告書及び提出資料(株式会社ベンカン機工) |
| 64 | 供給者に対する現地調査報告書及び提出資料(TK Corporation) |
| 65 | 代替国協力企業に対する確認票(【企業名1】) |
| 66 | 代替国協力企業に対する確認票(【企業名2】) |
| 67 | 代替国協力企業に対する確認票(株式会社ベンカン機工) |
| 68 | 代替国協力企業に対する確認票(日本ベンド株式会社) |
| 69 | 代替国協力企業に対する確認票(古林工業株式会社) |
| 70 | 代替国協力企業に対する確認票及び質問状への回答書(東北パイプターン工業株式会社) |
| 71 | 仮の決定反論書(仮の決定に係る証拠の提出及び意見の表明(反論及び反証))(TK Corporation) |
| 72 | 仮の決定反論書(仮の決定に係る証拠の提出及び意見の表明(反論及び反証))(Sungkwang Bend Co., Ltd.) |
| 73 | 仮の決定反論書(仮の決定に係る証拠の提出及び意見の表明(反論及び反証))(HWAJIN PF Co., Ltd.) |
| 74 | 仮の決定反論書(仮の決定に係る証拠の提出及び意見の表明(反論及び反証))(SBC Bend Co., Ltd.) |
| 75 | 仮の決定反論書(仮の決定に係る証拠の提出及び意見の表明(反論及び反証))(PILS Co., Ltd.) |
| 76 | 仮の決定反論書(仮の決定に係る証拠の提出及び意見の表明(反論及び反証))(YOUNGSHIN BEND) |
| 77 | 仮の決定反論書(仮の決定に係る証拠の提出及び意見の表明(反論及び反証))(株式会社ベンカン機工、日本ベンド株式会社、 古林工業株式会社) |
| 78 | 仮の決定反論書(仮の決定に係る証拠の提出及び意見の表明(反論及び反証))(東北パイプターン工業株式会社) |
| 79 | 仮の決定再反論書(仮の決定に係る証拠の提出及び意見の表明(再反論及び再反証))(株式会社ベンカン機工、日本ベンド株式会社、古林工業株式会社) |
| 80 | 仮の決定再反論書(仮の決定に係る証拠の提出及び意見の表明(再反論及び再反証))(東北パイプターン工業株式会社) |
| 81 | 重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(TK Corporation) |
| 82 | 重要事実反論書 (重要事実の開示に係る意見の表明 (反論)) (Sungkwang Bend Co., Ltd.) |
| 83 | 重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(HWAJIN PF Co., Ltd.) |
| 84 | 重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(SBC Bend Co., Ltd.) |

| 番号 | 標目 |
|----|---|
| | 重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(株式会社ベンカン機工、日本ベンド株式会社、古林工業株式会社) |
| 86 | 重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(韓国政府) |
| Α/ | 重要事実再反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(再反論))(株式会社ベンカン機工、日本ベンド株式会社、古林工業株式 会社) |
| 88 | 調査当局が収集及び分析した関係証拠 |